

中部社会福祉学研究

第11号

2020.3

日本社会福祉学会中部部会

中部社会福祉学研究 目次

2020. 第11号

日本社会福祉学会中部部会

シンポジウム

- ①記念講演「再犯防止とソーシャルワーク」(13:05~14:05) 1
講師：藤原正範氏(鈴鹿医療科学大学教授・日本司法福祉学会長)
- ②パネルディスカッション(14:15~16:30) 15
パネリスト
「児童虐待防止の視点から」 井上薫氏(同朋大学教授)
「福祉事務所の視点から」 桜井啓太氏(名古屋市立大学准教授)
「精神保健医療福祉の視点から」 樋澤吉彦氏(名古屋市立大学准教授)
・コメンテーター： 伊藤文人氏(日本福祉大学准教授)
・コーディネーター： 湯原悦子氏(日本福祉大学教授)

論文

- 生活保護の受給抑制志向に関連する要因
—SPSC調査データの2次分析から— 山田 壮志郎 43
- 知的障害者の大学進学に関する研究
—米国の実践からの示唆— 水野 和代 55
- 当事者組織におけるコンフリクトの類型
—構成員の関係性に着目した分析をとおして— 平松 和弘 67
- 評価調査者の評価経験の有無が
第三者評価に対するイメージに与える影響 城戸 裕子 79
- 地域の若い世代とのかかわりによる高齢者の意識変容のプロセスの検討
—Generativityの視点を用いて— 崔 恩熙 89

書評

- 『ビリーブ 未来への大逆転』
～最高裁判事、ルース・バイダー・ギンズバーグがたどった軌跡～ 杉本 貴代栄 101
- 老いのゆくえ 伊里 タミ子 105
- 『ソーシャルワーカー — 「身近」を革命する人たち』 須藤 八千代 113

研究ノート

- 犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労に必要な地域の連携とは
—就労系福祉事業所の管理者と現場の支援員への意識調査から— 瀧川 賢司 119

社会福祉の 「監視化」を問う

罪を犯した人たちの中に、高齢者や障がい者など社会福祉の対象になる人たちが少なくないことは、よく知られるようになってきました。刑事施設を出所したあと、再び罪を犯すことなく地域の中で暮らし続けることができるようにするため、司法と福祉の連携が謳われるようになっています。しかし、こうした動きは、一步間違えると、社会福祉が取り締まりや監視といったシステムの中に組み込まれる危険性も孕んでいます。

こうした動きは、司法福祉の分野に限ったことではありません。児童虐待への介入、福祉事務所への警察官OBの配置、精神保健医療福祉などの場面でも、共通する懸念が指摘されています。

本シンポジウムでは、再犯防止の政策動向を切り口に社会福祉の「監視化」の動きを問い直し、この中で社会福祉が守るべきものは何かを議論します。



2019年

日時

4月20日(土) 13:00~16:30
(12:30 受付開始)

会場

愛知県産業労働センター
ウィンクあいち 10階 1003 中会議室
名古屋市中村区名駅4丁目4-38 (「名古屋」駅徒歩5分)

どなたでもご参加いただけます

参加費
無料

要約筆記・手話通訳が必要な方は
3月10日までに下記問合せ先
までご連絡ください

記念講演

再犯防止とソーシャルワーク

講師

鈴鹿医療科学大学教授・日本司法福祉学会長

藤原 正範氏

● パネルディスカッション ●

【パネリスト】

児童虐待防止の視点から 井上薫氏 (同朋大学教授)
福祉事務所の視点から 桜井啓太氏 (名古屋市立大学准教授)
精神保健医療福祉の視点から 樋澤吉彦氏 (名古屋市立大学准教授)

【コメンテーター】

伊藤文人氏 (日本福祉大学准教授)

【コーディネーター】

湯原悦子氏 (日本福祉大学教授)

主催 / 日本社会福祉学会中部地域ブロック部会

問合せ先

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会担当理事・山田壮志郎 (日本福祉大学社会福祉学部)
〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田 E-mail : y-sosiro@n-fukushi.ac.jp

日本社会福祉学会 中部地域ブロック部会 2019年度 春の研究例会シンポジウム

1. 日 時

2019年4月20日（土）13：00～16：30

2. 会 場

愛知県産業労働センター・ウィングあいち

第3部

シンポジウム

「社会福祉の『監視化』を問う」

(13：00～16：30)

①記念講演「再犯防止とソーシャルワーク」(13：05～14：05)

講師：藤原正範氏（鈴鹿医療科学大学教授・日本司法福祉学会長）

②パネルディスカッション（14：15～16：30）

・パネリスト

「児童虐待防止の視点から」井上薫氏（同朋大学教授）

「福祉事務所の視点から」桜井啓太氏（立命館大学准教授）

「精神保健医療福祉の視点から」樋澤吉彦氏（名古屋市立大学准教授）

・コメンテーター：伊藤文人氏（日本福祉大学准教授）

・コーディネーター：湯原悦子氏（日本福祉大学教授）

記念講演

司会（柴田）：定刻になりましたので、日本社会福祉学会中部地域ブロック部会 2019 年度春の研究例会を開催させていただきます。進行は金城学院大学の柴田謙治が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は何よりもこれだけたくさんの方に、一般的ではないテーマにもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございます。社会福祉の仕事というのは、ソーシャルワーカーやケアワーカーはいい支援をしたいという思いでいたします。ただ、官僚や政治家が社会福祉をつくると、そういった意図に反した機能を社会福祉が持つこともあります。社会福祉の「監視化」もそういうところではないかと思えます。したがって、そういったことについてどう考えていけばいいのか、これを今日の午後に一緒に学ばせていただけたらと思います。

まず最初に、日本社会福祉学会中部地域ブロック部会担当理事の山田壮志郎会員よりご挨拶を申し上げます。

山田：皆さん、こんにちは。いまご紹介いただきました、日本社会福祉学会で中部地域ブロックの担当理事をしております、日本福祉大学の山田です。今日はお休みのところ、たくさんの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

社会福祉学会の中部地域ブロック部会は、日本社会福祉学会の中部地域の会員で組織しております、研究発表とか、機関誌を刊行したりして、中部地域の社会福祉研究の発展に資する研究交流活動をしている組織です。もう一つ、中部ブロックの大きな行事が年に 1 回開催している春の研究例会で、毎年その時々の特ピックスを取り上げて、シンポジウムや講演会を開催しております。シンポジウムに関しては、会員以外の一般の方にも公開する形で、実践と研究をつなぐべく広く中部地域の社会福祉の発展に資するような企画をし

てまいりたいということで、今日も会員以外の方にもたくさんお越しいただいているのではないかと考えております。

毎年このシンポジウムの企画を立てているわけですが、今年のテーマをどうしようかという議論を半年ぐらい前から重ねてまいりました。今年は、司法と福祉の連携について取り上げようというのが一つの発端でした。ご案内のとおり、罪を犯した人、刑務所などに入っている人の中には、高齢者とか障害を持っている方とか、社会福祉の対象となるような方が少なくないということがよく言われておりまして、そういう中で司法と福祉の連携が言われているわけです。

罪を犯した人たちの中に福祉の対象になる人が少なくないことはよく知られるようになってきているのですが、今回はもう一歩掘り下げて、よくよく考えてみると、こういう司法と福祉の連携は大切でありつつも、一歩間違えると、社会福祉が取り締まりや監視といったシステムの中に組み込まれていく恐れもあるのではないかと。そういう中で、社会福祉がいったい何を守っていくべきなのか。そんなことを議論してみようではないかということで企画を立てさせていただきました。

今日は、日本司法福祉学会の会長でもあります鈴鹿医療科学大学の藤原先生に基調講演をお願いすると、こういう監視化の動きが危惧される領域として、児童虐待、精神保健福祉、生活保護といったところからも、この地域の研究者の皆さんにシンポジストとして加わっていただきました。「正義ってどういうふうにかんがえたらいいのか」とか「人権を守るってどういうことなのか」とか、社会福祉の価値に関わるような難しいテーマでもありますので、今日で何か答えが見つかるということではないかもしれませんが、少しでも議論を深められればと考えております。

もう一つだけ、最後にご案内になります。今日

の企画とは別の話になりますけれども、日本社会福祉学会、全国社会福祉学会では、毎年1回、日本社会福祉学会フォーラムを開催しております。毎年、全国各地のどこかを会場として、輪番でやっているものです。今年度は中部地域がその番に当たって、11月30日に「社会福祉と住まい」というテーマでシンポジウムを開催することになります。また何らかの形でご案内させていただきますけれども、ぜひそちらにも足を運んでいただければと思っております。

冒頭に申し上げたように、中部部会としては現場・実践、研究を問わず、地域の社会福祉の発展に貢献できるような活動をしてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

少し長くなりましたけれども、私からの挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。(拍手)

司会(柴田)：ありがとうございます。今日の進め方につきましては、本日の冊子の「第3部 シンポジウム」というページに書いておりますので、ご覧ください。

引き続き、記念講演「再犯防止とソーシャルワーク」を鈴鹿医療科学大学教授で日本司法福祉学会会長の藤原正範会員をお願いいたします。藤原先生、よろしくお願いいたします。



藤原：ご紹介いただきました、鈴鹿医療科学大学の藤原と言います。三重県の鈴鹿市にあって、社会福祉士とか精神保健福祉士の養成をしている大学です。医療系の大学ですけれども、その中のごく一部で、二つの専門職を目指す学生たちの教育に当たっております。それから、紹介にもありましたけれども、現在、日本司法福祉学会という学会の会長をしております。私は大学の教員になって15年目ですけれども、その前28年間、家庭裁判所調査官をしております。司法と福祉の接点のようなところでずっと仕事をしてきたということで、日本司法福祉学会の活動をするようになりました。

実はいま社会福祉士とか精神保健福祉士を巡る問題で一番熱い議論が行われているのは、司法領域のソーシャルワークを巡ってだろうと思います。私が所属しており、会長を務める学会の中でも、いまだきこの時代大変珍しいですけれども、この問題を巡る考え方が、単に理論的な路線対立というところからもう一歩出て、感情的な対立にまで発展しかねないような状況になっています。

この講演で私は言葉にはよほど気を付けて話をしないと、学会の中の対立をさらに激化させるかもしれない。そうすると、会長としての職務が果たせていないということになりますので、非常に緊張しながら今日はお話をさせていただくことになることをご理解いただきたいと思います。と言いましても、奥歯にもの挟まったような言い方をすると、皆さん欲求不満を感じられるでしょうから、私の考え方をクリアには述べていきたいと思っております。

まず、司法がどういうものなのかということが司法のソーシャルワークを考える上では一番重要なことだと思います。本日は刑事司法についてお話をしますけれども、司法の基本には、罪刑法定主義ということがあります。日本では20世紀になって初めて確立された考え方です。弁護士ドットコムによると、犯罪と刑罰は法律

によって定められていなければならないという原則、「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」と書いてあります。日本国憲法の第31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と書いてあります。刑罰は、典型的な人の自由の制限になります。したがって、その手続きを定めるものは法でなくてはならない。そして法律は、国の唯一の立法機関である国会でしか決められないという理屈になっているわけです。

皆さんご存じのように、刑罰法令は本当にたくさんあります。県とか市の決めた条例にも刑罰法令はあります。福祉を学んでいる学生たちに「条例に違反した人の刑罰って誰が決めるの？」と問い掛けるんです。例えば鈴鹿市の条例でしたら、「鈴鹿市じゃないんですか」、三重県でしたら「三重県です」。「じゃあ三重県とか鈴鹿市に裁判所があるんですか」と尋ねると、ないわけです。刑罰法令の適用・執行は国家にしかできない。なぜ国家にしかできないかというと、刑罰法令は人の基本的な人権を国家の力によって制限することができるからという理屈になるわけです。したがって、市町村が決めたものであれ、都道府県が決めたものであれ、刑罰法令の適用は国にしかできません。

ここでさらに付け加えるならば、アメリカはどうですかという話を学生たちにするんです。アメリカは皆さん、どうでしょうか。アメリカにとっての国とは何でしょうか。実は、アメリカの州は、州によって、日本でいう刑法が異なっています。アメリカはよく死刑大国と言われますけれども、死刑のない州が3分の1あります。死刑のない州もあれば、16歳で死刑が執行できるというものすごく厳しい州もある。アメリカが子どもの権利条約を批准できないひとつの理由です。18歳未満の死刑は子どもの権利条約では許していないわけですから。

アメリカは日本の国とは違うねという話を

学生たちにします。The United States of America ですから、一つ一つの州が日本の国に当たる組織です。アメリカ合衆国とは何かというと、アメリカの各州が合衆国憲法の理念の下に一つにまとまった集合体であると。日本とアメリカは国の成り立ちが全く違うという話を学生たちにします。罪刑法定主義と言いましてもそういう基本的な問題をまず押さえておかないといけないと思います。

そしてここで、責任能力がない人に処罰はあり得ないという前提があります。刑法の条文を二つ挙げてみたいと思います。刑法39条の第1項、「心神喪失者の行為は、罰しない」。同条2項の心神耗弱者は、刑は軽減するが罰する対象です。そして、41条「14歳に満たない者の行為は、罰しない」。要するに、心神喪失者と14歳に満たない者は責任能力がないということになっているわけです。年齢の14歳はそこではっきりと区切られています。いかにしっかりした13歳であっても責任能力はない、いかにぼんやりした14歳でも責任能力はあることになる。

一方、心神喪失は裁判所が決めることになっています。しかし裁判所の裁判官は心神喪失かどうかを見分ける力を十分に持っていませんので、精神科医の力を借り、その鑑定を基にして判断します。しかし、鑑定結果どおりにしなければならぬということはないです。最終的には裁判官が決めることになっています。また、精神科医によって心神喪失かどうかという判断はズいぶん分かります。例えば有名な宮崎勉事件については、3回精神鑑定が行われ、すべて長期間の鑑定でしたけれども、3つとも違う診断名がついています。このように、心神喪失かどうかの診断はとても難しいのです。

それに比べると、14歳に満たないというのははっきりしている。まれに、よその国から来た少年で何歳か分からないということがあります。その場合は年齢の鑑定をして決めるしかないわけです。

さて、責任能力がないと判断された人の中に、社会的に非常に危険だということはあるということ。そこから保安処分という考え方が出てくるわけですし、保安処分とは「再犯の危険に対処する目的で刑罰に代え、または刑罰を補充するための、自由剥奪を含む治療、矯正、労作、予防などの処分の総称」です。保安処分は、罪刑法定主義とは全く違います。

ある犯罪行為があったかなかったか、これ自体も決めるのは難しいのですが、それでもいろいろな証拠を集めることによって、真相に近づくことはできると思います。ただ、人がどうかというのは非常に難しいです。しかも、仮に決めたとしても、それが公平なのかどうか、それは国家権力にとって都合がいい人なのか、悪い人なのかということではないのかという疑問もかかります。典型的には、例えば社会主義時代のソビエトは、国家に都合の悪い思想犯をたくさん強制収容所に送り込んだわけです。そういったおそれがあるということで、保安処分という言葉に皆さん非常に警戒心を持つ。これは当たり前だと思います。

少年司法はどのようなのでしょうか。皆さん、少年法第1条を冷静な気持ちでじっくりと読んでみられたことはありますか。少年法第1条は、司法ソーシャルワークとか司法福祉を考える上で極めて重要な法律だと思うので、ぜひ一度ゆっくり読んでいただきたいと思います。そこに書かれているのは、少年法の目的は健全育成である、そして非行のある少年に保護処分を行うとあります。「非行がある」というのはいったいどういうことかと言いますと、現在のその少年の状態を示す言葉であるのです。そして、それをなくすために保護処分を行うと書いてあるのです。

非行がある少年は触法少年・虞犯少年・犯罪少年という三つに分かれています。その中の最も数が多い犯罪少年の「犯罪」は、過去、犯罪があった、罪を犯す行為があったということ

です。犯罪少年がイコール非行少年なのかというと、少年法にはそうは書いてはいない。過去の行為のみで、その子を非行少年とは決めつけないということです。

ではそこに何が加わるのかというと、家庭裁判所調査官とか少年鑑別所によって明らかにされる要保護性というものがあるのです。要保護性があるとはじめて、非行がある状態であると判断するという理屈になっているのです。

家庭裁判所発足時、「非行＝要保護性」と考えられた時代が一時期ありました。例えば殺人事件を起こしたと疑いをかけられて家庭裁判所に送られた子がその殺人事件の犯人ではなかったということになった場合、どうするのかということですが、少年法をよく読むと、その子が虞犯であれば家庭裁判所の審判に付するという事になっています。

ただ、常識的に考えると、そういう手続きをあまり乱暴に進めると、すごく問題があります。少年法の運用の中で、これは家庭裁判所の実務の工夫だと思いますが、非行は非行事実、すなわち過去あった事実、プラス現在の要保護性、この二つについてどちらも事実があったとなった場合、保護処分の対象としていこうということになったのです。

ただ、触法と犯罪の場合は、過去に法律に触れるとか、法律を犯す行為があったということ証明することは可能だと思いますが、虞犯は難しいです。少年法第3条の虞犯の条文を読んでいただきますと、非常に分かりにくいと思います。現在、家庭裁判所の実務として定着しているのは虞犯事由のイ・ロ・ハ・ニの四つのいずれかの事実に加え、具体的な虞犯性がなければならぬという考え方です。そこを厳格に家庭裁判所が解釈するようになっており、それが警察などの実務にも影響し、歴史的に非常に慎重な虞犯の運用になってきたわけです。

日本の家庭裁判所の少年司法は、いろいろな非難はありますが、比較的国民の支持を得てい

る制度だと思えます。もともと家庭裁判所は、アメリカの少年裁判所が起源です。アメリカの場合、少年裁判に付する理由が非常に幅広い。片や少年裁判所は人権侵害をしていると言われ、片や甘すぎると言われ、アメリカの少年司法はどんどん崩れていったのです。

ここで、少年司法は典型的な保安処分であると言っておきたいと思えます。これを明確に書いているのが、かつて日本福祉大学の副学長をされました山口幸男先生です。山口先生が司法福祉という言葉をつくられました。日本司法福祉学会の初代会長を務められた先生です。山口先生の1991年の『司法福祉論』に「本質的考察を行えば、“保護処分”は未成年者の『未成熟性』（障害の一形態）を根拠にした特殊な『保安処分』なのである」とはっきり書いてあります。「したがって保護処分は少年の権利ではなく、権利の制限の特殊な形態であると言える」と。

これは非常に重要な見解であると思っています。少年法は、少年の健全育成を目的としていると第1条の冒頭に書いてあるために、少年法と児童福祉法と教育基本法はほとんど同じベースの法律だと説明する人がいます。特に福祉分野の人がそういう説明をしますが、これは全く間違った説明です。少年法は、健全育成を目的としていると書いてありますけれども、法構造としては刑事訴訟法の特別法です。本当に教育とか福祉を目的とする手続きだったら、なぜ少年鑑別所とか少年院に入れるときに手錠を掛けて連れていくのでしょうか。そして、彼らが生活する居室になぜ外から鍵を掛けるのですか。この自由の制限は教育とか福祉の理念とは全く相いれないわけです。この事実を、少年法が刑事訴訟の一つの特別な形であることを証明していると私は思います。

山口先生の言葉を続けると、「保護処分が単なる保安処分ではなく『特殊』であるのは、その対象が単に未成熟であるという障害的根拠を持つのみならず、今日『子供の権利』の主体とさ

れた少年たちであり、刑事政策とはいえ長期的展望に立った教育や福祉の論理を排しえないことによる」とあります。

「しかもその実施主体が『独立性』と日本国憲法以下の法体系に直接依拠し、そこに自らの政策原理を見出すことを義務付けられている『司法』であることが、この特殊性を一層際立ったものとしている。こうして保護処分や家庭裁判所における保護的措置は、自動的に少年の成長発達を促進する教育・福祉の事業となるものではなく、短期的な社会防衛要求との熾烈な葛藤を引き受け、国民の人権意識の高揚を直視して教育や福祉の論理を尊重しようとする実践者たちの自覚的努力と、それを支える広範な国民の努力によって、教育・福祉事業の側面を強化してきたのである」とも書いてあります。私は、これは司法福祉に関するすばらしい考察だと思えます。司法福祉の領域が広がっていく中で、山口司法福祉論のこの原点が再確認されなければならないだろうと思えます。

「広範な国民の努力によって、教育・福祉事業の側面を強化してきた」という山口先生の言葉は、当時一世風靡していた一番ヶ瀬康子先生の運動論と全く同じ考え方を採っておられたのだろうと私は思います。家庭裁判所の仕事を司法福祉、司法ソーシャルワークと呼ぶためには、そこに関わっている人たちの普段の努力がなければならないと。そこを怠けると、本当に保安処分の悪い面のみが出てきてしまうことになるのだと思えます。

さて、医療観察という制度が21世紀に入ってきました。この法律はいったい何なのかということですが、私の理解では、これも保安処分の一形態だということは間違いないと思えます。ここにいらっしゃる先生方はよくご存じだと思いますが、精神障害者に対する保安処分反対の強い運動が歴史的に長く続けられてきて、その中で議論が繰り返され、繰り返された揚げ句、この法律にたどり着いたということで

す。この法律の第1条に、人の治療を目的の初めにもって来たというところは見えておかないといけなんでしょう。

刑事司法とは何かというと、罪刑法定主義に基づいて、刑罰法令に定められた罰則を受けるような行為があった場合、その行為者に対して自由を制限する処罰を国家の力ですることがありますということです。処罰とは何かというと、一つは共同体からの追放です。刑務所に入れて、共同体から切り離してしまうということです。共同体の安全を守るために、その人を切り離すということです。もう一つは、その行為者に対して、普通の人が持っている権利を制限するということです。したがって、その人が刑罰を終えて一般社会に復帰してくることを考えた場合、そこに非常に大きなハードルというのでしょうか、困難があるということになるわけです。

しかし、あまりに自由の制限と共同体からの追放を強調すると、さまざまな支障が起きてくるので、刑事政策上そこを柔らげる仕組みが設けられているのです。

その仕組みをいくつか説明しますと、一つが執行猶予です。いきなり刑務所に入れるという言い渡しをしないで、懲役2年であっても、5年間その執行を猶予するというような制度です。この場合、5年間犯罪を繰り返さない状態で生活すれば、懲役2年は執行されなくなります。大変寛容な制度ですが、これは刑罰の持つ硬直性を緩めるために考えられた制度です。

執行猶予制度の中に一部執行猶予という制度ができたのは、ご存じの方も多いと思います。一つは、初めて刑務所に入る人に対して、判決の言い渡しのときに執行猶予部分を読み込んで言い渡しをするものです。実刑か執行猶予かのどちらかしか選べないという制度をより柔軟にしていこうということだと思います。薬物依存の問題はやっぱり、何回刑務所に行っても社会に戻ると依存に戻ってしまってもよくなならないと言われていて、薬物使用については、初め

て刑務所に入る人に限らず、何度でもこの制度が使えることになりました。

仮釈放という制度もあります。懲役5年という判決があると、5年間刑務所で生活することになりますが、5年間丸々刑務所において、次の日から社会に出て、すぐに社会の中で普通にやっけていけるのかというと、それは難しい。だから少し早めに刑務所から社会に戻ってもらい、残った刑期について国がしっかり監視して社会復帰に近づけようというのが仮釈放制度です。仮釈放を認めるかどうかを決めるのは地方更生保護委員会で、この機関は法務省の出先機関です。残った刑期は、仮釈放中であるとして必ず保護観察を受けることになります。

起訴猶予という制度もあります。起訴猶予の判断は検察官の一番大きな権限と言えます。起訴して裁判所に持っていけば間違いなく有罪になりますという場合も、検察官の裁量によって裁判をしないという決定ができるのです。

ですから、刑事司法において一番力を持った官職は検察官です。裁判官は全く受け身です。検察官が公訴を提起しないと、裁判を開くことができないわけですから。検察官が刑事司法の舞台をすべて整えると言ってもいいでしょう。この権限があまりにも大きいので、それを抑制する制度としてつくられているのが検察審査会です。検察審査会は最近いろいろな事件で活用され、ニュースに出ることが多くなりました。

次に刑事政策の歴史的変遷についてお話してみたいと思います。一番古いのは仮釈放です。「仮出獄」という言葉が1880年の旧刑法に出てきます。当時の刑法はまだ日本が近代国家になる前であり、律令制度の色彩を残していました。「徒刑」とか「流刑」とか、江戸時代の言葉がそのまま残っていたのです。

また、当時、厳密には罪刑法定主義ではありませんでした。監獄に入る対象は責任能力があり、罪となる行為のあった人だけではなかったのです。こらしめのため人を共同体から遠ざけ

たり、窮屈な思いをさせたりすることを目的として、監獄というものが多面的に活用されていたようです。典型的なのは懲治場です。未成年の子どもが親の言うことを聞かないとき、懲治場に入れることができたのです。懲治場は監獄の一部でした。

明治時代の日本の課題は西欧諸国と対等に付き合ってもらうことでした。律令時代の古い刑事政策を続けるわけにはいかず、刑法を近代化する必要がありました。1907年の刑法はそういう背景で成立しました。

1880年から1907年の間に感化法が成立し、執行猶予制度も誕生しています。懲治場は、監獄の一部に未成年者を入れており、未成年者を犯罪者に養成する場所になっているという批判がありました。監獄の外に非行・犯罪の子どものための教育施設をつくるためにできたのが感化法でした。民間の感化院が1880年代から誕生し始め、1900年には国の法律になった。感化法は、その後少年教護法になり、戦後児童福祉法になったことをご存知ですね。感化法は児童福祉法の起源となる法律です。

1907年刑法は、いまの刑法につながります。いまの刑法は、成立当時カタカナ・漢字の混じりだったのをひらがな・漢字にし、罪と罰が現代社会に合うように改正しています。それでも、基本的な刑法の構造は、1907年のままです。14歳未満の刑事責任能力を否定しているのもその一つです。

1922年は、旧少年法が成立した年です。この同じ年に起訴便宜主義を採用する法改正がありました。

現在の少年法は、戦前の旧少年法を日本国憲法の精神に合うような形に改正したものです。戦後少年法と旧少年法との一番の違いは、少年法が、少年審判から検察官を排除したことにあります。旧少年法は、検察官に少年審判所に送致するかどうかの判断権があったのです。

このような歴史の流れは、現在の少年非行、刑

事政策を考えていく上で非常に重要だと思えます。今日は1時間しか話ができせんので、詳しくは語れませんが、私の一番の研究テーマが歴史であるということをお話ししておきたいと思えます。

さて、もう一度刑事司法の目的を考えてみたいと思えます。これは刑事訴訟法に書いてあるわけです。「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ」と。刑事司法の目的は公共の福祉の維持です。個人の幸せではありません。なぜ個人の基本的人権を保障すると書かないといけないのかというと、それは、刑事司法の結果として出てくるものが個人の権利の著しい侵害になるからです。だから、手続きについてはきちっと人権保障しなければならないと書いてある。これが刑事司法の本質であります。

ですから、少年を鑑別所に連れていくときに手錠を掛けるとか、少年院は子どもたちの生活する寮に施錠するとか、そういう性質を持っているのは当たり前なのです。わかり易く言うと、刑事司法の目指すものはみんなの幸せです。みんなの幸せのために、悪いことをした人、危ない人を排除するというのが刑事司法の本質です。犯罪者の社会からの追放、排除という性格を有している。最も典型なのは死刑です。人を殺すことだってできるわけです。

先日、日本ソーシャルワーカー協会がおそらく初めて「死刑とソーシャルワーク」というテーマでシンポジウムをしました。私は行きたかったのですが、別の用件が入っていて行けなかったのです。ソーシャルワーカーが死刑をどう考えるかということは、ものすごく本質的なことで、議論の必要な問題であると考えています。みんな逃げていますが。来年(2020年)5月に国際刑事司法コンGRESSが日本で開催されますが、日本の死刑制度が一つの議論になるかもしれません。

捜査、公訴提起、裁判(これはもちろん少年

審判も含めて)、矯正、更生保護すべては刑事司法の性格・本質から逃れることはできないと思います。ここをまずしっかり認識しておかないといけないと思います。

更生保護制度とは何かを考えてみたいと思います。これは結構難しいです。共同体から追放した人とか、自由を制限して窮屈な生活をさせた人をもう一回、地域社会の中で普通の人として生活できるようにしていくためには、一定の仕組みが要るのです。その国家機関の仕事が、更生保護です。「更生保護」は、英語の rehabilitation です。かつては福祉の世界でも「更生」という言葉を使っていました。rehabilitation と言えば、理学療法士とか作業療法士が高齢・障がいの人々の健康を回復させるために行うというような狭い意味ではなく、人の普通の生活、とりわけ人として尊厳のある生活を回復させるということです。非行・犯罪からの立ち直りも同様の意味があります。

ただ、一部執行猶予に見られるように、保護観察を刑罰の一部として利用していくという流れもあります。また、保護観察を刑罰の一部と位置付けたほうが良いと主張する刑事司法の専門家もいます。これは難しい問題です。



私はここで、更生保護の活動はソーシャルワークとイコールではないと言っておきたいと思います。更生保護はあくまでも国家機関が刑事司法の一環として、非行少年・犯罪者の社会復帰のために行っている活動ですから、その中では

自由の制限が当然あります。住居を定めないといけないとか、保護観察官に呼ばれたときにはそれに応じて生活の報告をしないといけないとか、自分の生活に関わる資料を提出しないとけないとか、こういう義務があります。刑務所の生活ほどの自由の制限があるわけではないですが、そこに自由の制限があることは間違いのないのです。したがって「更生保護＝ソーシャルワーク」であると理解するのは無理がある。

ただ、非行少年・犯罪者を社会に復帰させて、本人の自尊心と尊厳を回復していくプロセスを援助する仕事であることは間違いありません。国家権力を背景しながらも援助という側面をもつ仕事であるわけで、ソーシャルワークの技法と知識が必要なことは確かです。しかし「更生保護＝ソーシャルワーク」ではないことは頭の中に入れておかなければなりません。更生保護法の第1条の最初に「再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし」と書いてある。そこが第一の目的であり、本人のウェルビーイングの向上が目的ではないわけです。

ちなみに皆さん、私は学生によく更生保護制度の授業で問うのですが、「再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし」というように、なぜ犯罪と非行とでは書き方が違うんでしょうかと。しかも、その前に「この法律は、犯罪をした者、非行のある少年というように、前者は過去形、後者は現在形と分けて書いているが、日本語としてこれはおかしくないですか」という問い掛けを学生にします。私の冒頭の、少年法の第1条の説明で皆さんはもう理解されていると思いますが「犯罪をした者」は過去の出来事です。したがって「再び犯罪をすることを防ぎ」となるわけです。少年の場合は「非行のある少年」と現在の状態であるので、「その非行をなくし」という表現になるのです。

法律はこのように非常にナイーブにつくられています。福祉の人は、法律の言葉を常識的に理解してしまう傾向があります。常識的な理解

からいうと「法律の文章って、なんか汚い日本語だな」と思うことがありますが、すべて意味があるのです。

さて、ここで少年法の年齢引き下げの問題のお話をしておきたいと思います。日本司法福祉学会において、司法領域のソーシャルワークについて非常に熱い議論になってきた背景には、一つはこの問題があります。成人年齢の引き下げ問題が絡んでいるのです。公職選挙法から始めて、民法も20歳成年が18歳成年になりました。法の整合性から少年法も引き下げるべきではないかという議論が、法制審議会で行われています。掲示してあるのは日本弁護士連合会のホームページです。日本弁護士連合会は年齢引き下げに反対しています。

少年法の20歳を18歳に引き下げると、家庭裁判所の少年審判部、少年鑑別所と少年院の仕事は6割ぐらいになります。これは大打撃だという話もあるわけです。しかし、国の機関を守るために制度を考えるというのは発想が逆転しています。この問題は日本の国の将来にとってどのように考えていったらいいだろうかと、視野を大きくして議論する必要があります。

私は少年司法とか児童福祉の歴史が好きなので、大正期に旧少年法がどのように議論されてきたとか、昭和初期感化法が少年教護法になるときにどんな議論があったんだろうかという関心を持ち、帝国議会の議事録を丁寧に読みました。それが私の過去の研究成果になっています。そこではすごく視野の広い、これからの日本の国をどうしていくのかという視点で議論が行われています。すばらしいと思います。

皆さんあまりご存知ないかもしれませんが、感化法が少年教護法になるとき、ものすごく大きな社会運動が起こされその結果少年教護法が誕生したのです。感化法改正運動というのは、大きな運動でした。当時の感化院の院長とか職員たちがその運動に身を投じています。児童福祉関係者が起こしたソーシャルアクショ

ンであり、成功したソーシャルアクションと言えます。

この少し前、救護法実施運動がありました。当時の方面委員さんたちが命を懸けて起こした運動でした。本当に上京した方面委員の中に死んだ人がいます。天皇への直訴を準備して勝ち取ったのが救護法の実施でした。救護法という法律は1929年に成立したのですが、金がないので政府は実施しなかったのです。

そして、感化法改正運動のおかげで1933年に少年教護法が誕生しました。少年教護法にはすごく大きな意味がありました。実は、児童福祉法は少年教護法を土台にしています。もう一つ、1933年の児童虐待防止法が児童福祉法の中に条文として入っています。児童福祉法の児童相談所、児童委員制度はすべて少年教護法にアイデアがありました。この法律がなかったら、いかにGHQが指示しても、今の児童福祉法はできていないと思います。そこまでの日本の児童福祉の歴史があったからこそだと思います。そういうことも是非知っておいていただければと思います。

そのような素晴らしい歴史に比べて、現在の成人年齢の引き下げ問題の法制審の議論はいったいどうなってるのでしょうか。法務省のホームページを開けてもらおうと、法制審の議事が全部出ています。ぜひ読んでみてください。最近、2回ほどの会で意見交換がなされているのが、「若年者に対する新たな処分」についてです。読むとがっかりしますよ。本当にこれはがっかりします。年齢引き下げ問題について、審議会のこの分野の研究者はこんなに瑣末な、テクニカルな議論しかできないのだろうかと思います。

結局、20歳を18歳に下げると、健全育成という理念は使えない。しかし、18歳・19歳の成年にはいろいろ問題がありそうだから、国家として関わりを続ける必要があると思っています。それは健全育成・教育目的ではない、それではいったい何を目的にするのかとい

うと、「危ないから」ということになります。このレベルでこの問題を議論していいのでしょうか。「危ないから」家庭裁判所を活用する。家庭裁判所調査官は18歳までの少年の調査と、18歳・19歳の人の調査を区別してできるのでしょうか。本当に危ない議論をしていると思います。

こんな議論をしている人たちに戦前の帝国議会の議事録を読んでほしいと思います。彼らは日本の子どもたちの将来を語っています。

さて、もう一つ最近の話題ですが、再犯防止推進法が成立しました。この法律は、再犯防止のために保健医療機関や社会福祉サービスを活用していこうということするものです。日本社会福祉士会など、自分たちの専門性が生かせる仕事の分野が広がるということで、歓迎ムードです。ただ、それでいいのだろうかという問題提起をしておきたいと思います。

再犯防止推進法の目的は、あくまでも再犯を防止することです。問題は対象となる人をどう規定しているかです。「この法律において『犯罪をした者等』とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」となっています。いままで、刑事司法が対象としていなかった人たち、少し危ないなという程度の人たちを対象もしますということになります。では、再犯防止とは何かというと、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう」と書かれています。

参議院段階ではいろいろと疑義が出されています。人権侵害につながらないように運用しなければならないとか、起訴猶予になった場合はともかく犯罪事実がないという理由で不起訴になった人を対象としてはならないという議論が行われ、付帯決議が付けられました。付帯決議を読むと、国会がこの法律をどのように議論したのかがよく分かります。

この法律がどんな構造になっているかと言

ますと、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」と書かれています。いままで刑事司法に関わる仕事は国の仕事になっていたのですが、地方公共団体が協力することになりました。それから、再犯防止の活動をしている民間の団体も協力する。お互いが情報交換し、連絡をとりあって、再犯防止の実を上げていきましょうという法律ですね。

次に、再犯防止推進法でどんなことをしていくのかということです。いくつかのことが書かれています。「特性に応じた指導・支援」は、刑務所に入っている罪名で多いのは窃盗と薬物ですが、窃盗と薬物では対処の方法がかなり違うということです。また、飲酒運転とか、暴力犯罪とか性犯罪をくり返している人もいます。その犯罪のタイプにふさわしい指導、支援を考えていくということです。このことは悪いことではないと思います。

それから、刑務所を出た人の就労について書かれています。刑務所を出た人に限らず、犯罪のあった人はどうしても就職から遠ざけられることが多い。したがって就労支援をしっかりとしていく。その人たちを偏見なしに雇う職場を全国に広げていく。協力雇用主と呼ばれる人たちを増やしていく。このようなことです。

もう一つ、住居の確保について書かれています。刑務所に何年かいて、出てくると、住民票がない、住居が確保できない。そこにやくざや悪徳業者が絡んでくるということもしばしば指摘されます。従来、住居確保については、更生保護施設がその役割を果たしてきました。しかし、更生保護施設は全国に100少々しかなくて、しかも満室の施設が多いのです。更生保護施設のハードルが高いので、犯罪者や非行少年のために自立準備ホームができています。

ただ、自立準備ホームは非常にナイーブな性格があります。地域の人たちに、ここに刑務所を出た人たちを預かっていますということ

にせずにやっているところが多いです。したがってどこに自立準備ホームがあるかが分からない。自立準備ホームをやっている人同士でも他を知らないということもあります。保護観察所がその支援、指導の水準をしっかりと監督したらいいのですが、そこをあまりうるさくすると、この事業をやってくれる人が少なくなるというジレンマがあります。

そして、この法と社会福祉の専門職との関わりについては、保健医療サービス・福祉サービスへのアクセスをよくしていくということです。これはもちろん悪いことではありません。

国はこの法律に基づいて再犯防止推進計画を立てました。次に地方公共団体が地方再犯防止推進計画を立てることになっています。やる気のある自治体に対して、せいぜい数百万か 1,000 万円程度のお金ですが、国がお金を出す形でモデル事業を募りました。いくつかのモデル事業が取り組まれることになりました。このような具体的取り組みを通して、地方の再犯防止推進計画が立案されていくのだと思います。

愛知県、三重県も、再犯防止推進計画をつくるための組織づくりの議論が始まっているかもしれません。本年度には本格化していきだろうと思います。

この 8 月、私の大学で日本司法福祉学会の全国大会を開催することになっています。そのプレ企画として公開講座をやることになっており、ジョージア大学のアンナ・シャヤットさんを講師として呼び出すことにしました。「刑事司法制度の中のソーシャルワーク」という講演のタイトルです。鈴鹿での開催ですので近いですから、ここにいらっしゃる方はぜひおいでください。

ご存じの方はご存じでしょう。アンナ・シャヤットさんは、YouTube で見ることができます。有名な TED の「Social Workers as Super-Heroes」というプレゼンです。すばらしいプレゼンです。私はそのプレゼンに感動し、学生全員に見せました。シャヤットさんにメールで、講

演に来てくれないかとお願いをしたら、行ってもいいよというご返信をいただき実現したのです。

「刑事司法制度の中のソーシャルワーク」というテーマで彼女が何を話すのか、とても楽しみです。アメリカでは、刑事司法制度の中にあっても、ソーシャルワーカーは、間違いなくソーシャルワーカーだと思います。ソーシャルワーカーが何をやる人かというのは、彼ら彼女たちは分かっている。日本に社会福祉士に精神保健福祉士の資格制度ができて久しいですが、「私たちが何をやる専門職なのか」ということは確立してないと思います。再犯防止と社会福祉、検察庁への社会福祉士の配置で、意見対立が起きてくるのはそこが原因ではないかと思います。

皆さんもよくご存じだと思います。2014 年、メルボルンで開催された世界ソーシャルワーク会議で確認されたグローバル定義です。社会変革・社会開発、社会的結束、エンパワメントと解放。社会正義、人権は 2000 年の定義にもありましたが、さらに集団的責任と多様性の尊重が加わったのです。この原理がソーシャルワーカーの仕事の一番の土台です。

ソーシャルワークの原理を前提にして、ソーシャルワーカーの倫理があります。厳格な倫理に基づき、専門的な誇りを持って取り組んでいくのがソーシャルワーカーであると思います。

私はソーシャルワークという仕事に大変夢を持っています。学生たちに夢のある仕事であることを少しでも伝えられるようにしようと思っています。ただ、日本のソーシャルワーカーが実際に労働している現場は、理想どおりにはいかないと思います。しかしそれでも、自分たちの仕事の土台が何かということは忘れてはいけないだろうと思います。

ソーシャルワーカーには「犯罪者」というクライアントは存在しないと私は思います。ソーシャルワーカーは、支援を必要とする人を対象としているわけです。が、支援を訴えることが

できる人とできない人が存在します。自らニーズを訴えられない人については、その人の状況を把握して、より高いレベルのウェルビーイングのために支援を行う。可能な限り自己決定を促さないといけないのですが、自己決定が困難な人もいます。

司法領域のクライアントは、犯罪や非行と関わった人、あるいは関わっている人です。ただ、犯罪・非行の防止が支援の第一の目的であってはいけないと思います。支援の方向性は、社会への「包摂」であり、実は刑事司法の原理と根本的な対立点がある。司法領域のソーシャルワーカーは、その根本的対立の上に立っており、そこが仕事の原点になっているのです。じゃあ福祉の現場ならばそんなにソーシャルワークの原理どおりに行うことができるのかということですが、そうでもないですよ。

認知症の私の母親の例を考えてみましょう。家の玄関の鍵を閉めることができなくなっています。だから窓を開けっ放しで出入りします。外出するとしばしば迷子になり、ものをなくします。朝晩の感覚がまひして、暗いうちから外出、食事は不規則です。結果的に、健康は不調になっていきます。福祉サービスを一切拒否して、「1人がいい、1人でやれる」と言います。他県にいる家族が強引に介護認定を受けさせ、要介護1になります。通所介護のサービスが開始され、その直後通所の事業者が迎えにきたとき、庭で倒れているのが発見され、その日から短期入所生活介護のサービスに変更になります。ただ、本人は施設の中で「家に帰りたい」の一点張りです。本人の意に添わないサービスが提供されているわけです。

認知症の高齢者が、1人でうろろろして冬場だったらどこかで行き倒れて凍死するかもしれないのです。しかし、本人は1人で暮らしたいと言っている。社会福祉事業者と家族とが共謀して、高齢者を強引に社会福祉サービスに結び付けただけかもしれない。これがソーシャ

ルワークなんだろうとも思います。皆さんはどうお考えですか。

原理に基づくソーシャルワークの活動には難しい問題があります。人を扱っているということで単純にはいかないのです。刑事司法と関わるソーシャルワーカーは根本的対立の上に立っているため、さらに難しいですね。

そして、刑事司法の運営・決定は法律専門職の独壇場であります。ソーシャルワーカーが関与するとしても、どういう位置付けなのかというのがはっきりしない。少年司法における家庭裁判所調査官ぐらいしっかりと法律に裏付けられた専門職であればいいのですが、成人の刑事司法の場合はほとんど何もありません。

例えば、起訴猶予になった人への社会福祉士の関与について、日本社会福祉士会は、自分たちが決定に関われないし、関わらないとはっきり言っています。検察官の「この人を起訴猶予にして、地域に戻すことを検討しているけど、全然社会内の支援がない。そこをあなたたち、何とかいい方法を考えてくれませんか」というような要望に応えているということです。

それでは単に刑事司法の下請けをしていることにならないのだろうか。私は起訴猶予にするかどうかの判断について、必要なことを言う必要があると思います。家裁調査官はそういう仕事です。少年の処分について健全育成の観点からとことん裁判官と詰めるわけです。

私は、日本社会福祉士会の司法福祉委員会の人たちと議論してみたいですね。本当に今の見解でいいんですかということ。この人を起訴猶予にしたほうがいいのかと思うとはっきり意見を言うべきではないか。決定するのは法律家ですから受け入れられないかもしれませんが、自分たちが決定には一切手を出しませんというのはソーシャルワーカーとしての責任放棄ではないでしょうか。

「刑事司法の組織が、犯罪者、非行少年の社会生活への移行、定着を妨げている」と思います。

矯正がその人の社会復帰を考えてなされているのかというと、大きな問題があります。非社会的と言っていいような作業を毎日毎日やらせているのが刑務所です。矯正にソーシャルワーカーが関わるなら、矯正の方法にいろいろな提案をして変えさせる努力をする必要があります。社会復帰に寄与するような矯正を考えていかなければなりません。

そういうインパクトがないと、ソーシャルワーカーが関わっている意味がないと私は思います。

司法という組織には強みがあります。いざとなると強権が発動できる。福祉の職場でも、児童相談所など、司法の判断が欲しいという場面があると思います。もう一つ、司法の特徴に、権利制限を迫るシステムであるがゆえに、手続きを可能な限り透明化するという性格があります。もちろん少年司法など秘密でとり行う部分はありますが、それでも行政機関より透明化は求められると思います。

さて、最後です。司法ソーシャルワークとは何かということです。日本司法福祉学会の会長を務めている私もいまだによく分からないことが多い。ただ、はっきり言えるのは、権力をバックにしたソーシャルワークであってはいけないし、そうではないということです。司法と関わりのできた人へのソーシャルワークと考えるべきであり、徹頭徹尾ソーシャルワークの原則を踏まえたものでなければならぬと考えているところです。

1時間の講演ですから、不十分な点が多かったと思いますが、この程度でご容赦願いたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

司会(柴田)：藤原先生、ありがとうございます。ソーシャルワークはさまざまな制度や機関に依拠して行われますけれども、その制度や機関の目的とソーシャルワークの葛藤が、司法福祉でも非常にデリケートな問題としてあること、学会の中にも葛藤があることも分かりました。

それでは、ただいまから10分間の休憩にいた

します。したがって、2時19分から開会させていただきます。

パネルディスカッション

司会（柴田）：時間となりましたので、シンポジウムに移らせていただきます。最初はちょっとひねったテーマで、本当に人が来てくださるかどうが大変不安だったのですが、本当にありがとうございます。ここからは日本福祉大学の湯原悦子会員にマイクをお渡しいたします。湯原先生、よろしくお願いします。



湯原：ありがとうございます。それでは、いまから基調講演を受けてのシンポジウムを行っていきたくと思っています。

まずこのシンポジウムの趣旨ですが、司法福祉の領域というのは、いま社会福祉の中でも大変勢いがあるなと感じています。藤原先生もおっしゃったとおり、司法福祉の領域で仕事をする社会福祉士がここ10年ほどで急増しておりますし、刑務所や少年院への社会福祉士の配置なども行われ、リーガル・ソーシャルワークの研修となると、かなり早い段階で満席になってしまう事態も起きているようです。

名古屋市も昨年から国が募集した再犯防止プロジェクトにも参加しております。こういった状況の中、ちょっと私は懸念をしています。まず、社会福祉領域の人が何回も再犯防止という言葉を使うようになりました。これが違和感のもとです。確かに再犯をするとQOLが下がりますよね。ですので、再犯はよろしくないと思うので

すが、再犯防止が社会福祉の真の目的かというと、違うのではないかと感じています。再犯防止というのは刑事政策上の目的だと思っています。

社会福祉職の人は別に刑務官でもないですし、逮捕権があるわけでもないです。警察官でもないです。お話にあったように社会福祉士の目的、目指すところは犯罪をした人の社会復帰。藤原先生のお言葉を借りるならば、人としての尊敬のある生活を取り戻すことであって、犯罪をしないでも済むような社会をつくっていくことではないかと考えています。

常々こう思っているわけですが、先日私のゼミで愛知県警の中に虐待とかDVとかストーカー、それらに24時間に対応する部署ができたというニュースを紹介し、「どう思う？」と聞いたところ、15人いる3年生の全員が「いいんじゃない？」と言ったのです。私が「でも警察だよ、国家権力だよ」と言っても「いいんじゃない？」と。そこで曇った顔をしている私の意味することがちょっと分かっていないのではないかなと思ったりしたわけです。

この状況は何かおかしいなと思っていたところ、これまでの社会福祉の歴史を見てみると、実は似たような懸念が起きているのです。何回も同じような議論がなされています。今日はそのことを取り上げたいと思います。

社会福祉の発展の歴史において、さまざまな領域における監視化が問われたことがありました。いままで実際にどういう動きがあったのか、それを紹介していただき、その中で社会福祉が守るべきものとは何なのかについて、さらに深めていきたいと思います。

資料は20ページからです。いまから3人の先生方に、話題提起をしていただきます。私は司法福祉を専門とする日本福祉大学の教員です。コメンテーターの伊藤先生、最後に藤原先生の

お力を借りながら進めていきたいと思えます。

では、最初に児童福祉の防止の観点から同朋大学の井上薫先生、福祉事務所の視点から立命館大学の桜井啓太先生、そして精神保健医療福祉の視点から名古屋市立大学の樋澤吉彦先生にお話を伺います。お三人とも現場での経験をお持ちですので、現場のつらい実情ですとかジレンマを踏まえた上でのお話をしていただけるものと思っております。

それでは井上先生、よろしくお願いいたします。

井上：皆さん、こんにちは。同朋大学社会福祉学部の井上薫といいます。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士などの養成教育をやっている学部の教員をやっております。よろしくお願いいたします。

私は1983年から16年間、2000年ごろまで愛知県の児童相談所の職員をやっておりました。1990年ごろから児童虐待ということがすごく話題になりまして、2000年に児童虐待防止法ができるということがあり、そのころまで児童相談所の現場にいました。そのあとは大学の教員をやりながら児童相談所や児童福祉施設に通わせていただきながら、子どもの面接をやるとか職員の研修を行うことをさせていただいている者です。

今回こういう場をいただいて自分なりに考えましたが、なかなか難しい話題で、私としても十分お答えになっているかちょっと心配ですが、いま考えているものをそのままお出しして、皆さんに考えていただける材料を提供できたらと思ひまして、不十分ですが報告をさせていただきます。

資料は20～24ページまであります。最近の動向のところを中心にお話をさせていただきます。2018年3月に目黒区で起きた船戸結愛さんの事件、それから1月に千葉県で起きた栗原心愛さんの件、2件の虐待死の事件を踏まえて、国を挙げてのいろいろな議論が行われてきて、国としても緊急対策を打つということで、二度

三度にわたってそういう緊急対策のプランが示されています。

3月19日には児童虐待防止法、児童福祉法、DV防止法、児童虐待防止対策の抜本的な強化という考え方に基づいて、法改正の法案をいまの国会に出しています。

まず目黒区で起きた事件についてですが、5歳の女の子が「もうおねがいゆるして」という言葉をノートを書き残していたということは皆さんの心に残っていると思ひます。香川県のほうから東京都に引っ越ししてきたときに、児童相談所からの引き継ぎがとても不十分であったこと、それから、香川県の児童相談所ではアセスメントが十分されていなかったということがあり、児相の間での転居の際での情報共有の徹底という指示が出たり、児童相談所と警察の情報共有の強化ということが出てきました。

具体的には一時保護ということを経済相談所は行います。緊急介入として重要なやり方ですが、一時保護が必要となるような事例では児童相談所と警察の情報共有を徹底しなさいという話になってきております。

一時保護というのは、例えば養育者、お母さんが子どものことがちょっと心配で、子どもとの関係がうまくいっていないので、私は虐待しているかもしれないのでと言って普通に相談に来られたとして、少し何か不適切な扱いがあったという状況があって、子どもさんの行動観察のために一時保護しましょうかと言って、一時保護をするということもあります。

だから危険性がすごく高まっていて、緊急に子どもの安全確保のために、ぜひとも一時保護をしなければならないという職権保護ということもあるのですが、そうでなくても普通に親子関係を、少し距離を置いて見直すためにという一時保護も実際にはあり得るのですね。これまでずっと続けてやってきました。

そういうふうになると、今後親として本当に安心して児童相談所に相談に行けるのかという

心配が起こることはあり得るかなと思います。一時保護の事案、虐待事例については全て警察と情報共有だと言われたら、私がいま児童相談所に相談したことは警察に伝わるんですか、という心配が起こるのではないかと思います。

それから千葉県野田市の事例では、学校がとったいじめに関するアンケートに対して、子どもさんが虐待を訴えていたということがあり、その取り扱いを巡って教育委員会の役職者の人が父親にそのコピーを渡してしまったこと、児童相談所のアセスメントにおいては虐待のリスクが高まってきていることをはっきり認識していたにもかかわらず、子どもさんを親族のもとからもとの家庭に戻すということを児童相談所が了承した、あるいは許してしまったということがあったということもすごく問題になったかなと思います。

これらのことを踏まえた法律改正案等が資料の末尾につけてありますが、これまで言われてきたいろいろな対策が法律化できるものは法律化しましょう、法律化しないものについてもいくつか取り上げて、それを順次実行していきましょうということがいま行われています。

末尾についている法律の改正案を見ていただきたいのですが、23 ページです。改正の概要ということで、一つ目の柱が「児童の権利擁護」ということで、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする」、児童相談所の業務として児童の安全確保ということを明文化する、それから、「児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮する」。

児童相談所の処遇に児童が不服であるというときに、それがうまく運用できるようにしていくということですが、この辺りは不服申し立てということが子どもからどういうふうにされていくのかというのはまだ私も十分に把握していない状態ですが、子どもの意見表明ということで重要な手続になっていく可能性があると思っ

ております。

「2. 児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化」の「(1) 児童相談所の体制強化」ということで、介入部門と保護者支援の部分に分ける。児相についてはそういうことをする。②として弁護士、医師、保健師の配置。③として児童相談所の行う業務の質の評価を行う。④として児童福祉司などの任用要件などの見直しということで、これまで社会福祉士ということが挙げられていたのですが、それにあわせて精神保健福祉士、それから公認心理師が児童福祉司の任用要件の中に入ってきたということで、精神保健福祉士がここに入ってきたのは一定評価できるかなと考えております。それから児童心理司の配置基準を法定化していくということで、児童福祉司2名につき心理司を1名置くような動きになっていくと思います。

「(2) 児童相談所の設置促進」ということで、②として中核市、特別市がさらに児童相談所を設置しやすいように支援していく、③として児童相談所の設置促進とか施設整備、人材確保等についてフォローしていく。

「(3) 関係機関間の連携強化」ということで、学校、教育委員会等は「正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする」という野田市の事件を踏まえたような文言がここに入っています。

でも、これは当然のことなので、わざわざここにうたわなくてもいいようなことであったはずなのですが、改めて児童虐待防止の体系の中にこれを入れることによって、学校関係者等に確認する、そういうことであったと思います。

「② DV 対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力支援センター職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所は DV 被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努める」ということですが、これも DV 防止法でこういうことがしっかり書かれていなかった、あるい

は虐待防止法なり児童福祉法もそういうところがしっかり押さえられていなかったところからこういう文言が入ったと思います。

結局、児童虐待防止の児童相談所を中心とした仕組みとDV防止の仕組みは、同じ福祉の機関なので、本当はちゃんと連携してうまく総合的に運用できることになっていてもいいはずなのに、実際にはなかなかそこは難しい問題がいままで起きていたし、これからも起きる可能性があるのではないかなと思います。

「(3) 検討規定その他所要の規定の整備」ということで、①として民法上の懲戒権の在り方について検討していく。それから一時保護についての検討を行う。三つ目、児童の意見表明権を保障する仕組みを構築、その他の児童の権利擁護の在り方について検討するというところで、児童福祉法の2016年の改正のときに、児童の権利に関する条約の精神を踏まえるという言葉が入り、さらに、児童福祉法第2条の改正で子どもの意見表明を押えるという文言が入ってきたのですが、そういうことを実際には現場ではどうしていくのかについて、まだまだ未整備だった部分があると思います。そういうことについて仕組みも含めて検討していくとされています。

④として、これもいま論議を呼び始めていることではないかなと思いますが、資格の在り方です。社会福祉士とか精神保健福祉士の養成をしている大学とか、そういう団体の方々、皆さんはご存じだと思うのですが、精神保健福祉士や社会福祉士の団体、あるいは大学としては、精神保健福祉士、社会福祉士の資格制度を基本に据えることで十分だと考えます。

でも、国会等の審議などでは新たな資格を策定する必要があるという話もあり、両方が並んでいるような状態です。私としては社会福祉士、精神保健福祉士を中心に、むしろ採用後の研修を重視させる方向で考えた方がいいのではないかなと思っています。

それでは本文に戻ってざっと見ていきます。

21 ページの2段落目あたりに虐待の統計が載っておりますが、2017年度には児童虐待対応件数が13万3,000件でした。その中で心理的虐待が伸びてきているという話があります。

次に厚生労働省の委員会で死亡事例の検証報告をやっているのですが、それを見ると、第14次報告では77人ということで、横ばいまたは減少方向です。虐待の対応件数は増えているのですが、死亡事例自体はそれに比例して増えるという現象は起きておらず、実際には一定のこれまでの取り組みの成果が出ているのではないかなという話もあります。

それから警察のほうの話ですが、警察のほうでは児相への通告件数はすごく増えてきております。最近出た2019年3月のレポートでは8万件を児相に通告しています。2018年については8万件なのですが、心理的虐待がすごく多くなっています。これも児童相談所は当初想定していなかった話です。身体的虐待とかネグレクトが多いのではないかなということで考えてあったのですが、警察が把握したDV家庭で子どもがいたような場合、これを使って警察が確実に通告してきているということがあります。それがいろいろな通達でありますよという話はその次に書いてあります。

社会福祉士が守るべきは何かというところに入ります。1点目は3月19日に文部科学大臣が全国の児童生徒の皆さんへと、「安心して相談ください」と、そういうメッセージを動画と文書で示しているのですが、その中で文部科学大臣が決意表明として子ども向けに語ったものとしてはとても評価できると思います。

ただし、その中の文面の一つにちょっと引っ掛かったものがあるのですが、「私たち大人はもう二度と、このような悲しい出来事を繰り返しません」、学校は児童相談所や警察などしっかりと協力して、どんなことがあっても皆さんのことを最後まで守り通していきます、これは態度としてはもちろんオーケーですが、われわれ児

童福祉関係者は、これまでも何度もミスをしてきて、守るべき命が守られなかったと、そういうことを経験しております。

私もそういう死亡事例の扱いもありますし、性的虐待の事例で父親が逮捕されて、勾留されて、刑期を終えたらまた再発が起きたということがあって、守りきれなかったということは実際に経験しました。そういう意味でも子どもに安易に約束することは私はできない。申し訳ないけれども経験した者としてはできない。なくしていく方向の気持ちはもちろんたくさんありますが、政策としてはかなり気を付けて表現していく必要があるなと思います。

あといろいろと書いてあるのですが、2番として、このような統計で何が本当なのか、もう少し分かるような統計の仕組みをつくっていただきたいということがあります。昔ながらの件数で、リアルにいま例えば児童相談所は何件抱えているのかとか、いまの統計の発表の仕方だとそういうところは実は分からないのです。あるいは、警察と児相の統計も3カ月分ずれているので、そういうずれをなくし、ちゃんと補正できるようにしていただきたい。

(3)で示しているのですが、実際子どもに文部科学大臣が示したのはいいのですが、実際にわれわれが子どもにちゃんと伝えるべき、伝えられるものを子どもと一緒につくっていくような、そんなことがあってもいいのではないかと思います。例えば児童福祉法と児童憲章をさらに発展させて、子どもの権利条約を踏まえた子どもに対するメッセージをいまつくるということはすごく大事なかなと思います。

それから四つ目です。いろいろ書いてありますが、④に面前DVの話があります。例えば虐待している父と、DVを受けながら子どもへの虐待を放置している母、それからDVを目撃したり虐待を受けている子どもとそれ以外の子どもとか、そういう状況の家庭のことについて、ただ単に子どもの安全・安心を守って、親に指導

していくということを経験相談所がやるとしても、もう一度ファミリーバイオレンスとして考え直して制度をつくっていかないとかなり解決が難しいのではないかと考えます。

警察は全部児童相談所に持ってきていますが、配偶者暴力相談センターとかの機能をもっと強化して、一体的にそこは運用できることも必要ではないかと思えます。

それから、子どもが在宅の場合、子どもだけを守るとか、そんな仕組みは実はないです。DV防止法は退去命令とか接近禁止命令がありますが、DV防止法によらずに子どもだけを守るような仕組みがあってもいいと思います。

それから方法面について、ここは私がもともとやっていることなのですが、子どもの安全・安心な生活、セイフティーとウエルビーイングを実現するようなアセスメントをしたり、計画をつくったり、その計画がうまくいっていることをモニターしたり、ネットワークづくりだとか、子どもとうまく対話するためのやり方、ツールの開発、こういうところが私が専門的にやろうとしているところなのです。私たちが求めているやり方でなくてもいいので、いろいろなやり方がここで提案されてくるのがすごく大事なかなと思っております。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

湯原：ありがとうございました。二つの虐待事件はまだ記憶に新しいところで、今日井上先生から児童福祉法の一部を改正する法律案をご紹介いただいて、とても勉強になりました。

この法律を少し見ている分には特に問題は感じなかったのですが、お話を伺う中での関係機関の連携というところで、職権でない一時保護で情報共有を警察とする場合はケア上の懸念が生じることが分かりました。

また統計に関しても死亡事例が増えていないところで取り組みの成果があるのではと、本当のところを明らかにするということですか、いま福祉のほうでやっている実態や政策効果を

見える化できるようにするという部分は大変重要な点かと思えます。

では、続けて桜井先生のお話を伺いたいと思います。桜井先生はスライドを利用されますので、それらをご注目いただければと思います。

桜井：改めまして立命館大学の桜井と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。時間もかなり押しているようなので、早速内容に入っていきたいと思います。私の経歴だけ言わせていただきますと、生活保護の現場で10年ほど働いていて、いま現在は研究者をしています。

今回「社会福祉の『監視化』を問う」というテーマをいただきまして、特に生活保護の福祉事務所における警察官OBの配置についてお話を、というオーダーをいただきました。

私の研究自体は警察官OBの配置問題が主ではなく、研究として取り扱ったことはなかったのです。私の研究は就労支援、就労自立支援という形で生活保護を受けている人々に対する、どちらかというところソーシャルワーク、排除／包摂で言えば包摂のほうで語られるようなものの中にある排除性、排除の側面みたいなものを研究しています。

最初の藤原先生の講演に私は非常に感銘を受けたのですが、最後におっしゃっていた「権力をバックにしたソーシャルワークであってはいけない」とおっしゃった点、おっしゃるとおりだと思うのですが、一方で、本当に権力をバックにしていないソーシャルワークが存在するのかというのは結構難しい問いです。

この辺りの話になってくると、どんどん話が飛んでいってしまって語りづらくはなってしまうのですが、権力性が見えにくく一見包摂だと言われるようなものの中にもフコー的な権力や統治が絡んでいたりします。

とはいえ、今回お話しする警察官OBを福祉事務所に配置するといった包摂にすら見せかけない、むき出しの排除の様式の権力というのもきちんと考えないといけないということで、今

回お話をお引き受けしました。

あとでまた出てくるのですが、もう40年前、1981年に123号通知という形で福祉事務所の中で、生活保護受給者を保護から排除するような取り組みが行われました。そのときに行われたむき出しの排除と、一方で就労というような一見包摂めいた形で、しかし実際には放り出しに近い排除、それらを第3次適正化と呼びます。

当時の状況と似た状況がいま起こっているのではないかなというのが話の主なあらすじになります。

本日は問題設定として、そもそも警察官OBはどういう仕組みでできているのかというものと、実際どの程度広まっているのか、何を目的にしているどのような問題が考えられるのかという形で進めていきます。

最初は制度枠組みです。福祉事務所の中で警察官OBを配置する、福祉事務所に警察官OBを配置するというのは、正式名称として「警察との連携協力体制強化事業」という名前で、国が補助事業として必要な経費の一部を補助しています。

これは2009年度に創設されました。当時の名前は「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」です。一応、補助率が4分の3ですので、結構多いというのは分かっていただけですかね。生活保護と一緒に、国が4分の3出して、4分の1は地方自治体が出すという形になっています。

導入の背景ですが、先ほど言いました1981年の123号通知というものがあまして、この時期に生活保護の第3次適正化が始まりました。やがて餓死事件につながっていったりするのですが、当時は生活保護の極端な切り下げとか引き下げはないですね、保護を受けにくくする、受けている人を自立という形で保護を廃止するような形で圧力をかける、というのが第3次適正化の特徴です。

適正化が広まった背景に、暴力団員による不

正受給がニュースになったという経緯があります。いまも123号通知は有効な通知なのですが、2006年以降、それをより進めていこうという流れです。2006年には改めて123号通知の踏襲という形で通知が出されまして、それが生活保護ケースワーカーのバイブルみたいなもの、生活保護手帳というのですが、そのマニュアルにもその通知が載るようになりました。

ただ、転機はというと2008年でした。北海道滝川市で生活保護の不正受給事件が起こります。実際、事件自体は2007年ですが、不正受給額が1億円を超える額にのぼりました。それをやっていたのが暴力団系の人間だった。通院移送費というのですが、タクシー代ですね。滝川市から札幌までだいたい90キロ以上あるのですが、そのタクシー代の架空請求や過大請求というのを繰り返し、1億円以上を不正受給していたと。

これがニュースでセンセーショナルに報道され、その後、先ほどの事業として、国が補助金を出して警察官OBを配置するというのが予算化されます。当時、暴力団排除条例が佐賀県で制定されて以降、相次いで暴排条例も各地で条例制定されていて、それらを背景にどんどん広まっていくという形です。

暴力団という分かりやすい象徴を使って、不正受給をキーワードに適正化が進むわけですね。しかしながら導入当初、生活困窮している人々が相談に来る福祉事務所の窓口には警察官OBを配置するということが、やはり問題ではないかということでメディアなどでも報道はされました。

事業が開始されたのは2009年からですが、2010年度には74自治体が配置している、2011年には94自治体が配置しているという形で新聞で追跡取材されていましたが、その後メディア報道はないです。厚生労働省もいま配置状況については公表していません。

2011年度の94自治体というのは、しんぶん赤旗が全自治体名を掲載しています。福祉事務

所の設置自治体は1,200ちょっとぐらいなので、1割弱ぐらいの自治体が最初期からやっている。

いま現在どうなっているかということで、たぶんほとんど知られていないのですが、私の方で調べたところいま現在195自治体になっています。厚生労働省はこういった数値を公表していません。

予算規模としてどれぐらいあるかという点ですが、平成28年度の概算予算ですが、警察官OBとして国は9億3,387万円を補助しています。実際は国が4分の3ですから、4分の1は地方自治体が補助しているので、12億4,500万円ぐらいの公費が投入されて、福祉事務所に警察官OBが配置されています。

レジュメにも載せたのですが、そもそもなぜ警察官OBを配置しているのか、制度の趣旨目的が書いてあります。

「暴力団員の生活保護受給の排除、行政対象暴力による不正受給防止、そのための具体的方法として警察との連携、暴力団員等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修。」窓口には警察官OBが待ち構えているぞ、みたいな形では、国は書かないわけです。連携しますよ、情報交換しますよ、研修しますよという形で、非常に二次的な形ですすめてくる。

私たちは「警察官OBが窓口にいる」というと、すごく怖い顔の人が待ち構えているとか、何か大きな声を出したらすぐやってくるとか、ボディガードみたいな人がはりついているとか、不正受給を調査する実働部隊みたいなイメージを受けるかもしれないですが、制度趣旨の書き方では二次的な役割に限定されている。ただ、制度趣旨と実際の運用は別です。実際にこれの地方自治体による運用に目を向ければ、また違った側面が見えてきます。

N市の適正実施推進支援実施要領という舌をかみそうな内容なのですが、実施要領の分析をしてみました。実施要領というのは具体的にこういう事業をしますよと自治体が定めたもので

す。

例えば、暴力行為が懸念される事業対象者、つまり生活保護利用者と申請に来た人に対する同行訪問や同席面接、窓口対応補助、指導援助に対する技術的助言と、こういう形で、実際に地方自治体が運用するとなったときには一緒に家に行きますし、面接するときに同席しますし、窓口で対応するという二次的ではなく直接の対応にかかわることをしているわけですね。

もう少しほかの自治体を見てみると、〇市ですね。〇市は、1自治体だけで国が出している補助金の1割をとっています。1自治体で補助金9億の中の1割ですから9,000万円ぐらい、市の単独予算も含めると1億以上かけて、不正受給調査選任チームをつくって、不正受給に対して警察官OBとケースワーカー経験者が対応しています。

その他K市は生活保護適正化推進調査チームというのを福祉事務所に配置して、警察官OB1名のもとにケースワーカー経験者2名を常駐配置して、不正受給への相談、調査、市民通報への対応をしているという状況です。

このような状態があまり新聞、メディアでも報道されなくなりましたし、実際に事業が創設されてから10年たっていますから、当たり前の光景になってしまっているのですね。1981年の123号通知の当時はそれなりに現場の反発みたいなものもあったのですが、実際、2009年そんなに反発は、日弁連は反対声明を出していたのですが、現場のソーシャルワーカーやケースワーカーの中では反発は少なかったです。

例えば123号通知のときに導入された包括同意書というのがあるのですが、福祉事務所に白紙委任状みたいな、すごく大きな調査権限を渡す同意書を生活保護利用者が書くというものなのですが、それもいまでは当たり前という形です。この監視化の流れというか、そういう権利侵害につながるのではないかという可能性というのは、始まり10年たち、20年たつと、それ

が当たり前になってしまう。そういう怖さがあるというのは皆さんにぜひともお伝えしたいと思います。

問題点をもう少しいくつか挙げたいと思います。福祉事務所の警察官OBのお話を受けるときに困ったのは、ほとんど先行研究がないのです。それでも数少ないなかで参考になるのが堅田香緒里と宮下ミツ子さんの「現代思想」の論文と中村亮太さんの2017年の立命館の論文の議論で、「おそれ」の拡大摘要に関する指摘です。

先ほど藤原先生のお話でもありました、真犯の話もありますが、はるかにもっとライトに「おそれ」が語られていきます。最初は暴力団だと。悪いことをする、社会に迷惑をかける暴力団が生活保護を不正受給しているというイメージから始まるのですが、それが暴力団の「おそれ」がある者になり、今度は粗暴行為のあるものになり、処遇困難ケースにまで拡張していく。警察官OBの実施要領を調べてみると、自治体による処遇困難ケースに対する対応を明記しているものが割とあります。

処遇困難ケースとは何なのかということです。ソーシャルワーカーをやっている方であれば聞いたことがあるとは思いますが、困った人は困っている人みたいな考え方は、ここでは薄れてしまう。代わりに、困った人は警察官OBが対応すべき人だ、という考え方に変わる。処遇困難だ、大きな声を出す、迷惑をかける、公園で飲酒している、だから警察官OBが取り締まるべきだと。

公園で飲酒している人というのが対応に出てくる実施要領、自治体もあるのですが、公園で飲酒している人を警察官OBに対応させることが社会福祉の役割なのでしょうか。

こういうふうには振る舞いや行為によって生活保護の利用という最低生活の保障に対しても、不正受給の疑いや調査が前提になっていく。そういう怖さがある。どんどんおそれの中で、警察権力とか福祉事務所の権力が恣意的に拡大し

ていく。

日弁連の反対声明が三つ指摘しています。警察官OBがそもそも福祉事務所で現業行為に携ること自体が違法ではないか。堅田論文では、不正受給という違法行為を取り締まっている人々が実は違法の疑いがあることも指摘します。

何かというと、社会福祉法で、福祉事務所で現業行為を行うというのは社会福祉主事という資格が必要であると書かれてあるのですが、警察官OBは当然そういうのを持っていません。持っていない人が窓口でいわゆる面接行為を行うと、こういったこと自体が違法だと、とんでもない皮肉だという話をしています。

もう一つは要保護者へのスティグマを助長する。そもそも生活保護というのは好き好んで利用する人はあまりいないですね。あまりというか、まずいんです。貧困な状態に陥り、ほかにどうしようもなくなったから行く場所です。その場所に警察が待機していると。生活保護の窓口の敷居というのは既にどのような相談機関よりも高い、そびえ立つほど高い。その場所に更に警察がいる、余計に行きづらくなる、そのことの持つ意味や怖さみたいなものを考えないといけない。

三つ目に、そもそも不正受給というのは暴力団の非常に悪質な不正受給みたいなケースが大きくニュースになるのですが、そういう不正受給というのは実は本当に数が少ない。生活保護のドラマでありましたが、高校生の制度への理解が薄いことから始まる未申告のようなものが大半を占めている。そういった事実が警察官OBの配置によって余計に誤解を招いてしまうのではないか。

時間がだいぶ押してきていますので、もうあと少しです。「社会福祉の変容」ということで、同様の事例、福祉事務所だけではなくて、児童相談所への警察官OBが配置されているというのがあります。これは先ほど報告をいただいたので端折りますが、警察官OBを配置してない

ことがニュースになるような現状に、既になっているのですね。すごいなと思います。児童相談所は福祉事務所よりも割合でいうと、警察官OBを配置している割合が大きいはずで。

ただ、その中で忘れ去られてしまうのは、福祉事務所とか児童相談所のケースワーカーの人員不足とか多忙化というのが不問にされてしまう。子どもを死亡させる虐待の親であるとか悪質な不正受給をする暴力団とか、そういう分かりやすい特定のモンスターみたいなものをつくり上げて、対抗措置として警察官OBを配置しますよという対案は、福祉現場の厳しい環境を覆い隠して、問題を特定の表象になすりつけるような構造があるのではないか。

特に児童の場合は守らなければならない子ども、生活保護の場合は税金という話です。それらは現在聖域みたいになってしまっている。ただ、例えば一般市民の税金の未申告とか未納とかのほうはずっと多いのに、税務署に警察官OBを配置しようという話は聞いたことがないですね。年金事務所だって、雇用保険の不正・不適正利用という意味ではハローワークだってそうです。その中で特定の領域にだけ警察官OBを配置しようという行為が行われている。

ロイック・ヴァカン、堅田さんが引用しているのですが、こういうふうに貧困者に対するむき出しの排除や厳罰化みたいなものを、「福祉国家から刑罰国家へ」と言っています。そこで行われるのは社会福祉の理念みたいなものが後退していつて監視化が進むと。そういう状況の中に、いまの私たちの社会というのはあるのではないのでしょうか。

最後に、私の問いかけの一つとしては「連携」に対する疑念みたいなものが必要なのではないかと思っています。ある価値を遂行するために独立した機関であるということの意義が、昨今の連携マインドで覆い隠されていませんかということです。何でもかんでも連携、連携という形で言いますが、連携しないからこそ、独立して、

その価値を遂行する機関であるということの必然性みたいなものがあるはずなのです。

言葉遣いが荒くて、ワーカーの側からは処遇困難な困った人にしか見えなくても、地域住民とうまくやっていけない人でも、あたり前ですが人権はある。人の生存を保障したり、そのために最低限度の金銭を給付する制度というのは、何かと結びつけたり連携したりしないでも担保されなければならない、尊厳として保障されないといけないというのは必ずあるだろうと思います。

そういった原理的なところをソーシャルワークなのか、もしくはソーシャルワークが持つ価値であるのか、まだちょっと言葉にはなかなかしづらいのですが、われわれがもう一度考え直さないといけないところなのかなと思います。

すみません、ちょっと時間が過ぎてしまいました。私からの報告は以上です。(拍手)

湯原：桜井先生、ありがとうございます。福祉事務所への警察官OB配置で、国が申し上げていることが連携、情報交換、研修とかという二次的な位置づけの文言にはなっているけれども、自治体の具体的運用のなかにはかなり社会防衛的なものもあるというご報告でした。それが10年、20年、あたり前になっていく怖さ、これは私の学生を見ても思うところです。

最後におっしゃっていただいた福祉国家から刑罰国家へという移行の懸念、連携マインドへの疑問、これは本当に私もそのとおりだなと思いました。ご報告ありがとうございます。

それでは引き続き精神保健福祉分野のお話を伺いたと思います。樋澤先生、よろしく願います。



樋澤：名古屋市立大学の樋澤と申します。よろしく願います。ごくごく簡単に自己紹介します。私は先ほど当該現場で現場経験がある方々の1人と紹介いただきましたが、とはいえ僕はほとんど現場経験がなくて、大学を卒業して数年だけ精神の現場で働き、いろいろあって現在に至るという歴史です。そういう人間で、いまこうしているということなんです。

ほんの1枚だけ画像を見ていただくときにだけ、もう1回立ち上がりますが、あまり気にしないでいただければと思います。

30～34ページが私の資料ですが、基本的にはこの資料に沿ってお話をさせていただきたいと思います。

私自身もともと関心があるのは、いまから18年前、大阪で起きた某小学校に男が侵入して、児童を8人殺傷するというセンセーショナルで凄惨な事件が起きました。それ自体の事件どうこう以上に、それがきっかけで先ほど藤原先生の報告にもありましたが、医療観察法という法律が、結果としてそういう法律をつくろうというのはその事件の前から話し合われていたのですが、その事件がそれを加速させる契機となり、その法律ができました。

もっと言うと、この法律そのものについて関心があるというよりは、もちろん関心はあるのですが、私は社会福祉学を基盤としていろいろやっている人間ですので、当然、実践をしている人たちは、その法律に対してどういう対峙の

仕方をしたのかというところに一番関心がありました。

この中の何人かの方は、精神保健分野でソーシャルワークをやられている方もいらっしゃると思いますし、一体どういう属性の方々が今日来られているのかよく分からないのですが、これからもしかしたらそういう方向で働くことを目指そうとする方もいらっしゃるのですが、今日の話につながるのですが、精神科、ソーシャルワーカーは、はっきり言いますが、その法律に積極的に関与し、乗ったということがあります。

これはいろいろと意見があって、私は個人的にも「そんなことはないよ」と批判を受けたこともあります。どう考えても乗ったのですね。AさんというワーカーやBさんというワーカーが個々で乗ったという話ではないですよ。PSW協会という団体として乗ったということなんです。

私は屁理屈と言うのですが、どういう根拠というか理屈で乗ったのか。実は今日報告をさせていただくのが、これは非常に出来事としては大きい出来事ですし、いまだにこれは続いている出来事だと思いますが、2016年7月26日の未明に相模原市で障害者殺傷事件という、これも非常に凄惨な事件が起きました。

この事件のことはものすごくたくさん言説が出ておりますし、その後の経過等もいろいろありますので、それを見ていただきたいと思います。この事件が起きたことによって、医療観察法ができたことと全く同じような形で、いま法制度が動いています。

もう一つ言うと、ここにいらっしゃるかもしれませんが、PSW協会、もっと言えばPSWが非常に分かりやすい構図で、それによって大きく変わった法律に乗るという方向を示している、それは果たしてどうなのですかということをお話はします。

ストップウォッチの開始を押すのを忘れました。25分ですね。いま5分ぐらいしゃべりましたので、20分ぐらいでしゃべりたいと思います

が、資料に沿って話をさせていただきたいと思っています。

大きくは現在の「精神保健医療福祉におけるソーシャルワークの現状」、そして、これはいただいたテーマですが、括弧つきで「監視化の動き」、最後に社会福祉です。資料には書いていないのですが、私は社会福祉を生業とする人たち、私も含めて社会福祉なんていうものを生業とする人たちが守るべきものは一体何なのかという大きく三つのテーマで、当然ですが個人的見解も入ります。ご批判をいただければと思います。ちょっとお話をさせていただきたいと思っています。

まず、最初の「精神保健医療費におけるソーシャルワークの現状」というところをお話させていただきたいと思っています。本当は医療観察法のあたりから話をしたいのですが、今回は相模原事件を起点として、その前後のお話限定してお話をさせていただきたいと思っています。

近年の精神保健福祉、医療福祉のソーシャルワーク、PSWの動向を概観する場合、2004年9月に厚労省の精神保健福祉対策本部が精神保健医療福祉の改革ビジョン、教科書にもよく載っているものだと思いますが、以下、ビジョンと略しますが、これを出しています。

このビジョンは当該年度、ですから2014年までということになりますが、この当該年度から10年間の間に、一つは地域移行推進のため国民各層の意識の変革、精神保健医療福祉体制の再編と基盤強化。もう一つが受け入れ条件が整えば退院可能な者が、そのときの考え方で、これがどれだけ客観的妥当性があるかどうかは別として、7万人という計算を出していたのですね。

36万人ぐらい入院しているうちの7万人ぐらひは地域で体制が整えば退院できると書いてあったのです。要はこの7万人を退院させる、この二つの方針を推進することが示されています。

ただ、その10年後、現在ですが、実際は1.8

万床、これは退院したというよりはベッド数がそれだけ減ったにとどまっているという状況もあるということ、本当はこれも一つの課題ですが、ここはちょっと今日の報告では省略します。

ビジョンの最初の5年間の評価と、後の5年間の具体的な示唆部分の策定を趣旨として、今後の精神保健医療福祉の在り方等に関する検討会というのが2008年から2009年に開催されます。一つ一つこういう細かい検討会だの法律だの制度だのという話をしますが、別に授業をやっているわけではありませんので、流れとして聞いていただければと思います。

当検討会はビジョン目標の未達成状況等の検討も踏まえて、2009年、精神保健医療福祉のさらなる改革に向けてというのを公表しました。これをもとにして、実際は当時の障害者自立支援法の改正法の一部としてなのですが、精神保健医療福祉をつかさどる法律である精神保健福祉法、略称で言いますが、2010年に精神保健福祉法が改正されました。

地域移行、地域定着の方針が示され、ちょっと時期はたちますし、現場で働いている人はご存じだと思いますが、それまでは補助金であった地域移行、地域定着支援というのが2012年、平成24年になって、障害者自立支援法の支給の対象になった。指定一般相談支援所を出ないと駄目だと思いますが、ということがありました。

そのまま流れでいきますが、その後、2014年に障害者制度改革の推進のための基本的な方向についてというものが閣議決定されたことに伴い、同年5月31日に、既に行われていた新たに地域推進保険医療体制の構築に向けた検討チーム、これは2010年から2012年に行われていました。

ちょっと最後まで覚えてほしいことだけ、ゆっくり言います。いまはないのですが保護者制度というものがありません。どんな制度かというのは省略しますが、この検討チームで保護者制度及び医療保護入院についての議論が開始

されました。

この保護者制度、いまは一部残っているのですが、基本的にはない制度です。医療保護入院、これは精神保健福祉法の中の強制入院の一つです。この二つはもともと改善、改革、いろいろ考えないといけないということはこの当時から言われていたということです。要はこの二つに焦点を絞って議論が開始されました。

2011年9月、保護者制度の見直しに関する保護者制度に課せられた各義務規定を削除した場合の論点、そして2012年6月、これは医療保護入院が主なのですが、入院制度に関する議論の整理というものが公表され、保護者制度の廃止と医療保護入院の見直しを主とした、2013年にもう一度精神保健福祉法が改正されます。

2013年に改正された精神保健福祉法では、それまであった保護者制度が廃止されました。保護者制度は、強制入院は二つあって、あとで主となる措置入院と出てきますが、そのうちの医療保護入院をさせるために本人の同意が得られない場合に保護者の同意が必要という、世間一般でいう保護者ではなくて、法律で定められた、場合によっては家庭裁判所の審判も必要になるような、この法律専用の保護者という制度なのですが、これがいろいろ保護者となり得べき家族の負担が大きいのということで、もともとすごく昔から問題になっていたのです。

これがやっと2013年の法律で廃止になりました。廃止になったのだけれども、では医療保護入院そのものがなくなったかということ、もちろんなくなっていないし、保護者制度がなくなったことによって同意の問題がもっと難しくなってしまったのです。もっと中途半端になってしまったのです。逆に保護者制度があったときのほうがかなりかっちりしていたのです。

ということで、2013年に保護者制度が廃止される精神保健福祉法が改正されたのですが、この法律の中に、附則の8条と第41条1項という附則事項に基づいて、その次の法律改正に向け

て検討しなさいということが既に盛り込まれていて、要は、主要論点として、いま言ったように医療保護入院の在り方と、精神病床の機能分化を含む地域精神保健医療福祉体制とに大別されて、これについて主に検討がなされたということです。

前者、医療保護入院については医療保護入院等の在り方分科会、後者については新たな地域精神保健医療体制の在り方分科会という二つの分科会が設けられ、医療保護入院の分科会のほうは、日付をぜひ留意していただきたいのですが、2016年7月21日、後者、新たな地域精神保健医療体制の在り方分科会は2016年7月15日に、それぞれ最終の分科会が開催され、この方向で次の法律を改正しようということがほぼまとまりかけていたということです。

これが相模原事件前までの状況です。ポイントだけ述べさせていただきますが、ビジョンから2013年の精神保健福祉法改正に至るまでの論点は、地域生活支援と医療保護入院の在り方です。そして2013年改正法を契機としたあり方検討会は、少なくともこれから述べる事件、相模原事件のことを事件と略しますが、事件の直前までは保護者制度廃止に伴う医療保護入院の同意と意思決定支援の在り方、これももちろん大きな論点です。

そして精神病床の機能分化と病床転換、加えて重度かつ慢性患者の除外という、これも大きな問題だけれども、除外という条件付きの地域移行が主要論点であり、もう一つのこのあとポイントとなるいわゆる強制入院の最上位のものですが、措置入院は議論のそじょうには、ちょっとは乗せられていましたが、保護者制度の分科会で一緒のことだから考えましょうと。例えばいくつかの論点は、これは医療保護入院のやつと一緒に考えましょうということで、要は議論のそじょうには乗せられていませんでした。

議論のそじょうに乗せられていない形で、いま言った2016年7月に二つの分科会の報告がな

されました。先にそのあとの法律の経緯を言いますと、法律は廃案になったのです。だからいまは2013年の法律がそのまま生きているのですが、この方向で法律を改正しようということになりました。

少しだけPSW協会の動向を言いますと、実は2013年の法律改正で、医療保護入院の方に退院後、生活環境相談員という名前の人を選任させるということが一応義務づけられたのですね。そしてその退院後、生活環境相談員というのはどんな資格を持った人がなれるのかということで、これは私たちでしようということで精神保健福祉士はかなりいろいろな運動をして、われわれがやりますよということを継続的に要望したということは、ここでちょっと述べておきたいと思います。

次、二つ目の「監視化の動き」です。あり方検討会の二つの分科会がそれぞれ報告書を提出した直後、先ほど2016年7月に二つの報告書を出しましたと言いましたが、その直後の7月26日に事件が発生します。事件後、同年8月8日に関係閣僚会議が開かれ、それに基づいて厚生労働省内に国の検討チームが設置されます。もちろん、これは国だけではなくて相模原市も検証チーム等が出されていますが、ここでは国の検討チームの報告書に争点を絞ります。

結構早いペースですが、同年9月14日に中間取りまとめというものが出され、年末の12月8日に国の報告書が公表されることになりました。国の報告書ですが、これが結構重要です。あまりここでは細かくは述べませんが、前半では、この相模原事件というのは非常に特異的なものだと、特異性があるものだと。

要はなぜ精神保健の問題があるかということ、いまは起訴されていますから被告と呼びますが、あの被告というのは、直前に精神保健福祉法に基づく措置入院で入院していたという経緯があったのですね。これは何度も報道されています。そして比較的短期間で退院して、実際、措

置入院はそのまま退院するというよりは、解除したあと、事実上ほぼあまり外に出られないような任意入院になったり、医療保護入院になったりするというのは現場にいる人はよく分かると思うのですが、実際にあの被告というのは短期間で退院をしているのです。

退院後、本当に戻ると言ったところに戻っていなかったりして、いろいろありました。だからいろいろ問題になっているのですが、しかし、とはいっても、あの事件は、措置入院の人が全部あんなことをするかといったら、そんなことはあるわけがないわけであって、国報告書は当然そのことは述べているのですね。これは非常に特異的な事件だと。措置入院をしたからといって、あるいはその人に精神疾患があるからといって起きたことではないと、その被告特有の問題、課題があったからこそ起きたことなんだということをもまず前半に少しだけ触れているのですね。

しかし他方で、そのあと同じ報告書の中で事件を措置入院の解除後のフォローアップ体制の不備にあった。要は、この人は措置入院をしていたでしょう、そのフォローアップがちゃんとできていれば、こんな事件は起きなかったのではないのですかということ、ここには書いていないのですが、報告書の全体の5割近くを割いています。

最初のページに、特異的なものだから精神障害者一般に広げられるものではないと言っておきながら、同じ人たちが書いた同じ報告書の後半5割ぐらいで、措置入院を中心とした精神疾患の人全般に広げた形で、フォローアップ体制の強化が必要だという話になったのです。

そういう方向で国報告書はまとめられたのですが、もう少し言いますと、先ほど7月15日とか二十何日に二つの分科会の報告書が出されたというあり方検討会は、この方向でまとまる方向だったのですが、当然この事件が起きたのでいったん止まったのですが、9月30日に再開されることになります。そして、9月30日の次の

精神保健福祉法を考えよう。

先ほどからだらだらと、ちょっとゆっくり述べますよと言ったのを思い出していただきたいのですが、要はずっと医療保護入院の在り方と保護者制度廃止後の意思決定支援の在り方、そして地域で精神障害の人がどういうふうに住んでいったらいいのかという、病棟分化等も踏まえた地域精神保健医療福祉体制の在り方という方向でまとめて、その方向で法律を改正しようと思っていたもの、そのことを考えるためのあり方検討会というものに、事件の検証のための報告書である国検討チームの中間取りまとめが、あり方検討会の資料として9月30日の会議に配付されたのですね。

これが配付された以降、そんなきれいごとを言っている場合ではないよと怒られるかもしれませんが、完全にそれまでの話が全部吹き飛んで、措置入院の在り方も全部一変したということになるのです。

資料にはちょっとないのですが、あり方検討会は2017年2月8日に報告書を出しています。報告書は事件直前に提出された論点まとめに加えて、先ほど二つ出ましたよと言ったものに加えて、措置入院に係る手続及び関係機関等の協力の推進、措置入院中の診療内容の充実、措置入院者の退院後の医療等の継続支援の3点に焦点化された、措置入院制度に係る医療等の充実項目というのが国の報告書、あくまで事件の検証報告に準拠して示されました。

また資料に戻りますが、こういう形になったあり方検討会報告書を土台として、改正の趣旨に、二度と同様の事件が発生しないよう法整備を行うとの文言が掲げられた2013年改正法案、当初案と呼びますが、これが国会上程されることになります。これは2月3日になっていますが、2月28日の間違いです。法案の要点は退院後支援計画の作成、ここに書いてあるとおりです。こんなことがあります。

ここで少しでも画像を見ていただきたいと思

います。ちゃんと映ればいいのですが。メールが来ているのは気にしないで。

2月28日に国会に上程されたものがこれです。これが提案の趣旨です。実はもう手に入りません。だいたい国会に提案される法案というのは全て各省庁のホームページに、こういうポンチ絵と条文が全て掲載され続けますが、これは実は載っていません。なぜかというのはこのあと話しますが、ここを読んでいただきたい。

これはたまたま私が見て、ちゃんとしたものをダウンロードしておけばよかったのですが、勢いで印刷したものをPDF化したものでこれしか持っていないのですが、相模原市の障害者支援施設の事件では犯罪予告どおり実施され、多くの被害者を出す惨事となった。次、二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行うという、これまで話し合ってきたことを全てすっぱりかした感じの形で精神保健福祉法の一部改正法案というのが出ています。ちょっとこれはこのまま置かせていただきます。

もう一回ちょっと資料に戻ります。2月28日に提案されて、実際、厚生労働委員会で話し合われたのは4月11日からですが、いま画面に出ているこの改正の趣旨の文言に加えて、ここにはあまり細かく載っていないし、これまでも先生方の議論に再三出ていたものですが、精神障害者支援地域協議会を設置するというのがこの3番に載っていますが、ここの代表者会議に警察等の関係機関が含まれているのですね。警察が随時、情報共有をもとにして入りましょうということになっていたのです。

これについて、国会の中で実は一部与党の議員さんも含めて批判と懸念が噴出することになったのですね。そして1日置いて同13日の委員会、次の委員会ですが、突如、厚労省大臣のおわびとともに改正の趣旨から再発防止の文言が削除され、措置入院患者の退院後の継続的な医療等の支援による社会復帰へと修正された、

言ってみれば提案趣旨のみが変わった形で法案が提案され直したのですね。

これがこれです。最初はこれだったのですが、これが現在載っているものです。これはいま載っています。まるでさっき見せたものは何事もなかったかのように載っているのですが、この冒頭を見ていただきたいのです。何を見ていただきたいかという、この改正の概要の1～5番は一言一句何も変わっていません。内容は全く変わっていません。しかし内容の趣旨が医師の役割を明確にすること、医療の役割は治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。

4月11日には二度と罪を犯さないようにということを出しておいたくせに、たった2日後に何の事前の予告もなく、こういう修正をしますよということも言わずに、まるで先ほど出していたのは実はこれだったのですぐらいの勢いでこれを出して、さあ話し合ってくださいということで厚労省は話し合いというか、議論がスタートしたのですね。

しかし、修正は先ほども述べましたように趣旨のみで、法案内容自体は全く変わっておらず、そもそも措置入院患者支援の強化を本法改正法案に盛り込む根拠、最初から話していたのは保護者制度廃止後の医療保護入院の同意の在り方と地域精神保健福祉体制です。

それですと4月十何日と二十何日に分科会の報告書を出して、その方向で法律改正をしようとしていたのに、事件があって、事件は大変です。事件の検討とか対応というのはしなければならぬのですが、それにかなり乗った形で、そのような事件を二度と起こさないようにするというので、これまで一切話し合いがなされていなかった措置入院が、がっと盛り込まれて、一番最初の5番目に医療保護等の入院位置付けが少しだけ入っているような、こんなものを出しておいて、批判が出たわけですよ。

批判が出たので、最初の冒頭の二度とそんなこ

とが起きないようにということを削除して、再発防止はこの法律の目的ではないという文言だけ変えて、しかし内容は変えずにやったら、最近、安保法案の議論のときにもよくこの言葉が出てきましたが、そもそもそれだったら立法事実、措置入院を中心とした法改正はおかしいでしょうという話で、これは単純な話です。

もともと話し合われた医療保護入院のことを法案に盛り込まなければいけないのに、中身を変えないで趣旨の言葉だけを変えてということ、そもそも立法事実の存否を巡って混乱し、結果として廃案となり、その後いくつか国会の常会は開かれているのですが、今年の1月に開催され、現在も開会されている常会では上程されていませんし、3月の段階で厚労省は断念したということになっていますので、事実上こういう経緯でこの法律自体は断念されているということになります。

『監視化』の動き」のポイントはいま述べたとおりですが、最後のところだけちょっと読みます。しかしPSW協会はこのあと述べるとおり、趣旨転換した法案に対して国会の会議では批判噴出、そもそも立法事実がないではないかと。結果的にその批判が噴出したことによって厚労省も再上程することができず廃案になっている。これに対して、単なる批判をしてはいけないという形で批判をし、積極的にこれに乗る方針を打ち出しているということです。

社会福祉が守るべきものは何かということで、3ページになりますが、協会は事件後に、現段階、2019年3月の段階までに以下の11の見解と要望を公表しています。

2013年改正法案踏襲案の段階の見解の報告及び要望までの協会のスタンスというのは、おおむね2013年改正法案は事件検証の場ではなく、あり方検討会において議論すべきであると。社会防衛、再発防止のための措置入院制度改革には反対、これは至極全うなことだと思うのです。

この2点に集約できるし至極全うだと思うの

ですが、いま述べたように、4月11日に出したものを誰にも相談せず、いったん取り下げて、4月13日にさらっとこんなものを出した、この趣旨転換した直後の見解6において、協会はここに書かれているような文言を使って、要は2013年改正法案の顛末に帰して、趣旨転換の経緯に肯定的評価を示しています。これを読ませていただきます。

政府が審議過程において改正法案概要の改正の趣旨から、相模原事件の再発防止を法改正の目的であると誤解させるような表現を削除したことにつき、いま見ていただいた経緯です。遅すぎた感は否めないものの、本協会としては肯定的に受け止めています。報道過程を通じて形成される歪んだ社会的認知のままに、法改正に至った過去の過ちを繰り返さぬよう、国会審議中であって食い止めた姿勢は評価したいと思います、という若干大仰な表現で述べているのですね。

結果的にはやはり上程自体されない状況になりました。そして2013年改正法案が再上程される可能性のあった196回国会の会期中に、協会はさらに見解の7というのを出します。これは細かくは協会のホームページに全て載っていますので、また見ていただければと思います。

見解7では、2017年改正法案に反対の立場を表明しないことへの懸念というのが、やはりPSW協会の構成員の方から出ていたそうなのです。それに対して、協会のスタンス及び法案への意見を改めて情報共有することを目的としている旨が示されているのですが、よく読むと、見解ながら、私は単なる批判をしているつもりはないのだけれども、単なる批判を批判した上での、法案に対する是々非々の涵養の決意表明となっているのです。

これも読みます。本協会のスタンスはいかなる場合においても単なる批判や根拠なき反論を展開することに終始せず、あらゆる情報の收拾と現状の分析に努め、精神障害者の利益と福祉

を最優先に考えた代替案を述べることを何よりも大切にできています、本協会は今後もこのスタンスを変えるつもりはありません。

普通、代替案というのは提案主体が述べることであって、ここで言う場合は対案という言葉を使ったほうが正しいと思いますが、そういうことはいいです。

しかし、そもそも2017年改正法案は2013年改正法の附則に基づくものであるということの名目にしながら、実際は事件を契機として措置入院制度に焦点化されています。だからこそ法案踏襲案の提案趣旨には再発防止という文言が堂々と掲げられていたのです。先ほど見ていただきました。

すなわち主要改正事項が措置入院制度に転換した根拠というのは、2013年改正法の附則ではなく、実質的には事件なのです。法案の趣旨から再発防止という文言が削除されたのであれば、主たる改正事項は事件前までのあり方検討会において議論されていた保護者制度廃止に伴う医療保護入院の同意と意思決定支援及び精神病床の機能分化と、重度かつ慢性患者の除外という条件付きの地域移行でなければならないはずで、上述のとおり、ここに立法事実の存否という根本的な疑義が生起し、廃案に結実することになります。

社会福祉が守るべきものは何かということに関連して私の個人的見解ということになります。ソーシャルワーカー職能団体として、PSW協会が本来この時点で行わなければならないのではないかなと思うことは、中身はそのまま、外装のみ社会復帰の促進という趣旨へと転換された2017年改正法案の本質的な趣旨の摘出と、その批判的検証ではないかと思えます。

見解7はこの検証を単なる批判として切り捨ててしまっており、2017年改正踏襲案における本質的な趣旨、要は再発防止、これを逆に補強する役目を果たしてしまっているのではないかと私は考えます。

若干話が飛びますが、以前「現代思想」という雑誌に、ソーシャルワーク論を専攻する立場から、以下に述べるような論文を掲載させていただいたことがあります。暴力という言葉を使うことについて、一度これは学会で報告させていただいたときに藤原先生に「暴力という言葉はどうか」と怒られたことがあるのですが、私は支援治療に携わるソーシャルワークというものには、以下の三つの理由で必然的に、暴力性aと言っていますが、これが内包されると考えています。

この三つはちょっと読んでおいてください。はっきり言います。ここにそういう仕事をされている方はいるかもしれませんが、私も含めて、全ての人にこの暴力性は内包されています。

他方で、対等な関係、素人性を基本にした関わり等々いろいろなやりとりとした、きれいな美しい言葉が最近流布していますが、先の3点の根拠を覆い隠すような修飾語をふんだんに用いて、まるで暴力性aなど存在しないかのように振る舞う営み、これを僕は暴力性bと言っていますが、これも併せ持ってしまう。

ソーシャルワーカーに必要なのは、暴力性aを保持していることの開き直りのない自覚と暴力性bの顕在化のための省察なのではないかと考えています。しかし、今回の法案改正のPSW協会の動きに関して見てみると、精神保健医療福祉分野における支援治療における、精神医療というのは社会と本人双方にその意図はなくても効能発揮してしまうという非常にきわどい危険な二面性を有していると思うのですが、そのきわどい二面性を省察する慎重さの欠如というのが否めないのではないかなと僕は考えています。

ということで、取り急ぎ終わりにしたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

湯原：樋澤先生、ありがとうございました。社会福祉を学び、実践する者の問題性について鋭く問題提起していただいたと思います。最後

にご提起された部分をもっと深く考えていきたいことだと思いました。ありがとうございます。

三つの報告をいただきまして、ここでコメンテーターよりコメントということで、ご指摘をいただきたいと思います。コメンテーターは日本福祉大学の伊藤文人先生です。

伊藤先生は社会福祉の歴史や政策の研究を専門にされていて、かつソーシャルワークの議論や歴史、海外の動向についてもご研究を進めていらっしゃる方です。よろしく願いいたします。

伊藤：日本福祉大学の伊藤と申します。よろしく願いいたします。時間がすごく限られていて、これだけ細かい話をまとめる必要はないのですが、一つ一つコメントするということが不可能なので、簡単にというか、このテーマ、社会福祉が利用者に対する監視的な権力を強化しているという社会トレンドについての私なりの社会理論、あるいは政治思想的な立場から見たときに、10年前にソーシャルワークがケアの実践者から排除の先兵に変容したという論文（伊藤文人（2009）「ソーシャルワークと近代社会—ジグムント・バウマンの社会理論をてがかりにして」『日本福祉大学研究紀要—現代と文化』120号、P.1-33、参照）を書きました。

先ほど桜井先生もロイック・ヴァカンを出されて、実は現代社会は刑罰社会になりつつあると、私もそのロイック・ヴァカンはその論文で使ったのです。何が言いたいのかというと、監視なりコントロールといったものが、ケアよりも強調されてしまう社会のトレンドというのが、実は私がお配りしたレジュメのローマ数字のIIです。それを考えるのは、時代背景的には、いまがいわゆる新自由主義と言われている時代と直接関係しているのではないかということです。

このレジュメには書いていないのですが、10年前に私が書いた論文で、ジグムント・バウマンというヨーロッパの社会思想家がいて、ユダヤ人だったのですが、その人はホロコーストの

生存者です。そこからユダヤ人に対する排除の問題とか現代社会での包摂と排除の関係をずっと研究されてきて、福祉国家だとかソーシャルワークがどういうふうにそういう時代の文脈の中で変容していったのかということも問題提起されています。これは全部翻訳（特に『近代とホロコースト』（大月書店）『個人社会』（青弓社）参照）が出ているので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

高度経済成長が順調に進んでいた1970年代の半ばぐらいまでは、失業者が出ていたり、精神病だとか、いろいろな福祉の利用者とかクライアントが出ていたとしても、みんなに仕事があって、みんなが普通に働けば給料が上がって豊かな生活が保障されていた時代には、少数の福祉利用者に対する社会的なケアが容認されやすい環境にあったということが一つあると思うんですね。

ところが、高度経済成長が終わります。皆さんご存じのように、歴史的な文脈ではサッチャー英首相が出てきて、レーガン米大統領が出てきて、中曽根首相の臨調行革が出てきたときに、そういう寛容性といったものが、納税者の反乱という形もあいまって実は80年代半ばからどんどん強調されてきます。

そうすると、自分たちが一生懸命働いて、働いている税金を政府が一体どこに使っているのか、「俺たちの払った税金が福祉に使われている？」ってそれは実はルサンチマンの裏返し自体が起きたのです。いままで一生懸命働いてきたのに、突然仕事を失ってしまいました。あるいは業績が下がってしまって給料が下がってしまいました。高度経済成長時の保障されていた、結婚の安定だとかマイホームやマイカーが持てるだとかいう豊かな社会といったものが、ある日その時代からだんだん自明視ができなくなるような時代に入っていくということです。

実はそこから社会福祉に対する考え方が、利用者を一生懸命ケアして、生活に困っている人

をソーシャルワーカーがケアして、その人たちの自立やウエルビーイングを実現していこうというのはもちろんソーシャルワーカーの中ではなくずっと変わらないミッションなのですが、実は社会がこれまでは自覚的にはないですが、ソーシャルワーカーがやっていることを結果的には容認していたことに対する逆転現象が起きてきた。

特に日本の場合は80年代の半ばから臨調行革路線がずっと来て、むしろ小泉時代のころに非正規労働者がばんばん増えていって、ミドルクラスがどんどん没落していくわけですね。没落していくと彼らのルサンチマンがどこにいるのかという話に結果的にはちょっと回収されている部分があります。

その間隙をたぶん、おそらく新自由主義の権力といったものが福祉といったものをスケープゴート化していく、あるいはソーシャルワーカーを魔女狩りしていくという形で利用していくというのがあると思うのです。

ローマ数字のIIの、そういう背景に基づいた現代の社会福祉政策のトレンドというのは、これは私が翻訳した、イギリスのダラム大学のサラ・バンクス先生の「ソーシャルワークの倫理と価値」という本の中で、現代の社会福祉政策のトレンドは、まず市場主義だと。とにかく余裕のある人は金で福祉を買ってください、もう権利とかではない、お金がある人はお金で福祉を買ってくださいということが主流化する。

だからクライアントは権利主体者ではなくて、消費者であり顧客であるという考え方をどんどん広げていくという政策トレンドが（介護保険とか有料老人ホーム）につながっていくという話になります。

2番目は権利者主義から消費者主義に変わるということです。お金を払っているのだから、それなりのサービスを保障しろよと社会全体のマインドも変わってくる。その延長上で福祉もお金で買うのが「当然だよ」みたいな感じに

変わっていくということですね。

3番目が、従業員の仕事と書いてありますが、これはいわゆるソーシャルワーカー、ケアワーカー、いわゆる福祉分野で働いている人だけではないのですが、教員でもそうだし、もしかしたらお医者さんとか看護師さんとかみんなそうかもしれないですが、彼らに対する強力な統制管理です。

統制管理は、要するに専門職のもつ裁量性を封じ込めるということです。裁量性をどう使うのかによって利用者の生活はプラスに変わっていくのですが、その証拠に各国のソーシャルワーカーの倫理綱領がものすごく細かいガイドラインが付されるようになるのです。これはやってはいけない、こういう文脈ではいいけど、これは駄目みたいな感じのすごく細かい話になっていってしまって、ソーシャルワーカーが自律的にものを考えてケアを組み立てるのではなくて、ケアマネジメントが典型的ですが、そういう統制がずっと進んでいるということです。

4番目、権威主義。これは基本的に先ほどの警察官OBが配置されるということもあるのですが、日本の場合は特に昔からの官僚独裁主義の社会でもありました。先ほど安保健法云々という話も出ましたが、みんなが気付かないうちにどんどん国民を監視する仕組みが広がってしまっているとか、何か分からない法律が知らないうちに通ってしまっていたとか、マスコミはそういうことを全然報道しないと、そのような社会になっている。そういうようなことを考えると、時代の雰囲気としてはおそらく1930年代の戦争に突入していく時代ととても似ているのではないかと私は想像しています。

5番目が脱専門職化です。専門職というのは、独自の裁量性というか、コンピテンシーとか、それは権力と言えるのかもしれませんが、そういったものを持っている者、自律的であるべきものではあるのですが、いまのようなトレンドの中で、いろいろな社会の制度だとカルー

ルといったものとか、マインドが変わった結果として、それが社会福祉の制度やサービスに適用されていくと、自律した思考を持った専門職は要らなくなるわけです。

そうすると、ソーシャルワーカーを機関の方針を遂行する者として、またはセールスブローカー、特に高齢者分野に大きいですが、要するにケアの市場ですよね。市場ケアというか、お金でやりとりする福祉をどんどん広げていきたいという政府の思惑から、ソーシャルワークや社会福祉に携わる人たちの脱専門職化・脱政治化が進むというわけです。

ソーシャルワーカーを政治的な分析や政治的なものの見方を持たない、テクノクラートというか、社会的エンジニアというか、そういう脱イデオロギーと言ってもいいと思いますが、そういう過程に今はなっているということです。

その結果として、実は権力の監視の中で対立していくというのは、もし皆さん方が私が言ったようないまの時代文脈や思想性と、自分の考えているソーシャルワークの在り方だとか、自分の考えている社会の在り方というものとの関係性を問うとすると、おそらく新自由主義的な社会の価値観が私たちに何を要請しているのかという批判的分析と、それからどういう価値スタンスを持つのかということが問われている。

藤原先生がソーシャルワークのグローバル定義も出されたと思いますし、樋澤先生が先ほど暴力性と言いましたが、あれは実はケアとコントロールの言い換えなのです。そうすると、バンクス先生はちなみにこの表にあるように、この文脈で四つのソーシャルワークの実践スタイルが出てきますよとっているわけです。

ソーシャルワーカーが持つ価値観や政治的なスタンスの持ち方によっては、この四つの位相の中でソーシャルワーカーが働いている。どこに自覚するかとか、いいとか、悪いとかという問題ではなくて、そういう中で私たちは働いているよということをどういうふうにするかという

のかということだと思のです。

最後に、権力の関係というのは先ほど樋澤先生が言ったことと、実は藤原先生が言ったことが、ひと昔前、つまり福祉国家が順調に推移していた高度経済成長期までは、藤原先生がおっしゃったような、利用者を抑圧し管理するという意味での権力をバックにするソーシャルワークであってはならないという認識が市民権を得ていました。明確にそれは違うのだと。福祉が入ることによって人権は回復されるのだという、そういう捉え方なのですよ。

ところがそれ以降は、むしろ桜井先生だとか樋澤先生が言ったように、実は権力の二重性に気付かないといけないよと。ソーシャルワーカー自身も実は権力主体であるということをも十分自覚した上で、藤原先生が言ったような非権力的というか、権力を絶対行使しないということではないのですが、そういうちゃんとしたスタンスというのか、認識に立った上で監視化というものに向き合っていないと、知らず知らずのうちに政府が推し進めようとしている政策に専門職が乗っかってしまう。それをやったのがナチスですよ。

ナチスはそういうことをやったわけだし、戦前の社会事業関係者も戦争協力をせざるを得なかったということですよ。私の師匠の高島先生のお兄さんは、実は東条英機に「こんな戦争を起こしやがって」と言って抗議したら、一発で憲兵に連れていかれて精神病院にずっとぶち込まれて、結局そこでめちゃくちゃな扱いを受けて敗血症で亡くなったと私は高島先生からお聞きしました。

私が言いたいのは、社会福祉の分野で監視化が進んでいる、われわれは社会福祉に関係する人間ですからそうなのですが、社会全体がそういうふうになっていますよということです。監視モード、正確に言うと相互監視ですね。社会全体が実はそういう相互監視モードに入って、なおかつ逸脱した人を許さない。

ピエール瀧が麻薬を使ったらピエール瀧は社会的に抹殺されてしまいましたよね。石野卓球も抹殺されてしまいましたよね。要するに1個転んだら全部抹殺してしまうという、リンチ社会です。これはリンチだと私は思うのです。これは放置ではないですよ。どう考えても法に基づいた支配ではないですよ。こういうことにわれわれはどれぐらい自覚的かということと、実はソーシャルワーク実践とはすごく通底しているということだと私は思っています。以上です。

湯原：ありがとうございます。ケアとコントロールの問題、そして私たちの自覚の問題をご提起いただきました。

ここで一度、フロアの皆さまからご意見、質問などを受けたいと思っております。ご意見、ご質問等がある方はお名前とお立場、それから誰に対してなのかということとご発言をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。では、後ろの方よろしいでしょうか。

質問者A：福祉大を卒業して、私は18年、現場でソーシャルワーカーをしています。魔女狩りと言われてしまって、魔女狩りをしているのかもしれませんが、先生方のお話を、ああ、そうだなと思いつながりながら聞かせていただきました。感想になってしまうのですが。

刑務所であったり、再犯防止であったり、虐待であったり、警察OBなど、救急病院に勤めていると、これは当たり前毎日あるのですね。警察OBの人と一緒に働いていて、病院内にいます。その人たちの解決の仕方というのが、要は排除というかコントロール、「あっちに行っしまえ」という解決の仕方ですね。

と同時に、伊藤先生が言われたようなフーコー的な、目に見えない従順な主体をつくって、コントロールの仕方をするような排除の仕方がいま織り交ざったような形で攻めてきている。これに非常に苦しんで、どういうスタンスでソーシャルワーカーとしてやっていこうということを非常に悩んでいます。

伊藤先生が言われたようなラディカルなソーシャルワーカーではなくて、私はどちらかというとフーコーに近い、クリティカルソーシャルワークというスタンスでやらせてもらっているのですが、医療の現場はもっと違う考え方でやっています、いまはどちらかというとコミュニケーション合意というか、ユルゲン・ハーバーマス、コミュニケーションで合意をつくりながら物事を解決していこうという、先ほど言われていたのは連携ということですね、聞こえのいい言葉。

連携という言葉の中にはパワーバランスが入ってきてしまうので、やはり僕はフーコー的な立場で、当事者の立場に近い仕事の仕方をしようと思うと、やはりクリティカルな立場になって仕事をしているなと思ったりしました。

学生の皆さんは何を言っているか分からないかもしれませんが、処罰化といってもなかなか、フーコー的なという表現をすると、例えて言うと、いまはホームレスですね。東京オリンピックでホームレスの人たちが住めなくなるように、市町村が各国の人を招くために居場所を排除しようとする。これは暴力的です。

施設に入れてしまおう、施設に入れてしまっ普通の人になれと言うのです。要は働けと。これはフーコー的なうまいコントロールの仕方で、だいたい皆さんは抵抗して逃げていたり、こういう解決の仕方になってしまうのですが、コントロールの仕方は非常に巧妙だというのが今日話を聞いてよく分かりました。まとめみたいになってしまった。意見はあまりないです。どうしたらいいか教えてほしいです。

湯原：ありがとうございます。私たちの話をさらに広げるようなご意見、コメントをいただき、大変感謝しています。風潮事件をもとに、コントロールがかなり強化されていくという中で、私たちがどう自覚的にあるかという点は大事だと思います。

もしほかにご意見、ご質問等があらわれましたら、ぜひよろしくお願ひいたします。

お二人、手が上がりましたので、前の方、後ろの方という形で、いまこちらの方からよろしくをお願いいたします。

質問者B：特養で働いておりますBと申します。よろしくお願いいたします。

伊藤先生、時間がなくて説明のほうが、最後までお話をお伺いできなかつたと思うのですが、いただいたレジュメの英数字4のところ、権力との関係をどう考えたらよいのかと記されているのですが、僕はこういう話をちゃんと聞いたことがないのですが、今日の監視化のお話、監視についてというテーマですが、僕の中では権力がイコール監視しているという印象をどうしても持ってしまうのです。なので、権力者イコール監視する人、監視しているから権力者ぐらいの感じだったのですが、ここは権力と監視とを分断する線引きが何かあるものなのですか。



伊藤：これは個別にお話ししましょうかね、長くなるので。ちょっと学術的なお話になってしまうので。いまのご質問にここでお答えするとなると、要はマルクス的に権力を捉えるのか、フーコー的に権力を捉えるのか、その関係性をどういうふうに批判的に、もう一回捉え直すのかというお話になってしまうのですよね。なので、違う場所でやりましょうか。

湯原：ありがとうございました。この場ではケアとコントロールの関係というところで、少しとどめておくという感じでしょうか。

では、次の方よろしくお願いいたします。

質問者C：静岡県立大に勤めています。自分は最近、休眠預金の議論について参加していて、ソーシャルセクターを評価する、NPOの業界ではいま評価について勉強しようというのが大量にあるのですが、今日伺っていて、監視化と言われている現象と評価というものが持ち込まれていくというものはパラレルなのだろうなと思いつつ、きれいに自分の中で整理できていないので、整理して教えていただければいいなというのが立った理由です。

評価に関しては資源配分があるので、それを取りに行くために評価を受けなければいけないという、どちらかという監視に属さなければいけないという議論と、評価がうまく使われればエンパワーメントになるのだという議論と、おそらく両方の人たちがいるのですが、この現象を先生方、特に伊藤先生かと思うのですが、どう見ておられるかということをお教えてください。

湯原：コメンテーターに質問が寄せられていますが。

伊藤：ちょっと先生方、助けてください（笑）。

これは僕の専門というよりは、フロアにいらっしゃる同僚の角崎先生のほうが専門ですが、要するに何の評価かということだと思います。何を目的としている評価なのかということだと私は思うのです。

先ほど私がちょっとお話しさせていただきましたが、ケアから排除へとか、ケアとコントロールとかというお話も、NPOの方も入っているいろいろな支援活動をするというのはあるのですが、例えば行政から補助金とかをもらって運営をするといったときに、お金は出すけど口は出さないよというのであればいいのでしょうか、何かたぶん出してくるような気がするのですね。

私は実態を知りませんよ。知らないのですが、行政が補助金を出すとすると、例えばホームレス支援のNPOに対して、国や自治体が何かその支援でホームレスをエンパワーメントをしてくれ、だからお金を出すとって、でもそれはお

そらく行政や国が望むような形でのエンパワメントになるでしょうということですね。

何が言いたいかという、エンパワメントという言葉は、実は右も左も使うのですね。右派も左派も使います。左派は権利擁護だ、権利の復権だと、人権の回復だと言います。右派の場合だと、エンパワメントというのは自分で仕事ができ稼げるということをエンパワメントと言うのです。

それが実はクリントンだとかブレア政権の言ったことだし、小泉政権以降も、実は政府がそういう非正規労働の方々とか、ホームレスの方々を送っていたメッセージというのは、おそらくそういう意味でのエンパワメントなのではないか。だから評価というときにも、何につながる評価なのかということを考える必要はあるかなということかと思えます。

湯原：ありがとうございます。資金をどう確保、調達するかというところで悩んでいるNPOが多い中、休眠口座の活用が言われています。それがNPOに資するものになるかどうかは誰がどういう基準で、何を目的にやるのかといったところを私たちがきちんと自覚的に、厳しく見ておく必要があるのかなと思いました。

では、時間も押しておりますので、ここで最初に基調講演をいただいた藤原先生より、いまの議論を踏まえてのコメントをいただきたいと思えます。マイクよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

藤原：先生方、熱心な討論をありがとうございました。国際的な視点に立ち、かつ歴史貫通的な観点から伊藤先生が十分なコメントをなされましたので、私があえてお話をするまでもないと思えます。熱い議論でしたよね。1970年代の社会福祉原論の本質論争を彷彿とさせるような議論だったと言っていいかもしれません。

最近、社会福祉が寄って立つ状況は全世界的に悪くなってきていると思えます。しかし、その中で、IFSWなどが打ち出したソーシャルワ

クの定義はすばらしいものです。いまの社会をよりよくしていくための考えと方法をしっかり示していると思えます。

その原理として示されている人権、社会正義、多様性尊重、集団的責任というのは、それぞれ細かに検討していくと、それぞれの原理が対立したりもします。しかし、この原理を基本にして仕事をしていくことは本当にすばらしいと思えます。

ソーシャルワーカーがソーシャルワークをしていくためには力が要ります。「力」について、4人の先生方がそれぞれ議論したと思えます。樋澤先生は典型的にそれを「暴力性」とおっしゃっています。「力」というものを考えてみた場合、ソーシャルワーカーの力を英語にすると、たぶん power と表現されると思えます。

それはソーシャルワーカーの倫理、価値、知識、技術の全てを総動員し、最終的には利用者本位で決める。これがパワーだと思います。そういったパワーに頼って、ソーシャルワーカーは仕事をしていることに自信を持たないといけないと思えます。

ただ、福祉が対応する課題がとても複雑で難しくなっています。問題が複雑で難しくなってきたことは、社会が悪くなってきたというだけではないでしょう。例えば児童虐待で身体的虐待よりも心理的虐待がはるかに多くなってきました。これは今まで発見されなかった虐待が発見をされてきたということであります。英米では性的虐待は結構多いのに、日本は非常に少ない。

これは将来発見されていくのかもしれませんが。人権を擁護するために、ソーシャルワーカーのパワーでは足りないというところが出てきます。そこに司法が登場してくるのだらうと思えます。司法の「力」とは何かというと、おそらくのパワーではなくて、英語で表現するとしたら force という表現になるのではないかと思います。

ソーシャルワークは世界共通の専門職です。日本語だけで議論するのだけではなくて、英語

で表現したらどうなるだろうかということを考えていく必要があります。

ソーシャルワーカーの世界では、発展途上国のソーシャルワークがすごく力を持ってきていて、それが2014年のグローバル定義を生んだのです。そういったところを見ておかないといけないと思います。

樋澤先生がおっしゃった暴力性という言葉に私が疑問を持ったのは、暴力性は英語にするとviolenceです。ソーシャルワーカーの本質がviolenceである。英米あるいは発展途上国のソーシャルワーカーにそういう説明をして、共通認識を持ってもらえるのだろうか。諸外国でもそういう捉え方があることでしたら、それはそれで議論になっていくと思います。

ソーシャルワーカー力の源は何だろうか。今はこのことを真剣に考えていく時代なのではないだろうかと思いながら先生方のお話を聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

湯原：ありがとうございました。パワーについての考え方がいろいろある点はとても興味深いです。

では、残りのお時間が迫っておりますので、最後にシンポジストお一人お一人から今日の議論を踏まえての最後の一言をお願いできればと思います。井上先生からお願いいたします。



井上：ありがとうございました。虐待の取り組みのことを考えているだけではなかなか分からなかった論点もいろいろな先生方から示していただきまして、これからの展開に有意義な時間帯だったと思います。

その上で、例えば虐待で介入をして子どもが保護されてというところで、保護されたことで子どもの福祉は実現されたのかということ、それだけでは十分ではありません。例えば一時保護された瞬間に、私は子どもから「友達に連絡したいんだけど」とか「渡しておきたいものがあるんですけど」と言われて、それで、いやいや、そうではなくて、それがまた居場所が突きとめられて、父から何かアクセスがあるかもしれないとかということを考えて、結局それをストップしたりするのです。

私のときはそうだったのですが、結局、保護したからといって、物理的に安全な状況は生まれるのですが、実際にはたくさんの子どもの権利を今度は奪う事態をつくっていて、それをどう解消したらいいのか分からないまま、とにかく安全だけは大事だからと言って、無理やり進めるようなことがありました。

だから子どもについてだけ見ても、ケアを始めようとしたら、コントロールをどんどんわれわれ自体がやらざるを得ない。それを解消するやり方があるのだとは思いますが、加害者側に対して何かいいアクション、対策をとるとか、そういうことはあると思うのですが、それまではまだできないものですから、そういうことが起きるといふ、そういう自覚のもとにやっていたかなければならないと思いました。

いろいろな議論があるのですが、子ども虐待のところでは、やはり子どもの想いとか、子どもの権利条約に示されている理念がわれわれの仕事の評価してくれると思って、いつも私は、スーパーバイザーは子どもたちであると言っているのです。必ず自分たちの仕事が子どもの味方、あるいは権利条約からして妥当なのか問う

ことが一番大事かなと思っています。

それからパワーとかコントロールとか力とかいうあたりですが、そういうことを考えると、私は二度とこういうことを起こさないというのは、ちょっと批判的に言いましたが、個々の子どもに対しては使えるのですね。二度とこういうことが起きないようにわれわれは最大限の計画をつくり、それを実行して責任を持ちます、と言います。

そのために、二度と起きてはいけないというこちらの懸念を実現するためにわれわれが向かうのは、子どもが安全に安心して暮らせる状況であり、かつウエルビーイングが保障される状況であるということ子どもにも伝え、そのゴールについて親とか関係する人たちと話し合っていくことが大切になります。

子どもの安全・安心な生活とか子どものウエルビーイング、そのキーワードをてこにして人を動かしていくと、親が動き、関係者が動き、みんなが動いてくれればうまくいくわけなので、力ということにつながりていうと、われわれが目標とする姿、ゴールとする個々の子どもの姿をてこにして、みんなを動かすことが最良の処遇を見つけていくものではないかなと思います。

今日はどうもありがとうございました。

(拍手)



桜井：長時間、皆さんお疲れさまでした。警察官 OB の福祉事務所への配置について私はお話をさせていただいたのですが、本当に考えないといけないのは、警察官 OB を福祉事務所に配置することを肯定的にはないかもしれないですが、それほど問題ではないととってしまう私たちのほうを問わないといけないと思っています。

2012 年以降、マスコミで報道もほとんどなくなくなって、気が付いたら倍に増えて、200 ぐらいの自治体にまで増えている。それは、私達がそれでいいかなと思ってしまっているからだと思います。

そういう意味では、社会福祉の監視化を問うと言っていますが、私たちが監視している／されているような社会福祉でもいいかなと思っている。なぜかという、たぶん、私はそんなに悪いこともしないし、私は正しく生きている、だから悪い人たちがそういうふうに対応されるのは、悪いことをしたのだから仕方がないと思って暗黙の内に支持している。

そういうふうになってしまうような態度、他者が間違うと言ったらあれですが、間違いとされている行為を行ったときに直面する困難や苦悩に対する想像力みたいなものがどんどんなくなってって、社会が分断されていく、そういうことの方を本当は問わないといけないのかなと今回いろいろな方の報告を聞きながら思いました。

それをどう対応していくのかというのは、社会福祉がこれまで発展させてきた理論であったり価値であったり、そういったものをもう一度見直すことも必要かと思えますし、それでは追いつかないかもしれません。今後も考えていきたいなと思います。ありがとうございました。(拍手)

樋澤：時間も迫ってきましたので、本当に手短にしたいと思います。ありがとうございます。

また藤原先生に怒られてしまいました、資

料をつくる時、当然キーボードを使ってB、Oとどうしても打ってしまおうとする、やはり自分の中で何か、真面目な話。暴力性aのほうは言葉を変える方向で少し考えたらいいかなと思ってます。

言葉の問題だけお話しさせてもらいますが、社会復帰というものを旗印にして、PSW協会などいろいろな方向に乗るということをしたのです。PSW協会は精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的、社会的活動を旨とする団体であるということはかなり前から言っているのです。

社会的復権と社会復帰がイコールかどうかは別として、社会復帰というのは、英語で言うと、定訳だとrehabilitation into societyです。先ほど藤原先生が最初に言った法制保護、これはリハビリテーションを訳語としたと言いましたが、これイコール、ソーシャルワーカーではないでしょうとはっきり言われました。この辺りはどう考えればいいのかというところをもう少し考えたいと思います。

言葉の問題で、少しだけ相模原事件のこともあと数秒だけお話しさせていただきます。いろいろ話題になり、買っていいのかどうか迷ったのですが、僕は買わざるを得ないと思って買った『開けられたパンドラの箱』という本があります。

あそこを読むと分かると思うのですが、あの被告は、「俺は障害者を殺したんじゃない、俺が殺したのは心失者、心を失った者だ」とはっきり言っていて、障害者は1人も殺していないと言っているのです。なぜ私はそれを殺したかということの根拠に、あのときに多く流布していた考え方というのが、特に専門職と言われている人たちが、例えばナチズムの優生思想などが土台にあるからいけないのだということを言っていました。あの犯人が何を土台にしたかという、そんなものではなくて、世界人権宣言の文言なのです。皆さんはまたホームページを

見ていただければと思います。

世界人権宣言を覚えていないので、僕はいま読みますが、第1条に「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」。「人間は理性と良心とを授けられており」と書いてあるじゃないですか、あそこに入所されている人たちというのは理性と良心がないんじゃないですか、人間じゃないんじゃないですか、だから殺したっていいんじゃないですかというのが、言ってみれば、あの被告の殺した理屈なのです。

そこを逃げないで、優生思想だのヒトラーのナチズムなどという言説に行くのは比較的簡単です。そんな文章はいくらでも、いっぱい出ています。でも、おそらく社会福祉の分野の人たちは勉強として、一々覚えはしないだろうけれども、僕も覚えてはいませんが、こういう年度にこういうものが出たという、こんなものが実は人を殺す根拠にされてしまっているという状況は、先ほどの暴力という言葉をちゃんと気を付けて使わないといけないということとも通底しているとも思いますし、これから少し考えていきたいなと思います。すみません、長くなりました。以上です。(拍手)

湯原：ありがとうございます。今日の議論は大きいことを扱いつつも、その個々の実践に関して問いかけを行ったものだと思います。この議論の内容はまたみんなで話し合っていていき、問題を考えていきたいと思います。今日は長い時間どうもありがとうございました。(拍手)

司会(柴田)：ありがとうございます。ちょうど1980年代に横浜の寿町というホームレスの方が多いところの福祉事務所で実習をして、そこで明治学院でソーシャルワークを学んだ職員の方が言っていました。自分の仕事だと、ソーシャルワーカーを目指しているけれども、福祉事務所の職員の人は権力的な行為の側面を持つ

ていると。つまり、制度とか所属する機関を無視することはできないと。

ただ、その人はそういったことをソーシャルワーカーとしての自分の利用者との向かい合い方とか動き、これを律するためにそういったことを言っていたということがありました。それが福祉事務所の職員といっても、監視や管理、暴力に傾かないように自分を律するものとして、そのようなことを考えていたと、こういったことも今日の現実的な側面かもしれません。皆さまの福祉を学びたいという向上心を今日の企画が満たすことができているなら、ありがたいと思っております。

あとは、これは大量に余っております。エコ社会ということもあって外で配っていますので、皆さん、ご遠慮なくたくさんお持ち帰りください。当然無料です。

それでは最後に記念講演の藤原先生、それから井上先生、桜井先生、樋澤先生、伊藤先生、湯原先生への拍手で会を締めたいと思います。来てくださった皆さまも先生方も、本当にありがとうございました。(拍手)

本日はこれで終了です。気を付けてお帰りください。

生活保護の受給抑制志向に関連する要因 － SPSC 調査データの 2 次分析から －

日本福祉大学社会福祉学部 会員番号：3964

山田 壮志郎

Related factors for repressive attitudes toward the reception of public assistance
: Secondary Analysis of SPSC Survey Data

Abstract

This study investigates the factors influencing repressive attitudes toward the reception of public assistance by performing a logistic regression analysis of the following four aspects: (1) basic attributes, (2) attitudes toward social security, (3) attitudes toward poverty problems, and (4) attitudes toward one's own life. It became clear that the elderly, small-government-oriented people, and those who seek the causes of poverty in individual factors tend to have repressive thoughts about the reception of public assistance.

Keywords

Public assistance, repressive attitudes, secondary analysis, logistic regression analysis

はじめに—研究の目的と背景

本稿の目的は、生活保護に対する人々の意識について、保護の受給を抑制すべきとの態度に関連する要因を分析することである。すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護は、日本国憲法第 25 条の生存権規定を具体化するものであり、生活に困窮した人が生活保護を受給することは、いうまでもなく憲法に基づく国民の権利である。しかし、「スティグマは、ミーンズテストを伴う福祉受給に特に付与されやすい」(Lister 2004)といわれるよ

うに、諸社会サービスの中でも、生活保護はとりわけスティグマを帯びやすい。そのため、生活保護を受給することは恥と受け止められやすく、したがって、その受給は抑制的であるべきとの意識も働きやすい。

また、2008 年のいわゆるリーマン・ショック以降、生活保護受給者数が急増したことにより、生活保護費が財政を圧迫していることが問題視されるようになった。例えば、2011 年 9 月に放送された NHK スペシャル「生活保護—3兆円の衝撃」は、2008 年末からの「年越し派遣村」の取

り組みを受けて発出された厚生労働省通知¹⁾によって生活保護受給のハードルが下がった結果、受給者が増加し、生活保護費の急増を招いていることを指摘した(NHK取材班2012)。これらの議論により、生活保護の受給を抑制すべきとの考えは、「厳しい国家財政を建て直す」という観点からも正当性を与えられるようになった。

さらに、近年の「生活保護バッシング」と呼ばれる一連の報道は、生活保護の抑制志向をより加速させた。2012年に人気お笑いタレントの母親による生活保護受給が報じられて以降、テレビや週刊誌では、生活保護に対するネガティブな情報が報道され、「生活保護受給者はずるい人、だらしない人」というスティグマが形成された(水島2012)。メディア報道を受け、厚生労働大臣はこれまで以上に扶養責任を果たすための仕組みを検討すると答弁し²⁾、また、生活保護の厳格化を公約に掲げた自民党が政権復帰すると、2013年には生活保護法改正や生活保護基準引き下げなどの制度改革が実施された(山田2018)。このように、生活保護バッシングは、単なるメディア報道の域を超え、現実の政策にも一定の影響を及ぼしている。したがって、生活保護に対する人々の意識の内実を明らかにすることは、社会福祉政策研究にとって重要な課題になっている。

1. 研究の枠組み

(1) 先行研究と本稿の問題意識

生活保護に対する人々の意識を分析した先行研究においては、社会経済階層の高い人々が生活保護に対して厳しい見方を示すことが明らかにされてきた。例えば、生活困窮感の強い人ほど生活保護受給者に対して同情的な考えを持ち、生活困窮感の弱い人ほど親族の生活保護申請に抵抗感を抱いていることなどを明らかにした研究(友田1984)、職業や年収、階層帰属意識などの面で社会経済階層が高い人ほど厳格な生活保護を求める志向性が強く、また厳格化志向に

影響を与える社会経済的条件が年齢階層によって異なることを明らかにした研究(山田・齊藤2016)などがある。また、生活保護そのものに対する意識ではないものの、貧困層への援助削減に同意する人が低所得層よりも高所得層に多くみられることを示した研究もある(三菱総合研究所2012)。

このように、先行研究においては、生活保護や貧困層への援助について、社会経済階層の高い人の方が否定的な意識を持ちやすいことが明らかにされてきたが、本稿では、社会経済階層以外の面から生活保護に対する意識に関連する要因を分析する。その理由の第1は、近年の生活保護バッシングをめぐる論考の中には、社会経済階層の低い層がよりバッシングしやすいとの見方もあるためである。例えば、雨宮処凛は、「月収10万から13万円ぐらいのワーキングプアが一番バッシングをするそうです」(雨宮2012)と述べている。また、稲葉剛は、社会環境を主体的に変えることは不可能だと感じる人が多数を占めれば、「隣人の優位の告発」を選ぶ人が増えるのではないかと指摘する(稲葉2013)。これらの指摘は、実証的な調査研究に基づくものではないが、生活保護をめぐる社会動向に対峙してきた論者の見解として興味深い。このように、いわば「強者が弱者を叩く」という見解と、「弱者がより弱者を叩く」という見解が並立する中にあるのは、生活保護に対する意識に関連する要因を、社会経済階層とは別の観点から明らかにすることも重要であろう。

第2に、生活保護に対する人々の意識を社会経済階層や基本属性との関連から検討する研究は、「誰が」生活保護をバッシングするのかという命題には接近しているが、「なぜ」生活保護をバッシングするのかを明らかにするためには、それら以外の要因との関連を検討する必要もあると思われる。もっとも、社会経済階層の面からだけでなく、生活保護に対する意識の年齢階層による違いを明らかにした研究(西尾1994)や、

生活保護制度の厳格化に対する意識のメディアによる影響を検討した研究もある（阿部 2018）。このような、社会経済階層や基本属性以外の要因と生活保護への意識との関連について、さらに幅広く分析することが、人々が「なぜ」生活保護をバッシングするのかという命題に接近することにつながると考える。

（２）生活保護の受給抑制志向に影響を与える要因－３つの仮説

以上の問題意識に基づき、本稿では、生活保護の受給に抑制的な志向に関連する社会経済階層以外の要因を、以下の３つの仮説をもとに検討する。

第１に、自身の生活に対する意識との関連である。生活保護は、生活保護費を給付することによって、貧困な状態にある個人の生活を安定させ、最低限度の生活が営めるように促す制度である。したがって、自身の生活が安定していると考え人は生活保護への期待が弱く、受給を抑制的に捉えると考えられる。なお、ここでいう「自身の生活の安定」とは現在の生活のみを意味するものではない。再分配政策への支持要因を分析した先行研究では、将来の失業不安を感じている人や、過去に失業や経済状況の悪化を経験した人は再分配政策を支持しやすいことが明らかにされている（大竹・富岡 2003、篠崎 2005）。したがって、現在の生活は安定的だとしても、将来の生活が不安定になると予測する人にとっては、生活保護への期待が高まるかもしれない。また、将来の自身の生活が不安定化するかどうかの予測は、過去に生活困窮状態を経験したかどうかによって異なるとも考えられる。このように、過去・現在・将来も含めた自らの生活の安定性が生活保護への期待を弱め、受給抑制志向を高めるとする仮説を、ここでは〈生活安定仮説〉と呼ぶ。

第２に、社会に対する意識との関連である。生活保護は、生活に困窮する個人の生活を安定

化させるだけでなく、それを通じて貧困問題を解決し、社会の安定性を高めたり、格差を縮小したりする機能をもつ。したがって、現在ないし将来の社会を安定的なものと考え人、社会の中には解決すべき貧困問題が存在しないと考える人は、生活保護への期待が弱く、受給に抑制的になると考えられる。なお、後者の「解決すべき貧困問題が存在するか」という認識には２つの側面があるだろう。１つは、貧困量に対する認識である。貧困対策の必要性は、貧困が可視化されているかどうか大きく左右される。現実には貧困が存在していたとしても、そのように認識されていなければ「解決すべき貧困問題が存在する」と考えられることはない。いま１つは、貧困原因に対する認識である。仮に貧困の量的存在が認識されていたとしても、貧困の原因を個人的なものに求めるか、社会的なものに求めるかという質的な認識によって、解決すべき貧困問題が存在するかどうかについての態度は異なるだろう。阿部らは、貧困の要因や解決を自己責任論によって捉える人ほど、生活保護の厳格化志向が強まることを指摘している（阿部ほか 2019）。このように、現在ないし将来の社会が安定的と考えること、また、（量的あるいは質的な意味で）社会の中に解決すべき貧困問題は存在しないと考えることが、生活保護の受給抑制志向を高めるとする仮説を、ここでは〈社会安定仮説〉と呼ぶ。

第３に、社会保障に対する意識との関連である。生活保護は、福祉国家体制のもとで整備される社会保障制度の一環として位置付けられる。したがって、社会保障制度を社会にとって必要ないものと考え人は、生活保護も必要ないものと考えやすく、受給抑制志向も高まるといえる。武川正吾は、「大きな政府」による「脱商品化」的な再分配政策としての福祉国家を支える媒介原理として、①再分配の規模における「高負担高福祉」、②再分配を実施する主体における「公共部門中心」、③再分配の方法における「必要原

則], ④再分配の方法における「普遍主義」の4つを示した(武川 2006)。これらの原理によって支えられる福祉国家のもとで用意される社会保障制度の社会的有用性を認めず、「小さな政府」を求める人々は、社会保障支出の増加を忌避し、したがって生活保護の受給についても抑制的な志向をもつとする仮説を、ここでは「小さな政府仮説」と呼ぶ。

以下では、上記3つの仮説に依拠しながら、生活保護の受給を抑制的に捉える志向性に影響を与える要因を分析する。

2. 研究方法

(1) 使用するデータ

本研究で分析するデータは、2000年に武川正吾らが実施した「福祉と生活に関する意識調査(SPSC調査)」である。筆者は、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブからSPSC調査の個票データの提供を受けた(寄託者:武川正吾)。SPSC調査は、公共政策とそれが前提とする価値や規範との関係を経験社会的に検討することを目的とし、満20歳以上の男女個人5000人を対象として実施されたものである(回収数3991人、回収率79.8%)。SPSC調査では、生活保護に対する意識を尋ねた設問もあるが、分析結果をまとめた研究(武川2006)では、この点は十分に分析されていない。しかし、SPSC調査は、サンプル数も多く、生活保護に対する意識を把握しうる利用可能な既存データとして貴重である。そこで本研究では、生活保護の受給抑制志向に影響を与える要因を明らかにするための仮説生成に向けた予備的研究として、SPSC調査データを2次分析する。

(2) 使用する変数

①従属変数

従属変数に用いるのは、生活保護の受給に関する意識である。SPSC調査では、「A:生活保

護は国民の権利だから、受ける資格のある人全員が権利としてもらうべきである」と「B:生活保護は受ける資格のある人でも、なるべくもらわない方がよい」の2つの考えを示したうえで、回答者にどちらの意見に近いかを尋ねている。「Aに近い」「どちらかといえばAに近い」と答えた回答者は合わせて65.7%であり、ここではこれを「権利志向」とする。これに対して、「Bに近い」「どちらかといえばBに近い」と答えた回答者は合わせて33.4%であり、ここではこれを「抑制志向」とする。

②独立変数

1-(2)で述べた仮説に基づき、独立変数は、大きく分けて、自身の生活に対する意識、社会に対する意識、社会保障に対する意識の3つを用いた。

<自身の生活に対する意識>

まず、自身の生活に対する意識を測る指標としては、1)現在の生活に関しては主観的階層意識を、2)過去の生活に関しては子ども時の経済状況及び失業経験を、3)将来の生活に関しては貧困化予測を用いた。

このうち、主観的階層意識については、「日本社会を次のような6つの階層に分けるとすると、あなたはどれに入りますか」との質問に対する回答を、「上」(上・中の上)、「中」(中の中)、「下」(中の下・下の上・下の下)に3区分した。また、子ども時の経済状況については、15歳頃の出身家庭の経済状況を、「余裕あり」(余裕があった・やや余裕があった)と「余裕なし」(苦しかった・やや苦しかった)に2区分した。失業経験については、自身や家族で過去3年間に失業や倒産を経験した人が「いる」「いない」に2区分した。さらに、貧困化予測については、今後10年間に、自身や家族が「日々の生活費の工面に困るような状態」に陥る可能性が「ある」(あると思う・あるかもしれない)と「ない」(ないと思う)に2区分した。「今がそのような状態である」との

回答は欠損値とした。

＜社会に対する意識＞

次に、社会に対する意識を測る指標としては、1) 現在の社会の安定性に関しては公平感及び平等感を、2) 将来の社会の安定性に関しては格差拡大予測を、3) 貧困問題に関しては貧困量の認識及び貧困原因の認識を用いた。

このうち、公平感については、「今の世の中は一般的にあって公平である」と考えるかどうか尋ねた質問への回答を、「公平」（そう思う・どちらかといえばそう思う）と「不公平」（そう思わない・どちらかといえばそう思わない）に2区分した。平等感についても、「現在の日本における所得の不平等は小さい」という考えるかどうか尋ねた質問への回答を、同様に、「平等」「不平等」に2区分した。また、格差拡大予測については、「今後、わが国の所得格差は拡大する方向に向かう」と考えるかどうか尋ねた質問への回答を、「拡大する」「拡大しない」に2区分した。さらに、貧困量の認識については、「食費や光熱費まで切り詰めなければならないほど生活に困っている人」がどのくらいいると思うか尋ねた質問への回答を、「5%未満」「5%以上」「わからない」に3区分した。貧困原因の認識については、生活に困っている人の主な原因は何だと思いか尋ねた質問への回答を、「個人的原因」（たまたまその人の運が悪かったため・その人の努力が足りなかったり、意志が弱かったため）と「社会的要因」（不公正な社会のしくみのため・現代社会の変化についていけない人が出るのを避けられないので）に2区分した。「それ以外の原因」との回答は欠損値とした。

＜社会保障に対する意識＞

最後に、社会保障に対する意識を測る指標としては、1) 社会保障支出への態度と、2) 福祉国家を支える原理への態度を用いた。

まず、社会保障支出への態度については、「保健医療」「年金」「失業手当」「育児」「介護」の5つの政策分野について、政府支出を「大幅に増

やすべき」との回答を2点、「増やすべきだ」を1点、「今のままでよい」を0点、「減らすべきだ」を-1点、「大幅に減らすべきだ」を-2点で得点化した上で、5つの政策分野の得点の合計を、「否定的」（0点以下）、「容認的」（1～3点）、「積極的」（4点以上）に3区分した。また、福祉国家を支える原理への態度については、政府の政策に関する意見に対する考えを尋ねた質問を用いた。第1に、「高福祉高負担」に関して、「税金や社会保険料などを引き上げても、国や自治体は社会保障を充実すべきだ」との考えに近いとの回答を「高負担高福祉」に、「社会保障の水準がよくならなくとも、国や自治体は、税金や社会保険料を引き下げるべきだ」との考えに近いとの回答を「低福祉低負担」に区分した。第2に、「必要原則」に関して同様に、「社会保障の給付は、保険料などの支払とは無関係に、それが必要となる度合いに応じて受け取れるようにすべきだ」との考えに近いとの回答を「必要原則」、「社会保障の給付は、保険料などの支払の実績に応じて、受け取れるようにすべきだ」に近いとの回答を「貢献原則」に区分した。第3に、「普遍主義」に関して、「社会保障の給付は、所得や財産などの多い人には制限すべきだ」に近いとの回答を「選別主義」、「社会保障の給付は、所得や財産に関係なく資格のある人すべてが受け取れるようにすべきだ」に近いとの回答を「普遍主義」に区分した。第4に、「公共部門中心」に関して、「年金や医療や社会福祉サービスなども、なるべく民間部門が供給したり運営したりすべきだ」に近いとの回答を「民間」に、「年金や医療や社会福祉サービスなどは、なるべく公共部門が責任をもって供給したり運営したりすべきだ」に近いとの回答を「公共」に区分した。

③基本属性

基本属性として、性別、年代、世帯収入、住居形態、職業、学歴を投入した。年代については、「若年層」（30代以下）、「中年層」（40～50代）、「高

年齢層（60代以上）に区分した。世帯収入については、「なし」から「2300万円以上」まで100万円ごとに回答されているが、2000年の国民生活基礎調査の結果を踏まえ³⁾、850万円以上を「高所得」、350万円以上850万円未満を「中所得」、350万円未満を「低所得」として集約した。なお、「わからない」との回答も912人と一定数を占めたため、カテゴリーに含めた。住居形態については、自分の持ち家及び親の持ち家を「持家」、借家、賃貸住宅、社宅・官舎・寮を「借家」として集約した。その他は欠損値とした。職業

は、現在所得のある仕事をしていない人を「無職」とし、仕事をしている人のうち、会社、団体等の役員、一般の雇用者（フルタイム）を「正規雇用」、臨時・パート・アルバイト、派遣社員を「非正規雇用」、自営業者、家族従業者、内職者を「自営業等」として集約した。学歴は、義務教育卒業を「中卒」、高等学校卒業を「高卒」、短期大学、大学、大学院卒業を「大卒」として区分し、その他は欠損値とした。各変数の分布は表1に示した。

表1 分析に使用した独立変数

1. 基本属性			3. 社会に対する意識		
性別	男性	47.9	公平感	公平	34.6
	女性	52.1		不公平	65.4
年代	若年層	29.1	平等感	平等	30.8
	中年層	42.9		不平等	69.2
	高齢層	28.0		格差拡大予測	拡大する
世帯収入	低所得	18.9		拡大しない	26.9
	中所得	39.0	貧困量の認識	5%未満	27.4
	高所得	19.3		5%以上	42.7
	わからない	22.9		わからない	29.9
住居形態	持家	78.0	貧困原因の認識	個人的原因	43.2
	借家	22.0		社会的原因	56.8
職業	正規雇用	39.5	4. 社会保障に対する意識		
	非正規雇用	12.9	社会保障支出への態度	否定的	28.8
	自営業等	14.8		容認的	35.7
	無職	32.9		積極的	35.5
学歴	中卒	23.8	高福祉高負担	高福祉高負担	55.2
	高卒	46.0		低福祉低負担	44.8
	大卒	30.2	必要原則	必要原則	45.2
2. 自身の生活に対する意識				貢献原則	54.8
主観的階層意識	上	9.3	普遍主義	選別主義	61.2
	中	42.6		普遍主義	38.8
	下	48.1		公共部門中心	民間
子ども時の経済状況	余裕あり	39.3	公共		72.4
	余裕なし	60.7			
失業経験	いる	18.8			
	いない	81.2			
貧困化予測	ある	63.1			
	ない	36.9			

注)表中の値は%、n=3991、欠損値は除外

(3) 分析方法

生活保護の受給抑制志向の関連要因を明らかにするために、「抑制志向」を1、「権利志向」を0として、基本属性も含めた全ての独立変数を投入したロジスティック回帰分析を行い、オッズ比

(OR) と95%信頼区間(CI)を算出した。なお、従属変数を2値とせず、順序尺度として順序ロジット分析を行うモデルも検討したが、結果の全体的な傾向に大きな違いはみられなかった(文末の付表参照)。

3. 研究結果

分析結果は表2に示した通りである。第1に、基本属性については、年代、住居形態、職業、学歴で統計的に有意な関連がみられた。具体的には、他の属性に関わらず、年代については若年層よりも中年層が1.39倍(95%CI;1.15-1.69)、高齢層が2.70倍(95%CI;2.13-3.42)、住居形態については借家よりも持家が1.37倍(95%CI;1.13-1.65)、抑制志向をもちやすいことが示された。職業については、正規雇用を参照カテゴリーとした場合のオッズ比が、無職で0.69(95%CI;0.56-0.84)、非正規雇用で0.72(95%CI;0.56-0.93)、自営業等で0.80(95%CI;0.64-1.00)であり、すなわち、正規雇用は無職よりも1.45倍、非正規雇用よりも1.39倍、自営業等よりも1.25倍抑制志向をもちやすいことが示された。学歴については、中卒を参照カテゴリーとした場合のオッズ比が、短大卒以上で0.75(95%CI;0.60-0.94)、高卒で0.83(95%CI;0.69-1.00)であり、中卒が短大卒以上よりも1.33倍、高卒よりも1.20倍抑制志向をもちやすいことが示された。

第2に、自身の生活に対する意識との関連については、いずれの変数についても統計的に有

意な関連はみられなかった。

第3に、社会に対する意識との関連については、他の属性に関わらず、貧困の原因を社会的原因と考える人よりも、個人的原因と考える人の方が1.40倍(95%CI;1.19-1.64)抑制志向をもちやすいことが示された。また、今の世の中は不公平と考える人よりも、公平と考える人の方が1.16倍(95%CI;0.99-1.36)抑制志向をもちやすい傾向がみられた。

第4に、社会保障に対する意識との関連については、社会保障支出への態度、高福祉高負担、必要原則で統計的に有意な関連がみられた。具体的には、他の属性に関わらず、社会保障支出の増加に積極的な人よりも、容認的な人の方が1.57倍(95%CI;1.32-1.87)、否定的な人の方が2.25倍(95%CI;1.87-2.70)抑制志向をもちやすいことが示された。また、同様に、福祉国家を支える原理への態度に関しては、高福祉高負担が望ましいと考える人よりも、低福祉低負担が望ましいと考える人の方が1.32倍(95%CI;1.14-1.53)、必要原則が望ましいと考える人よりも貢献原則が望ましいと考える人の方が1.48倍(95%CI;1.28-1.71)、それぞれ抑制志向をもちやすいことが示された。

表2 生活保護の受給抑制志向との関連要因(ロジスティック回帰分析)

		オッズ比	95%信頼区間
基本属性	性別(ref=女性)		
	男性	1.07	0.92 - 1.26
	年代(ref=若年層)		
	中年層	1.39 **	1.15 - 1.69
	高齢層	2.70 ***	2.13 - 3.42
	世帯収入(ref=中所得)		
	低所得	1.10	0.89 - 1.35
	高所得	0.96	0.78 - 1.17
	わからない	0.88	0.72 - 1.07
	住居形態(ref=借家)		
	持家	1.37 **	1.13 - 1.65
	職業(ref=正規雇用)		
	非正規雇用	0.72 *	0.56 - 0.93
	自営業等	0.80 †	0.64 - 1.00
	無職	0.69 ***	0.56 - 0.84
	学歴(ref=中卒)		
高卒	0.83 †	0.69 - 1.00	
短大卒以上	0.75 *	0.60 - 0.94	
自身の生活に対する意識	主観的階層意識(ref=中)		
	上	1.23	0.96 - 1.58
	下	0.95	0.81 - 1.11
	子ども時の経済状況(ref=余裕なし)		
	余裕あり	0.98	0.84 - 1.14
	失業経験(ref=あり)		
	なし	1.04	0.86 - 1.25
貧困化予測(ref=ある)			
ない	1.08	0.92 - 1.26	
社会に対する意識	公平感(ref=不公平)		
	公平	1.16 †	0.99 - 1.36
	平等感(ref=不平等)		
	平等	1.00	0.85 - 1.18
	格差拡大予測(ref=拡大する)		
	拡大しない	1.14	0.97 - 1.34
	貧困量の認識(ref=5%以上)		
	5%未満	1.09	0.92 - 1.31
わからない	1.12	0.94 - 1.33	
貧困原因の認識(ref=社会的要因)			
個人的原因	1.40 ***	1.19 - 1.64	
社会保障に対する意識	社会保障支出への態度(ref=積極的)		
	否定的	2.25 ***	1.87 - 2.70
	容認的	1.57 ***	1.32 - 1.87
	高福祉高負担(ref=高福祉高負担)		
	低福祉低負担	1.32 ***	1.14 - 1.53
	必要原則(ref=必要原則)		
	貢献原則	1.48 ***	1.28 - 1.71
	普遍主義(ref=普遍主義)		
	選別主義	1.03	0.89 - 1.20
	公共部門中心(ref=公共)		
民間	0.87	0.74 - 1.03	

注) 全ての独立変数を同時投入した結果. 無回答はダミー変数として投入したが, 表中では省略した.

ref=参照カテゴリー ***p < .001 **p < .01 *p < .05 † < .10 Negelkerkeの疑似R2乗値 = .159

4. 考察

以上の分析結果から考えられることとして、大きく2つの点を指摘したい。

第1に、生活保護の受給抑制志向の基本属性による違いについてである。まず、年代に関して、本分析の結果からは、若年層に比べて中年層、さらに高齢層が生活保護の抑制志向をもちやすいことが明らかになった。生活保護に対する意識の年齢階層による違いを検討した先行研究では、若年層の方が中年層よりも「生活保護は国民の権利」と考える割合が高いことが明らかにされている（西尾1994）。本分析の結果もこれと符合しており、改めて生活保護に対する権利意識の世代的相違が確認された。

また、社会経済階層に関しては、持家に住む人は借家に住む人よりも抑制志向が強いことが明らかになった。職業についても、正社員の人は無職の人や非正規雇用の人よりも抑制志向が強い傾向にあった。前述の通り、先行研究においては、社会経済的に安定的な人が生活保護に対して否定的な態度をもつことが指摘されているが、本分析の結果もこれに合致したといえる。ただし、本分析の結果からは、世帯収入による違いは見られず、また、学歴に関しては高学歴の方がむしろ抑制志向は弱い傾向にあった。生活保護に対する意識と社会経済階層との関連についてはさらに分析が必要であると考えられる。

第2に、社会経済階層以外の関連要因についてである。この点に関して、本研究では3つの仮説を設定した。第1に、〈生活安定仮説〉については、過去・現在・将来も含めた自身の生活に対する意識との関連はみられず、少なくとも本分析の範囲では、自らの生活を安定的と考えるかどうかは、生活保護の受給抑制志向に影響を与えていなかった。なお、小池は、生活保護を受給することに対する一般的権利性（生活保護は困窮時に誰もが平等に受けられる権利であると思うか）と個別権利性（自分自身はいざという時には生活保護を受けたいと思うか）を

区別し、経済的生活実感が厳しいと感じる人々は一般的権利性には否定的であるものの、個別権利性は肯定することを指摘している（小池2018）。本研究の従属変数は、小池がいうところの一般的権利性に関する意識だったが、生活保護に対する意識をより詳細に分析することも今後必要になるといえる。

第2に、〈社会安定仮説〉について、社会の安定性や貧困問題に対する意識との関連を検討したところ、貧困問題への認識に関して、貧困の原因を個人的なものとして捉える人は、社会的なものとして捉える人に比べて抑制志向が強くなる傾向がみられた。それに対して、貧困の量的な認識は、抑制志向に影響を与えていなかった。つまり、生活保護の受給を抑制的に捉える志向性は、量的な意味での貧困認識ではなく、貧困の原因を個人的なものとして捉える認識（いわゆる自己責任論）に影響を受けやすいということが示唆される。なお、貧困や生活保護制度への意識に関するインターネット調査の結果を分析した小田川によれば、日本における貧困観は、貧困を社会的要因から捉える考え方が主流であるものの、自己責任論に強くとらわれている人は、貧困の解消方法を公的支援に求めない再分配反対論者になる傾向が強いことを示している（小田川2018）。本研究の結果と重ね合わせても、貧困の原因を個人的要因に求めるかどうかは生活保護への態度に大きな影響をもっているといえそうである。

第3に、〈小さな政府仮説〉についてである。社会保障に対する意識は、上記2つの仮説よりも生活保護の受給抑制志向との関連が強く、〈小さな政府仮説〉は概ね支持されたと考えられる。特に、社会保障支出の増加に否定的な態度を示す人は受給抑制志向が強かった。また、再分配の規模に関して、低福祉低負担の考え方をもつ人も、高福祉高負担の考え方をもつ人に比べて抑制志向が強かった。社会保障への財政支出を抑制し「小さな政府」を求めることが、そ

の一環としての生活保護の受給も抑制すべきとの考えにつながるといえる。また、社会保障はその必要性ではなく保険料などの支払実績に応じて給付すべきとする貢献原則の考え方をもつ人も、保護の受給抑制志向が強い傾向がみられた。生活保護は、全て税負担で賄われるという意味で、貢献原則の性格が弱い制度である。生活保護の受給抑制志向には、生活保護受給者は社会に対する「貢献度」が低いとみなされていることが影響していることが示唆される。このことは、前述した貧困の原因を自己責任と捉えることが抑制志向につながることも関連していると考えられる。ただし、社会保障への態度と生活保護への態度は関連している可能性があり、両変数に有意な関連がみられるのはそのためである可能性にも留意が必要である。

おわりに—今後の課題

以上、本研究では、生活保護の受給を抑制的に捉える志向性に影響を与える要因について分析した。これまでにも、生活保護制度に対する人びとの意識を分析する研究は行われてきたが、主として基本属性や社会経済的地位に着目したものが多かった。本研究においても、高齢者ほど生活保護の抑制志向が強いこと、無職者ほど抑制志向が弱いことなど、先行研究の知見と共通する結果もみられた。それに加え、本研究では、基本属性や社会経済的地位以外の要因との関連も検討した。その結果、貧困の要因に関する認識や社会保障に対する意識が生活保護の受給抑制志向に関連することが明らかになった。

一方で、本研究には、残された課題もある。第1に、既存データの2次分析という方法を用いた本研究の限界についてである。SPSC調査は、保護の受給抑制志向を把握することができる貴重な既存調査である一方で、2次分析のため使用できる変数には制約があった。本稿では、生活保護の受給抑制志向と、自身の生活や社会、社会保障に対する意識との関連を検討したが、意

識変数を意識変数で分析することには限界がある。今後はより客観的な変数との関連が検討できるようデータ収集する必要があるだろう。また、調査の実施時期についても、SPSC調査は、貧困が社会的に可視化されたといわれるリーマン・ショックがあった2008年や、生活保護に関するネガティブな情報が流布された生活保護バッシング報道が激化した2012年よりも以前に実施された調査であり、本研究の問題意識にとって重要な社会的事象を経た後の人々の意識が把握できないという限界も有していた。もとより、本研究は生活保護の抑制志向に影響を与える要因を明らかにするための予備的研究であり、本研究で得られた知見を踏まえ、新たな調査研究を行う必要があるだろう。

第2に、生活保護に対する人々の意識の関連要因の分析を通じて「誰が、なぜ生活保護をバッシングするのか」を明らかにすると同時に、「どうすればバッシングを克服できるのか」についても検討することが重要であることを指摘しておきたい。冒頭で述べた通り、生活に困窮した際の生活保護受給は憲法に基づく国民の権利である。したがって、生活保護バッシングの影響によって生活保護の受給に抑制的な志向が社会の中に広がることは、制度そのものの否定につながる。「どうすればバッシングを克服できるのか」という実践的な課題に応えるためのアプローチは様々なものが考えられようが、さしあたり本稿の議論の範囲でいえば、貧困問題の背景に社会的な原因があることへの理解を広げることや、社会保障に財政支出を行うことの必要性に関する市民的合意を得ることなどが挙げられる。これらのことも含め、バッシングを克服するための方策を多角的に検討することが、筆者の今後の課題である。

謝辞：本研究は、JSPS 科研費 16K13445 の助成を受けて実施した。

注

- 1) 厚生労働省社会・援護局保護課長「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日・社援保発0318001号).
- 2) 第180回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議事録第8号.
- 3) 2000年の国民生活基礎調査における所得分布は、第I四分位が275万円未満、第II四分位が275万円以上500万円未満、第III四分位が500万円以上813万円未満、第IV四分位が813万円以上である.

文 献

- 阿部彩 (2018) 「メディアと生活保護に関する意識—ソーシャルメディアに焦点をあてて」『大原社会問題研究所雑誌』719・720, 3-18.
- 阿部彩・東悠介・梶原豪人ほか (2019) 「生活保護の厳格化を支持するのは誰か—一般市民の意識調査を用いた実証分析」『社会政策』11(2), 145-158.
- 雨宮処凛 (2012) 「弱者を叩く『祭』」『現代思想』40(11), 84-88.
- 稲葉剛 (2013) 『生活保護から考える』岩波書店.
- 小池隆生 (2018) 「貧困認識と規定要因としての『農村的生活様式』—岩手県内自治体住民に対する意識調査結果から」『専修大学社会科学研究所月報』663, 1-27.
- Lister, Ruth (2004) Poverty, Polity.
- 三菱総合研究所 (2012) 『平成23年度国民意識調査報告書』.
- 水島宏明 (2012) 「マスコミによる生活保護報道の問題点」生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング』明石書店, 68-76.
- NHK取材班 (2012) 『NHKスペシャル生活保護3兆円の衝撃』宝島社.
- 西尾祐吾 (1994) 『貧困・スティグマ・公的扶助—社会福祉の原点をさぐる』相川書房.
- 小田川華子 (2018) 「再分配反対論者はどのよう

な人々か?—日本における貧困観」『大原社会問題研究所雑誌』719・720, 19-36.

- 大竹文雄・富岡淳 (2003) 「誰が所得再分配政策を支持するのか?」『経済分析』171, 3-27.
- 篠崎武久 (2005) 「再分配政策への支持を決定する要因—先行研究の結果とJGSSデータを用いた分析結果の比較」『JGSSでみた日本人の意識と行動』1, 205-218.
- 武川正吾編 (2006) 『福祉社会の価値意識—社会政策と社会意識の計量分析』東京大学出版会.
- 友田浩一 (1984) 「『一般国民』の生活保護意識—意識調査を通して」『地域研究』4, 67-96.
- 山田壮志郎 (2018) 「生存権保障の不備と生活保護バッシング」『人権と部落問題』70(11), 6-12.
- 山田壮志郎・斉藤雅茂 (2016) 「生活保護制度に対する厳格化志向の関連要因—インターネットによる市民意識調査」『貧困研究』16, 101-115.

付表 生活保護の受給抑制志向との関連要因(順序ロジット分析)

		偏回帰係数
基本属性	性別(ref=女性)	
	男性	-0.04
	年代(ref=若年層)	
	中年層	0.24 **
	高齢層	0.77 ***
	世帯収入(ref=中所得)	
	低所得	0.06
	高所得	0.03
	わからない	-0.06
	住居形態(ref=借家)	
	持家	0.35 ***
	職業(ref=正規雇用)	
	非正規雇用	-0.15
	自営業等	-0.03
	無職	-0.22 **
学歴(ref=中卒)		
高卒	-0.12	
短大卒以上	-0.19 †	
自身の生活に対する意識	主観的階層意識(ref=中)	
	上	0.25 *
	下	-0.05
	子ども時の経済状況(ref=余裕なし)	
	余裕あり	-0.02
	失業経験(ref=あり)	
	なし	0.09
貧困化予測(ref=ある)		
ない	0.07	
社会に対する意識	公平感(ref=不公平)	
	公平	0.12 †
	平等感(ref=不平等)	
	平等	0.01
	格差拡大予測(ref=拡大する)	
	拡大しない	0.04
	貧困量の認識(ref=5%以上)	
	5%未満	0.14 †
	わからない	0.12
貧困原因の認識(ref=社会的要因)		
個人的原因	0.26 ***	
社会保障に対する意識	社会保障支出への態度(ref=積極的)	
	否定的	0.79 ***
	容認的	0.44 ***
	高福祉高負担(ref=高福祉高負担)	
	低福祉低負担	0.14 *
	必要原則(ref=必要原則)	
	貢献原則	0.35 ***
	普遍主義(ref=普遍主義)	
	選別主義	0.01
	公共部門中心(ref=公共)	
民間	-0.07	

注) 全ての独立変数を同時投入した結果. 無回答はダミー変数として投入したが, 表中では省略した. ref=参照カテゴリー ***p<.001 **p<.01 *p<.05 †<.10

知的障害者の大学進学に関する研究 －米国の実践からの示唆－

名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 研究員・NPO 法人 見晴台学園大学 客員共同研究員 008316

水野 和代

A Study of going on to University for People with Intellectual Disabilities － Suggestions from Practices of the United States －

Abstract

The purpose of this paper is to clarify what measures are required to go on to University for people with intellectual disabilities. Because of that, this paper is to examine the current condition and the activities of learning after graduation for people with intellectual disabilities in Japan, and to examine the current condition and the support system for people with intellectual disabilities at University in the United States. Nowadays Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology promotes lifelong learning for people with intellectual disabilities after graduation from special support schools. However, the result of research, more than half percent of people with disabilities in Japan want to get the skills, but they can hardly get any programs. As a result, it is suggested by practices of the United States that the institutional framework like the enforcement of Higher Education Opportunity Act (HEOA) and the support system for people with intellectual disabilities after entering University are required. With regards to the future direction in Japan, it is essential to build the institutional framework and structure promoting them going on to University.

Keywords

the United States, People with Intellectual Disabilities, University,
Higher Education Opportunity Act (HEOA), Lifelong learning

1. はじめに

2017年4月、松野博一文部科学大臣（当時）により「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが発表され、障害者の学校卒業後の学びの重要性が示された。

この発表に先立って、2016年12月には特別支援総合プロジェクトタスクフォースにより「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から『生涯学習』政策へ～」(以下、「タスクフォース報告書」)が公表されると同時に、文部科学省内の

体制を確立するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」が設置された。そして、2017年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設されている。

現在は、この「障害者学習支援推進室」を中心として、特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等への取り組みが進められている。

この一連の流れの背景には、2006年「障害者

の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）の採択という国際的な動向、それに伴う 2011 年「障害者基本法」の改正・施行、2013 年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）の制定という国内法の整備があり、日本政府は学校卒業後における障害者の学びの推進方策を打ち出したと考えられる。その後、「障害者権利条約」は 2014 年に批准され、「障害者差別解消法」は 2016 年に施行されている。

「障害者権利条約」第 24 条「教育」第 1 項では、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」といわれている。また、第 5 項では、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締結国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」といわれている。つまり、今後国内において、どのように障害者の高等教育や生涯学習の機会を確保していくかが喫緊の課題であるといえる。

しかしながら、日本の現状に目を向けると、知的障害のある生徒について、2018 年度の特別支援学校高等部卒業後の大学・短大・高等部専攻科・専門学校への進学率は約 0.5%（文部科学省 2019）であり、高等教育機関への進学や生涯学習の機会確保という考えからは遠く乖離している。

2019 年 3 月に学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議により公表された「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」では、「知的障害者等の中には、高等部卒業後も引き続き教育を受け、多様な生活体験・職業体験を行ったり、他者とのコミュニケーションを行ったりする中で

生活や就職の基盤となる力を身に付け、成長したいと考える者もいる。」（文部科学省 2019:15）とされている。

また、2018 年度に「障害者本人等への学校卒業後の学習活動に関するアンケート調査」¹⁾（以下、「本人等アンケート調査」）が実施され、知的障害者の『障害福祉サービス事業所等の講座、余暇活動』のニーズが 30.7% であり、他の障害種と比較して多く、知的障害者の学校卒業後の移行期の学びの場が求められていることがわかる（文部科学省 2018a）。

田中は、「大学に行きたくても、学力不足などのために諦めざるを得ない発達・知的障がい青年たちは多く存在する。なかでも、わが国の知的障がい者の場合、例外を除けば、大学の門戸は完全に閉ざされていると言ってよい。」（田中 2017:1）と指摘している。大学全入時代を迎えた日本において、大学進学を望んでも進学することができない知的障害者が存在していることは、「障害者権利条約」の批准という動向から見ても解決すべき課題である。

海外に目を向けてみると、大学において知的障害者を受け入れる事例が見られるようになってきている。例えば、2009 年の米国教育省のデータによると、中等教育修了後の約 4,770 ～ 4,810 名の障害者のうち、知的障害者の 18.9% が 2 年制大学に進学し、6.7% が 4 年制大学に進学している (Newman, et al. 2011)。日本と比較すると非常に高い進学率であることがわかる。

米国における知的障害者の大学進学に関する先行研究を分析してみると、知的障害者を受け入れている大学のプログラムの報告書 (Grigal, et al. 2016 ; Grigal, et al. 2017 ; Think College 2017a ; Think College 2017b ; Grigal, et al. 2018)、中等教育修了後の教育に関する研究 (Grigal and Hart, et al. 2010)、中等教育修了後の移行支援教育に関する報告書 (Newman, et al. 2011)、知的障害者の大学進学増加へ高校のカウンセラーが果たす役割の研究 (Cook, et al.

2015) など、すでに大学における知的障害者の受け入れや移行支援教育に関する研究が進められている。

他方、日本における先行研究では、大学における知的障害者を対象とした公開講座の内容に関するもの(松矢 2004)、知的・発達障害者を対象としたNPO法人の大学の教育実践に関するもの(田中他 2016)、「福祉型専攻科」の可能性や意義、教育権保障に関する研究(國本 2018)などがみられるが、大学における知的障害者の受け入れや教育実践に関する研究はほとんどみられない。

また、米国の大学における知的障害者に関するものは、知的障害者の高等教育機関進学の背景と現状について論じたもの(水野 2018)、大学における知的障害者の受け入れの状況を視察した報告書(長谷川 2014)など、わずかな研究しか行われていない。その他、米国の大学における障害学生支援を視察したもの(北村他 2010; 白澤 2012)などがあるものの、視察の結果を報告したものが大半であり、法律・制度・政策にまで踏み込んだ、より多角的な研究が必要である。

日本の大学における障害者の受け入れ体制の構築と整備は喫緊の課題であり、米国の先進的な取り組みから学ぶべき点は多いと考えられる。また、知的障害者の教育を受ける権利を保障するという観点からも、知的障害者の大学進学の可能性や学びの場づくりは議論されるべき課題だといえる。

そこで本研究では、①日本における知的障害者の学校卒業後の現状、②日本における知的障害者の学校卒業後の学びへの取り組み、③米国における知的障害者の大学進学の実況、④米国の大学における知的障害者への支援体制を検討し、知的障害者の大学進学にはいかなる手立てが必要であるのかを明らかにすることを目的とする。そして、米国の実践から日本への示唆を導き出したいと考える。研究の方法は、日本・

米国の知的障害者の大学進学に関わる一連の法律・制度・政策を中心として、報告書などの資料、文献から分析する。

2. 日本における知的障害者の学校卒業後の現状

2006年、国連総会において「障害者権利条約」が採択され、日本政府は2007年に同条約への署名を行い、条約の批准のための国内法の整備に取り組むこととなった。2009年には「障がい者制度改革推進本部」が設置され、2011年には「障害者基本法」の改正、2012年には「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)に改正された。「障害者基本法」の主たる改正内容は、「障害者」の定義に社会モデルの考え方が反映されたこと、「合理的配慮」が日本の国内法で初めて規定されたこと、「障害者政策委員会」が内閣府に設置されたことが挙げられる。続いて、2013年には「障害者差別解消法」が成立し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われるなど、制度改革が段階的に進められた。

教育については、2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)」が発表され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、障害のある子どもへの合理的配慮の提供、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進などの提言がなされている。こうした一連の国内の環境整備により、2014年に「障害者権利条約」が批准されている。

このようななか、前述した通り、2017年4月「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが発表されたのである。このメッセージのきっかけとなったのは、松野文部科学大臣(当時)が、特別支援学校訪問時に、障害児の保護者から、子ども達が学校卒業後に学びや交流

の場がなくなるのではないかという不安の声を聞いたことによる。こうした不安を取り除くために、2018年に策定された「第4次障害者基本計画」において、「生涯を通じた多様な学習活動の充実」が示され、障害者の各ライフステージにおける学びを支援することなどを通じて、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることが明言された。もちろん「障害者権利条約」の批准に端を発してはいるが、これまで注目されることのなかった障害者の生涯を通じた学びが推進の方向にあることは画期的なことである。

しかしながら、前述した通り、知的障害者の学校卒業後の学習活動への参加は非常に厳しい現状がある。2018年度「本人等アンケート調査」(文部科学省 2018a)の結果によると、「学べる機会・情報が身近にあると感じているか」の項目の「身につけたい技術を学べる場や学習プログラムは身近にあると思いますか」という設問において、「あまりない」(36.7%)、「ない」(15.5%)で合計52.2%であり、半数以上の障害者が身につけたい技術を学べる機会や情報を求めているにも関わらず、ほとんど得ることができていない状況がある。また、「生涯学習に関する課題」の項目の「一緒に学習する友人、仲間がいますか」という設問において、「あまりない」(41.2%)、「ない」(30.5%)で合計71.7%であり、7割以上の人と共に学ぶ友人や仲間がいない、もしくはあまりいないと考えており、障害者の「居場所づくり」、「仲間づくり」も急務だと思われる。さらに、「学習にかかる費用を支払う余裕があると思いますか」という設問において、「あまりない」(38.3%)、「ない」(33.2%)で合計71.5%であり、経済的な負担が少なく学べる環境を整えることも必要である。文部科学省は、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指すことを打ち出しているが、「学ぼうとする障害者に対する社会の理解があると思いますか」という設問において、「あまりない」

(43.9%)、「ない」(22.4%)で合計66.3%であり、未だに6割以上の障害者が、学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない、もしくはあまりないと感じている。「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行があったにも関わらず、障害者の学びに対する社会の理解がないことは明らかであり、障害者が学ぶことに対する社会の理解の浸透、障害者の学ぶ権利の保障は解決すべき課題である。

このように、「障害者権利条約」の批准を契機として、国内において少しずつ制度改革・環境整備が進められているが、現状に目を向けると「本人等アンケート調査」でも明らかになった通り、多くの項目において理想と現実が乖離していることがわかる。学びたいと願う障害者に対して、長期的な視野に立った継続的な学びへの支援が必要だといえる。

3. 日本における知的障害者の学校卒業後の学びへの取り組み

日本における障害者の学校卒業後の学びに関する体制は、「本人等アンケート調査」の結果からも明らかのように、脆弱だと言わざるをえない。そのようななかでも、一部の研究者・実践者によって、大学における公開講座・オープンカレッジ、NPO法人の大学、福祉型専攻科における教育実践など様々な取り組みが展開されてきている。

公開講座の一例として、東京学芸大学の公開講座が挙げられる。松矢は、1995年に知的障害者対象の東京学芸大学公開講座「自分を知り社会を学ぶ」を開講し、受講生と支援スタッフによる9年間の学習記録をまとめると同時に、知的障害者の生涯学習への権利と生涯発達への可能性を指摘している(松矢 2004)。

また、オープンカレッジは、1998年に大阪府立大学で初めて開始されたことを契機として、いくつかの大学で取り組まれている。例えば、田中は、2003年に愛知県立大学生涯発達研究

所の発達・臨床事業として、オープンカレッジ「LD 青年のための大学教育入門」を開講し、10年間継続していた（田中他 2016）。文部科学省の2016年「タスクフォース報告書」においても、障害者の生涯学習の場として、オープンカレッジが重要な役割を果たしていることが指摘されている。

加えて、NPO法人の大学における取り組みもみられる。田中は、2013年に発達・知的障害者に大学教育を保障するとともに、大学教育の可能性と必要性を実践・実証していくことを目的としたNPO法人見晴台学園大学を開学しており、現在も存続している。筆者も同大学に客員共同研究員として関わり、大学運営・教育研究委員会に参加しているが、「もっと学びたい」と願う知的障害者や「ゆっくり学ばせてあげたい」と願う親が増えてきていることは明らかである。

教育からのアプローチではなく、障害福祉サービスを活用するなど、福祉の側から知的障害者の学びの場を創造する取り組みもみられる。國本は、「障害のある人の中でも、特に知的障害のある人の高等教育の機会保障をどのように実現するかが課題となる。」（國本 2018:23）として、障害青年の教育年限延長要求に応える学びの場としての「福祉型専攻科」の可能性や意義、教育権保障について指摘している。知的障害者の継続的な学びの場としては、特別支援学校高等部卒業後に2年間の専攻科に進学する選択肢があるが、知的障害を対象とした特別支援学校高等部専攻科を設置しているのは全国で9校しかなく、生徒や親のニーズには対応できていない。そのため、「障害者総合支援法」の自立訓練事業（2年間）を使って「福祉型専攻科」を設置する社会福祉法人などが増加している。

このように様々な取り組みがなされているが、未だに知的障害者の大学進学への取り組みはみられない。文部科学省において実施された「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（以下、「大学づくり調査研究」）（文部科

学省 2018b）によると、地域社会に対する大学等の貢献のため実際に取り組んでいる項目として「障害者の生涯学習に関する取組を実施すること」を挙げたのは、大学6.0%、短期大学1.5%と低調な結果であり、障害者の生涯学習に関する公開講座を行っている大学等において、公開講座のうち「障害者の方を対象とした講座」は大学3.4%、短期大学0.9%であった。「本人等アンケート調査」の結果同様、障害者の学びに関する体制は脆弱であり、今後、体制を整備・構築していかなければならない。

「障害者権利条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行に加え、前述した「本人等アンケート調査」により、知的障害者を含む障害者の半数以上が学校卒業後の学べる機会や情報を求めていることが明らかになった以上、学習ニーズが顕著である知的障害者の大学進学の可能性を探っていくことは必要である。日本は現状を踏まえ、大学に知的障害者を受け入れることができるのかを検討するスタートラインに立ったのではないだろうか。また、それに付随して「大学づくり調査研究」の結果の通り、大学等における障害者を対象とした公開講座もまだごく限られた取り組みであり、今後の広がりが期待される。

4. 米国における知的障害者の大学進学の実状

前述した通り、ニーズがあるにも関わらず、日本における知的障害者の学校卒業後の学びは限られており、とりわけ知的障害者の大学進学はみられない。しかしながら、米国では、知的障害者の大学における学びが推進されてきている。その契機となったのが、2008年「高等教育機会法（Higher Education Opportunity Act: HEOA, P.L.110-315）」（以下、HEOA）であり、知的障害者の高等教育機関進学を改善する重要な手立てが提供されることになった。同法は、知的障害があっても大学に進学したいと願う青年とその母親の願いに端を発したものである（長谷川 2014）。

HEOA のいくつかの規定は、知的障害者のための高等教育機関へのアクセスを増大させることを目的としている。これらの規定の成果は、知的障害者のためのインクルーシブな高等教育の選択肢を発展させることを目的としたモデルプログラムの創出のために、連邦政府による予算割り当てがあることであった (Grigal, et al. 2017)。

HEOA により、知的障害者の高等教育機関進学に対して画期的な手立てが提供されることとなり、その代表的なものとしては、①知的障害者に対する経済的支援の提供、②モデル実証プログラム (Model Demonstration Program) の創設、③知的障害者のための「コーディネートセンター (Coordinating Center)」の設立、などがある。

まず、これまで知的障害者は、通常の高校卒業資格や試験に合格することができないために、奨学金などの経済的支援を受ける資格に該当しなかった。しかし、HEOA により、知的障害者は、連邦政府から高等教育機関進学における経済的支援を受けることが可能になった。奨学金には、連邦ペル給付奨学金、連邦補助教育機会給付奨学金などがある。この支援を得るためには申請が必要であるが、その際、通常の高校の卒業資格が必要ではない点が特徴である。つまり、特別学校に在籍している生徒にも門戸が開かれたのである。

申請の条件として、高等教育機関では、認定された「包括的移行プログラム (Comprehensive Transition Program)」(以下、CTP) を受講することが必要となっている。CTP では、障害のない学生と共に学ぶインクルーシブ教育が強調されており、各高等教育機関において提供されるプログラム内容などは異なるが、少なくともプログラムの内 50% 以上の参加が求められる。この CTP への参加により、知的障害者は連邦政府から経済的支援を受けられるのである。

2017 年から 2018 年のデータ (Grigal, et al.

2018) によると、知的障害者対象の 48 のプログラムのうち 52% にあたる 25 のプログラムが CTP として認証されている。この CTP への参加により、知的障害者は連邦政府の経済的支援にアクセスできるため、半数以上のプログラムが CTP の認証を受けていることは大きな意味を持っている。連邦政府からの経済的支援により、知的障害に加え、経済的な理由で大学進学を諦めざるを得なかった状況を覆したということができ、その意味においても HEOA は非常に画期的である。

また、HEOA では、高等教育機関に資金援助を実施し、実証研究を行うために、モデル実証プログラムの創設が規定されている。同法を受け、マサチューセッツ州立大学に設置された Think College という全米組織が、「知的障害学生のための移行と中等教育後プログラム (Transition and Postsecondary Programs for Students with Intellectual Disabilities : TPSID)」(以下、TPSID) を開始している。Think College は、知的障害者のためのインクルーシブな高等教育の選択肢を発展し、拡大し、改善することを目的とした全米組織である。2017 年から 2018 年のデータ (Grigal, et al. 2018) によると、全米の短大・大学 48 校が TPSID に参加し、843 名の知的障害者が学んでいる。

TPSID のプログラムでは、大学において他の一般の学生と同じように講義を受け、評価を受ける「学問的にインクルーシブな科目」と知的障害者と共に学び、ライフスキルやソーシャルスキルを磨くための「学問的に特化された科目」が提供されている (Grigal, et al. 2016)。知的障害者はどちらの科目も受講することが可能である。2017 年から 2018 年のデータ (Grigal, et al. 2018) によると、837 名の知的障害者が、5,653 の科目を受講しており、そのうち 53% の科目が「学問的にインクルーシブな科目」であり、知的障害者は他の一般の学生と同じように講義を受けている。また、一年間に一人平均 7 科目

を受講している。知的障害者によって受講されている「学問的にインクルーシブな科目」には、「経営数学」、「ビジネスのための基礎コンピューター」、「基礎演説」など多様な科目がある。知的障害者が、他の学生とともに授業を受けていることは、大学におけるインクルーシブ教育が実現していることを意味している。

このインクルーシブな科目に対して、米国の大学の教職員は、「知的障害のある学生は環境・学習環境を変えた。彼等は熱心で、質問をしに来て、常に参加している。彼等は決して遅刻しない。彼等は基本的に教育実習生のロールモデルだ。」(Grigal, et al. 2018:7) と話している。知的障害者の学びたいという積極的な行動に加え、教職員も受け入れに対して好意的であることがわかる。

証明書(履修・資格)に関しては、2017年から2018年のデータ(Grigal, et al. 2018)によると、TPSIDを実施している48のプログラムのうち約94%にあたる45のプログラムで、知

的障害者は一つかそれ以上の証明書を得ることができている。証明書の例としては、「幼児教育補佐の証明書」、「職業教育の履修証明書」、「プログラムの修了証明書」などがある。知的障害者が身につけたい技術を学べることは、就労だけではなく、本人の意欲・自信にもつながるものである。証明書の形態は、TPSIDプログラム独自の証明書など各大学に委ねられているため、TPSIDにおける知的障害者の履修・資格についてどのような基準を設け、証明していくのかが課題になっていくと考えられる。

図1の通り、2015年から2016年のデータでは、TPSIDを実施している大学の44のプログラムに480名の知的障害者が参加していたが、2016年から2017年のデータでは45のプログラムに673名、2017年から2018年のデータでは48のプログラムに843名が参加しており、着実に大学で学ぶ知的障害者が増加していることがわかる。

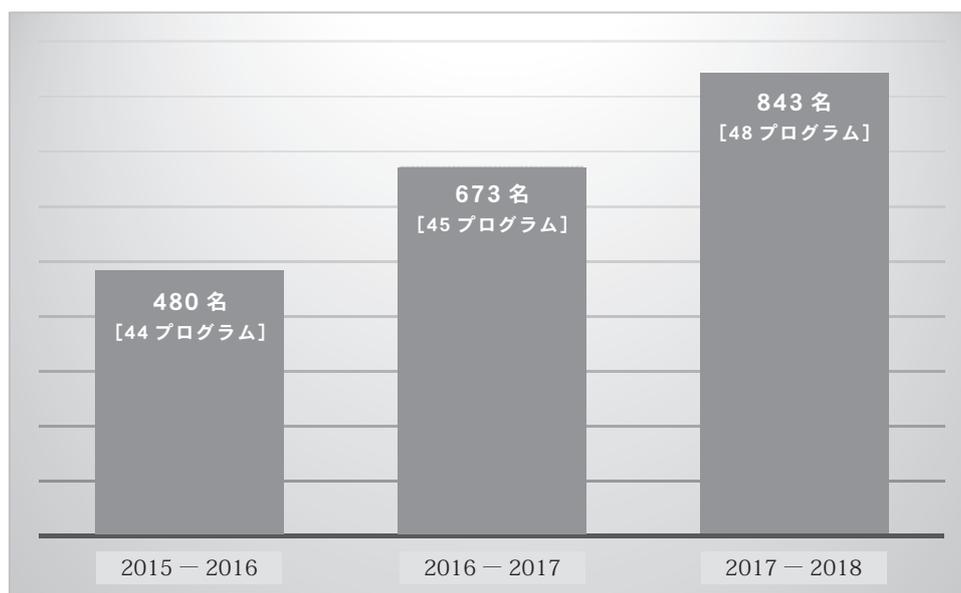


図1 TPSIDを実施している大学のプログラム数と大学で学ぶ知的障害者数の推移

出典:Grigal, et al. (2018:15)より筆者作成

この増加の要因の一つとして、奨学金を受給している知的障害者の増加が考えられる。連邦

ペル給付奨学金では、2015年から2016年のデータでは、12名の知的障害者が受給していたが、

2017年から2018年のデータでは、150名が受給している (Grigal, et al. 2018)。経済的な心配をすることなく学べることは、もっと学びたいと願う知的障害者が大学進学に踏み出すきっかけにもなるため、大きな意義をもつものである。

このように、TPSIDでは、年月をかけて計画的に高等教育機関に資金援助を行い、段階的に知的障害者の受け入れを進め、評価・改善を進めることにより、確実な支援を知的障害者に提供することが可能になったと考えられる (水野 2018)。また、大学で学ぶ知的障害者が着実に増加していることは TPSID の大きな成果である。

さらに、HEOA では、TPSID に関係した技術的な補助とデータを集めた「コーディネートセンター」の設立が規定されている。同法を受け、Think College が、マサチューセッツ州立大学に「ナショナルコーディネートセンター (National Coordinating Center)」を設立している。そこでは、TPSID のプログラムの評価、知的障害者のための学問、社会性、雇用や自立した生活のためのプログラムの構成要素に関係したより良い実践の情報を収集しており、年次報告書も公表されている。

5. 米国の大学における知的障害者への支援体制

TPSID では、大学入学後の知的障害者への支援体制が構築されており、知的障害者も大学の一員として、他の学生と同じように学生生活を送るために、多様な支援を受けることができる。

まず、64%の知的障害者が、「障害支援室」から支援や配慮を受けており、具体的な制度としてはピアメンター制度があり、TPSID の92%で導入されている (Grigal, et al. 2018)。本制度は、知的障害者が一般の学生とペアになり、学業についての相談をしたり、友人としての関わりを構築したりしていくことが意図されている。

ピアメンターから提供される支援としては、学問的なこと、交流に関すること、雇用に関する

こと、自立生活に関すること、移動に関すること、などである。ピアメンターになるには、一般の学生は訓練を受ける必要があり、大学によって、学業としての単位認定、有給のもの、ボランティアのものなどがある。ピアメンター制度により、知的障害者は「障害支援室」だけではなく、同じ学生であるピアメンターに相談することができ、キャンパスにおける友人や理解者を増やすことが可能となった。

また、ピアメンターにとっても、知的障害者に接し、障害理解を深めることができる点はとても有益である。本制度は、講義以外における人とのつながりを大切にしており、示唆に富む取り組みだと考えられる。TPSID プログラムのスタッフによると、知的障害者は「1年目と3年目では明らかに違う。3年目、学生の自信は非常に高い。彼等はずっと言語的で、もっと社交的だ。それを見るのは本当に素晴らしい。両親は本当に幸せだ。」(Grigal, et al. 2018:9) としている。ピアメンター制度が知的障害者やその親に良い影響を与えることがわかる。

加えて、TPSID のプログラムでは、プログラム修了後に知的障害者が就労できることが目標となっており、就労支援についても重視されている。Think College の報告書 (Grigal, et al. 2016) によると、知的障害のある高校生の多くは、高校を卒業すると最低賃金未満の給与しか得られない、生涯にわたる保護雇用や自立訓練に入ることが指摘されている。知的障害者の大学進学は、その課題を乗り越えられると考えられている。そのため、雇用に関するサービス、あるいは仕事に関係した直接的な支援もあり、2017年から2018年のデータ (Grigal, et al. 2018) によると、それは48のTPSIDプログラム全てで提供されている。雇用に関する支援を提供しているのは、TPSID のプログラムのスタッフ (94%)、職場の管理者 (79%)、職業支援のスタッフ (58%)、職場の同僚 (58%)、州立職業リハビリテーションスタッフ (56%)、ピ

アメンター（56%）などとなっている。在学中に、87%の知的障害者が、有給雇用、あるいはインターンシップ、ボランティア、サービス・ラーニングのような無給のキャリアアップ経験に参加しており、2017年から2018年にかけて知的障害者が行った有給の仕事としては、アイススケートの講師、事務職員、授業助手などがある。また、在学中に有給の仕事をしている知的障害者の87%が連邦政府の定めた最低賃金より上の賃金を得ていることが報告されている（Grigal, et al. 2018）。

TPSIDプログラムの知的障害者の親は、「私はただ思っていた。『彼女には人生の目的を持って欲しい。私は、彼女に一日中家のコンピューターの前に座っていて欲しくないし、一日中寝ていて欲しくない。』だから、私は思った。『仕事を得るか、仕事を得るためのスキルを学ぶために学校に行くか。』（Grigal, et al. 2018:11）と語っている。実際、仕事をしている56%の知的障害者は、TPSIDプログラムに入る前に仕事経験がなく、大学進学によって学びだけではなく、将来に向けた仕事経験ができるのである（Grigal, et al. 2018）。大学進学しなければ成し得なかったことが可能となっており、本人の生きがいにつながると同時に、親の思いにも応えるものだといえる。

最終的に、TPSIDプログラムの77%の知的障害者は、プログラムを修了しており、2015年から2016年において、また2016年から2017年において修了した知的障害者のうち65%は有給の仕事を少なくとも一年は続けることができている（Grigal, et al. 2018）。

前述した通り、2017年から2018年には、全米の短大・大学48校で、843名の知的障害者が学んでいる。今後は、大学における知的障害者の学びを、どこまでインクルーシブな形で大学教育に組み込んでいけるのかが課題になっていくと思われる。

6. おわりに

本研究では、①日本における知的障害者の学校卒業後の現状、②日本における知的障害者の学校卒業後の学びへの取り組み、③米国における知的障害者の大学進学の実状、④米国の大学における知的障害者への支援体制を検討し、知的障害者の大学進学にはいかなる手立てが必要であるのかを明らかにしてきた。

知的障害者の大学進学に関して、米国では段階的に大学における知的障害者のプログラムの設立、拡大を行い、全米のネットワークを構築することにより、知的障害者のための高等教育の有効性を着実に拡大していることが明らかになった。その背景には、2008年HEOAの施行を契機として、知的障害者の高等教育機関進学に対する経済的支援、TPSIDのプログラム、ナショナルコーディネーターセンターの設置などが推進され、知的障害者が高等教育機関にアクセスしやすくなり、大学進学が進んだと考えられる。特に、進学に際して、奨学金などの経済的支援を受けられることも知的障害者が大学進学に踏み出す大きなきっかけになっていることが示された。これらの制度的な枠組みは、日本にとって大きな示唆になり得るものである。

また、米国の大学では、ピアメンター制度や就労支援の充実など、大学入学後の知的障害者への支援体制が構築されており、知的障害者も大学の一員として、他の学生と同じように学生生活を送ることが可能となっていることが示された。加えて、プログラム修了後に知的障害者が就労できることが目標となっており、知的障害者の高校卒業後の選択肢が最低賃金未満の給与しか得られない保護雇用や自立訓練だけではなく、大学へ進学することで、仲間と共に学び、在学中に有給の仕事を経験し、履修・資格の証明書も得られるようになることが明らかになった。これらの取り組みは、知的障害者の意欲、自信や生きがいにもつながる意義深いものである。同時に、知的障害者の大学進学は、親の思

いにも応えるものである点は特筆すべきことである。今後は、米国の大学において、どこまでインクルーシブな大学教育を保障してけるのが課題になっていくと考えられるため、引き続き注視していきたい。

他方、日本では、一部の研究者・実践者によって、大学における公開講座・オープンカレッジ、NPO 法人の大学、福祉型専攻科における教育実践などの取り組みが展開されてはいるが、まだごく限られた取り組みであり、未だに知的障害者の大学進学への取り組みはみられないことが示された。「障害者権利条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行に加え、「本人等アンケート調査」により、知的障害者を含む障害者の半数以上が学べる機会や情報を求めており、知的障害者の学習ニーズが顕著であることが明らかになった以上、どのように大学に知的障害者を受け入れていくか、彼等の大学進学の可能性を探っていくことが必要である。さらに、未だに6割以上の障害者が、学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない、もしくはあまりないと感じていることは大きな問題であり、障害者が学ぶことに対する社会の理解の浸透、障害者の学ぶ権利の保障は解決すべき課題である。

これらの課題を解決するためにも、米国における HEOA の施行を契機とした知的障害者の大学進学に関わる制度的枠組みや大学入学後の支援体制の構築は、日本にとって重要な示唆になり得ると考える。今後は、日本における学びたいと願う知的障害者に対して、大学進学への取り組みを含めた長期的な視野に立った継続的な学びへの支援が必要である。この点については、引き続きより多角的に検討していきたい。

注

- 1) 障害者及び家族に障害者がいる方等を対象に、生涯学習活動への参加状況、阻害要因・促進要因、学習ニーズ等に関する情報を収集することを目的とした調査である。障害者の年齢は18歳以上、知的障害者を含む計4,650名を対象としている。

文 献

- Cook, A.L., et al. (2015) 'Increasing Access to Postsecondary Education for Students with Intellectual Disabilities', *Journal of College Access* 1-1-5., Western Michigan University.
- Grigal, M., et al. (2016) *Think College National Coordinating Center – Annual Report on the Transition and Postsecondary Programs for Students with Intellectual Disabilities Year 5 (2014-2015)*, Institute for Community Inclusion & University of Massachusetts Boston. (<http://www.thinkcollege.net/about-us/think-college-grant-projects/national-coordinating-center>, 2019.8.1) .
- Grigal, M., et al. (2017) *Year One Program Data Summary (2015-2016) from the TPSID Model Demonstration Projects*, Think College National Coordinating Center. (<http://www.thinkcollege.net/>, 2019.8.1) .
- Grigal, M., et al. (2018) *Year Three Annual Report of the TPSID Model Demonstration Projects (2017-2018)*, Think College National Coordinating Center. (<http://www.thinkcollege.net/>, 2019.8.1) .
- Grigal, M. and Hart, D., et al. (2010) *Think College! – Postsecondary Education Options for Students with Intellectual Disabilities*, Paul H. Brookes Publishing Co.
- 長谷川正人 (2014) 「アメリカにおける知的障害者の大学進学状況」社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会. (<http://kurate-yutaka->

- fukushikai.com/kurate-pdf/america-shisatsu.pdf, 2019.8.1).
- 北村弥生・渡部 Taylor 美香・河村宏 (2010) 「米国における障害学生への支援～発達障害を中心として～」『国立障害者リハビリテーションセンター研究所紀要』31. (<http://www.rehab.go.jp/kiyou/japanese/31th/31-05.pdf>, 2019.8.1).
- 國本真吾 (2018) 「障害青年の教育年限延長要求と生涯学習」『人間発達研究所紀要』31.
- 松矢勝宏 (2004) 『『大学へ行こう』の出版にあたって』「自分を知り社会を学ぶ」受講生論文刊行委員会編『東京学芸大学公開講座「自分を知り社会を学ぶ」「大学へ行こう!!」－知的障害のある青年たちの学び・生きがい・社会参加－』ゆじょんと.
- 水野和代 (2018) 「アメリカ合衆国における知的障害者の高等教育機関進学背景と現状」『中部社会福祉学研究』9、日本社会福祉学会中部部会.
- 文部科学省 (特別支援総合プロジェクトタスクフォース) (2016) 「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から『生涯学習』政策へ～」
- 文部科学省 (2017) 「特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージについて」
- 文部科学省 (2018a) 「障害者本人等への学校卒業後の学習活動に関するアンケート調査」イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社.
- 文部科学省 (2018b) 「平成 29 年度開かれた大学づくりに関する調査研究」株式会社リベルタス・コンサルティング.
- 文部科学省 (学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議) (2019) 「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－ (報告)」
- Newman, L., et al. (2011) *The Post-High School Outcomes of Young Adults with Disabilities Up to 8 Years After High School – A Report From the National Longitudinal Transition Study-2 (NLTS 2)*, U.S. Department of Education, Institute of Education Science and National Center for Special Education Research. (<http://www.ies.ed.gov/ncser/pubs/20113005/pdf/20113005.pdf>, 2019.8.1).
- 白澤麻弓 (2012) 「視察から見た米国の障害学生支援－合理的配慮と支援の質を引き上げる取り組み」筑波技術大学. (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/08/08/1323321_2.pdf, 2020.2.18).
- 田中良三 (2017) 「発達・知的障がい学生の卒業論文の取り組み－法定外・見晴台学園大学における学びと支援－」『名古屋芸術大学教職センター紀要』5.
- 田中良三・大竹みちよ・平子輝美・法定外見晴台学園大学 (2016) 『障がい青年の大学を拓く－インクルーシブな学びの創造－』クリエイツかもがわ.
- Think College (2017a) *Becoming a Comprehensive Transition Program*. (<http://www.thinkcollege.net/topics/becoming-a-comprehensive-transition-program>, 2019.8.1).
- Think College (2017b) *Higher Education Act of 2008*. (<http://www.thinkcollege.net/topics/opportunity-act>, 2019.8.1).

当事者組織におけるコンフリクトの種類 — 構成員の関係性に着目した分析をとおして —

日本福祉大学大学院・実務家教員 007703

平松 和弘

The Type of the Conflict in the Principal Organization — Through the Analysis Focusing on the Relationship between Members —

Abstract

This study focuses on conflicts in the foundation period in the Principal organization. This study clarifies the occurrence number of the conflict, the processing difficulty level of the conflict, and characteristic in conflict. A result of the discussion, I got the knowledge of four. The occurrence number of the conflict increases. The processing difficulty level of the conflict rises. The conflict has a band structure and an overlapping structure. Conflicts have unique hot spots for each type of crisis.

Keywords

Principal organization, Life stage, Conflict,
Handicapped person, Incurable disease person

I. はじめに

1. 当事者組織におけるコンフリクト

1) 組織内外にみる摩擦

社会福祉基礎構造改革にもとづく社会福祉法成立（2000年）により社会福祉の担い手は営利企業などを含めて多元化されている。社会福祉法人は措置費制度の時代から今なお重要な担い手のひとつである。社会福祉法人のうち障害福祉領域に注目すると、無認可小規模作業所を母体とする組織がある。これらの組織では法人格の取得を契機にして成長発展を果たした事例が

少なくない。しかし、組織の成長は容易ではなく、組織と外部環境との間において、あるいは組織内の関係者間において、成長を揺るがす「コンフリクト」が生じ得る。一般的に社会的に生じるコンフリクトとは「2つないしは3つ以上の人ないしは集団の間に生じる対立的あるいは敵対的な関係（桑田・田尾 2010:251）」である。本研究ではコンフリクトを「組織の構成員間において生じる対立や葛藤など」と定義する。

組織外では、いわゆる「施設コンフリクト」が発生することで事業所の設立段階から対応に

苦慮する場合がある。例えば、精神障害者施設関係では、小澤（2001：3）は1978年からの10年間に反対32件¹⁾、1989年からの10年間に反対83件²⁾という2つの調査結果をもとに、「精神障害者施設への反対件数は近年増加していること、反対運動の帰結と反対理由はここ20年間ほとんど変化が見られない」と述べている。また、柳（2003：376）は後者の調査結果をふまえて「施設コンフリクトは（中略）いったん起こると、予定どおりの施設開設が非常に困難である」と述べている。具体的な摩擦は地域住民だけの問題ではなく、「地域住民が理解を示しても市の幹部が理解を示さない事例（新保2005：7）」など様々である。摩擦の終息の判断も難しい。和田（1992：199）は「コンフリクトがひとつの関係性（感情的な敵対関係）として持続し続ける」ことにふれ、「当初の対立に妥協点が見出された後でもお互いの憎悪が消えないで残る」点について指摘している。

組織内では、法人格取得後に関係者の中で様々な意見が噴出し得る。例えば、法人組織の障害者運動の継続に対する家族からの疑問の声（いぶき福祉会2008：84-88）や、処遇の低下に対する家族からの不満の声（共同作業所全国連絡会1997：135）などが上がる場合がある。このような声に象徴される法人格取得による成長と混迷のジレンマは、障害福祉領域の少なくない関係者間において、経験知として共有されている。

そもそも、福祉現場において、当事者を取り巻く人間関係にはある種の緊張関係がともなう。障害福祉領域に焦点を当てれば、当事者の障害特性により様々な摩擦が生じ得る。例えば、【例①】当事者自身の持っている真の要求を適切に処理できずに「年少児いじめ」に転じたケース（田中2007：18-24）や、【例②】こだわりの強い当事者同士が同室で生活する際にこだわり行動が激化したケース（みぬま福祉会2014：29-30）がある。当事者の障害特性は制度環境の影響にもさらされ、事態の悪化を生む場合もある。前

述の例②では国基準の人員体制に準じていても重度重複障害者と行動障害の混在する体制を組まざるを得ず、結果的には「命の危険や行動障害の激化」を生んでいる（前掲書：29-30）。緊張関係は当事者と支援者との間でも生じる。当事者の行動を読み解きながら対応を模索する中で、支援者の抱えるストレスが高まる場合がある。例えば、【例③】当事者と支援者の緊張関係が悪化して担当する支援者の交代につながったケースがある（白石2004：221-226）。

2) 成長に不可欠なコンフリクト・マネジメント

コンフリクトは、法人格取得の有無によらず、組織が存続する中で常に発生するリスクがある。鈴木（2009：14）はコンフリクトの経時変化について、「コンフリクトを放っておくと、問題が徐々に大きくなり、さらに大きな別の問題を引き起こす」ことがよくあることを指摘している。また、「タスク・コンフリクトだったものが、感情のもつれによるリレーション・コンフリクトに変質してしまう（日本能率協会マネジメントセンター2015：89）」との指摘があり、これも対応の困難さが高まることを意味している。当然ながら深刻な混迷から抜け出せなければ組織の存続や飛躍は危ういものになる。

このような実態をふまえると、組織の成長にはコンフリクト・マネジメントが不可欠である。ケネス W トーマス（2015：7-8）は「自分の懸念の解消」と「他者の懸念の解消」を2軸にとり、四隅と中央部の計5つのコンフリクト対応モードを設定する考え方を示している。和田・前田（2001：170）は、医療事故のコンフリクト事案に関して訴訟か諦めかの二者択一からの脱却のために「医療被害防止・救済センター」の構想について紹介している。日本能率協会マネジメントセンター（2015：102-112）はタスク・コンフリクトとリレーション・コンフリクトの2つの視点から「条件・認知・感情」の3つの対立に分類し、タイプ別に解決のプロセスを示している。野村（2013：141-150）は、施設コン

フリクト発生時に地域と施設の仲介者の重要性などを指摘している。以上のように、先行研究においても多様な観点からなるアプローチの結果、複数の知見が得られている。

筆者は「事業体と運動体の両特性」および「多様性と成長動態」などの特性を有する当事者組織に着目して、当事者組織のライフステージにおけるコンフリクト特性の検討を重ねている（平松 2015、2018a）。また、デリケートな事例を分析するに当たり、量的に限られた事例を多方面から分析する独自の手法の検討を重ねている（平松 2013）。こうした中、当事者組織におけるコンフリクトの全体像が徐々に見えつつある。例えば、ライフステージを通して見ると、いくつかの類似したコンフリクト群それぞれにおいて、発生が集中する時期があたかも複数の帯のように特定の時間幅を有している可能性がある。先行研究を概観したところ、コンフリクトを特性別に整理してある種の帯構造を明示した研究は見当たらない。例えば、鈴木（2009）は、解決に向けた実践的内容に重きをおいており、コンフリクトの進展については漠然とした経験則としての言及に留まるものである。和田・前田（2001）は医療コンフリクトの生成の過程を発生順に追っていく単線的な概念整理であり、野村（2013）は施設コンフリクトに関する複数の事例を取り上げて個々の並列的な議論にとどまっている。したがって、コンフリクトの特性の全貌解明と、その先に期待される効果的対策の検討などが課題として残されている。

2. 研究目的

本研究は筆者の問題関心に基づく2つの問いから出発する。すなわち、「【問①】組織成長とともにむしろコンフリクト対応がますます煩雑になるかのような経験知はいかにして生じるのか」と「【問②】ライフステージにおけるコンフリクトの特性はいかなるものか」という2つである。

上述の問①について、量と質の両面の2つの観点から練り直す。量的な観点から、コンフリクトは組織成長のライフステージが進むにつれて発生する件数が増えていくのではないかと（【課題①】量的負荷の特定）。質的な観点から、コンフリクトは組織成長のライフステージが進むにつれて処理する難度が高まるのではないかと（【課題②】質的負荷の特定）。

また、問②について、発生時期と危機の構図の2つの観点から練り直す。発生時期の観点から、コンフリクトを類型化することで同一のコンフリクトが発生しうる警戒時期を明示できるのではないかと（【課題③】帯構造の特定）。危機の構図の観点から、コンフリクトを類型化することで特定の時期に注意すべき関係者間の危機タイプを明示できるのではないかと（【課題④】危機集中域の特定）。

本研究の目的は、当事者組織のライフステージにおけるコンフリクトに関する研究の端緒として、事例研究を通じて上記の4つの課題をもとに探索的研究を行い、当事者組織におけるコンフリクトの特性に関する知見を明らかにすることである。

3. 用語の定義

本研究では、当事者組織のライフステージを「組織の成長過程において明確な特徴に基づき3つの時期区分（創立期、発達期、成熟期）で構成される成長段階の全体像」と定義する。この時期区分のうち、創立期を「複数の構成員からなる単一の組織単位で何らかの事業ないしは運動を起こす起業段階」と、発達期を「単一の組織単位から複数の組織単位を有するに至る量的成長段階」と、成熟期を「単一もしくは複数の組織単位にある中で何らかの法人格を取得することで公式化が一段進んだ質的成長段階」と、それぞれ定義する。

また、「組織単体が規模の拡張をするタイプの組織を単体拡張型」と、「複数の別組織が連合し

てひとつの組織へと合流するタイプの組織を複数連合型」と、それぞれ定義する。

II. 方法

1. 調査対象

1) 抽出条件と抽出過程

本研究ではJDF（日本障害フォーラム）の愛知版組織であるADF（愛知障害フォーラム）に注目する。JDFは国内の主要な障害者団体・関係団体で構成される全国組織であり、2004年に結成されている。ADFはJDFの都道府県レベルの組織であり、2008年8月30日に全国で初めて愛知県で結成されている。

本研究ではADF加盟団体から調査対象を絞り込む。下記に列挙する抽出条件を順次適用し対象組織を抽出する。

【条件①】当事者属性に配慮し、身体障害、知的障害、精神障害、難病の最低限必要と考えられる各分野から選出する。【条件②】法人格のバランスに配慮し、何らかの法人格を取得してから10年以上を経過している組織を対象とする。【条件③】組織の成長タイプに配慮し、単体拡張型と複数連合型の両方を対象とする。【条件④】支援者団体の色合いの強い組織は対象から除外する。【条件⑤】身体障害分野においては視覚障害と聴覚障害のコミュニケーションの障害をともなう組織は筆者の取材における力量不足が影響する懸念があり、対象から除外する。【条件⑥】愛知県レベルと名古屋市レベルで同類の組織が併存する場合には、いずれかを対象化し、他方を対象から除外する。

2) 対象4団体と調査対象者

本研究では対象4団体でそれぞれ中心的な立場にある人物を調査対象者に選出した。組織におけるコンフリクトとは、外部へ口外しづらいデリケートな内容を含み、対応可能な立場の人物も限られる。以下に列挙する調査対象者は各対象団体におけるコンフリクトを含む組織全体の問題を把握理解し、必要に応じて対策行動を

とることができる立場にある。対象4団体と調査対象者の基礎情報を列挙する（役職の肩書は調査当時）。

【① A会（身体障害分野・社会福祉法人）】A氏：A会常務理事。当事者（身体障害者）。

【② B会（精神障害分野・NPO法人）】B氏：B会会長。当事者（精神障害者の親）。

【③ C会（難病分野・NPO法人）】C氏：C会理事長。当事者（難病者）。

【④ D会（知的障害分野・NPO法人）】D氏：D会理事長。非当事者（いわゆる支援者）。

3) 倫理的配慮

対象団体名および調査対象者名は任意の記号（A、B、C、D）に「会」と「氏」を付した表記にとどめている。対象団体に関する文献・資料の表題には団体名が含まれるものが大半であるため、匿名性保持の観点から、文献・資料の本論文での掲載は見送っている。

2. 方法

1) 聞き取り調査

各会調査対象者に対して、筆者と対面による半構造化インタビューを実施している。調査時期は2012年度から2013年度の2か年にかけて各会2回ずつ実施している。

質問①として、対象団体の誕生から現在にいたるまでの歴史の中で、関係者の中で生じる「危機事例」にはどのようなものがあったかを問うている。なお、危機事例とは、「人と人との葛藤や対立など」であり、「人は、組織関係者（障害者、家族、スタッフ）を指し、個人と個人だけでなく、グループとグループ、グループと個人という関係」も含むことを補足説明している。また、質問②として、前述の危機事例に対して、解決や回避などのために、調査対象者を含む周囲の関係者はどのような「行動」をとったかを問うている。

2) 分析手順

【工程①：データ化】聞き取り調査時に筆記し

た取材ノートの内容を文字データ化する。この時、録音データをもとに曖昧な部分や筆記ものの箇所を補正する。これにより、聞き取り対象者が語る組織の危機関係の全体の構図と主要な概念を明確化する。【工程②：関係抽出】工程①で得た内容から、「誰かと誰か」の関わりによって生じている構図を「関係」と定義する。なお、ここでは「誰か」の所在について組織の内外いずれかを問わない。聞き取り調査から読み解ける関係をすべて抽出する。「関係」の内容を端的に表す「表題」を付けて、葛藤関係にあるアクターを「中核アクター①」と「中核アクター②」に分けて記載する。【工程③：事例抽出】工程②で得た関係から、組織内部に所属する者同士が関わる関係を「事例」と定義する。関係の中から該当する事例をすべて抽出する。「事例」はもとの「関係」のインタビュー登場順に番号をつける。

3) 分析対象

聞き取り調査の結果、全 26 件の事例を得ている。内訳は A 会が 6 件（事例 A-1 から事例 A-6）、B 会が 6 件（事例 B-1 から事例 B-6）、C 会が 7 件（事例 C-1 から事例 C-7）、D 会が 7 件（事例 D-1 から事例 D-7）である。

本研究ではこれらの全 26 件の事例を分析対象とする。課題①については実際の事例件数を把握して検証する。つまり量を量で検討することである。課題②については、実際の事例ごとの関係線の該当本数を把握して検証する。本研究では、「関係線の該当数が増えれば、それにともない危機の処理の煩雑さも高まる」との考えを基盤に置き、関係線の該当数を「難度」と読み換える。つまり量を質に変換して検討することである。課題③については、調査結果から得られる事例の発生時期を検証する。つまり、類型化したコンフリクト各々の帯構造が時期区分のいつどのくらいの幅で位置づくのかを特定することである。課題④については、該当数の多い中核アクターと該当するアクターの組み合わせ数を検証する。つまり、類

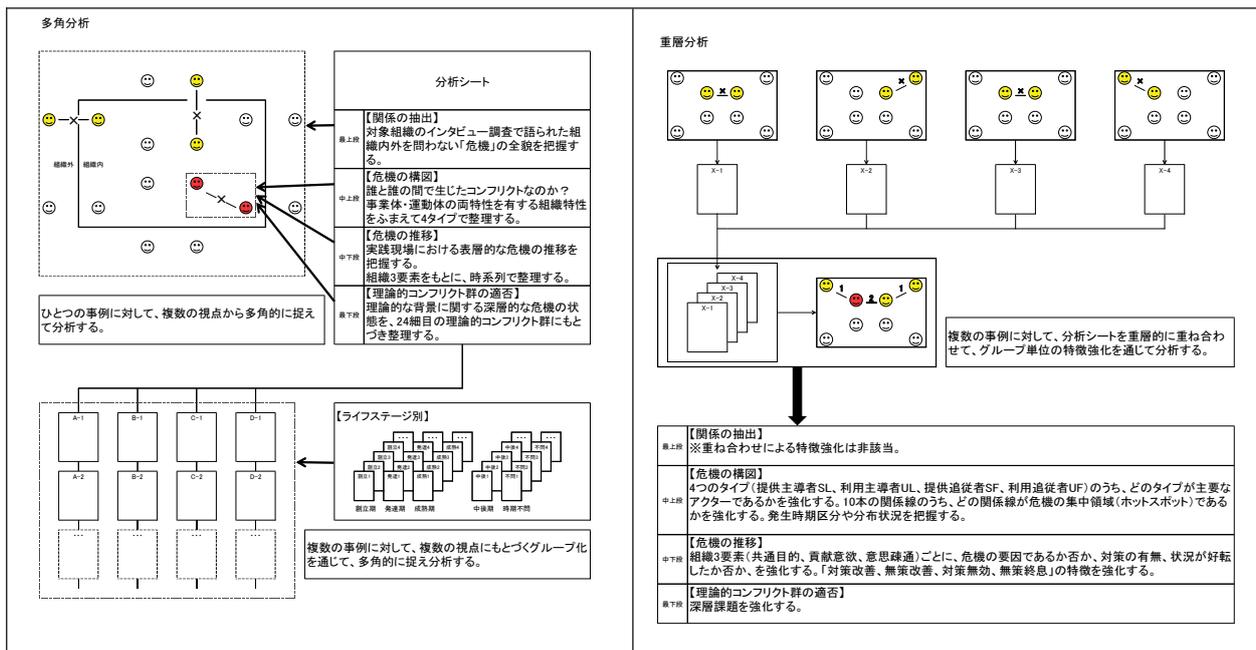
型化したコンフリクト各々の中核アクター（間）の集中域を特定するということである。

4) 多角重層分析の補足

本研究の事例分析において活用する独自の分析シートの最大の特徴は 2 点に集約できる。1 点目は組織論にもとづいて構築された多角的な分析視点を有することである。2 点目は分析対象のデータを重ね合わせることで共通する特徴や傾向を強調して要点を把握する重層的な分析が可能なことである。多角的かつ重層的な分析が可能とする特徴を省略して、以降は「多角重層分析」と称する（参照：図 1）。

組織論にもとづいて構築された多角的な分析視点とは、構成員、共通目的、貢献意欲、伝達がある。さらに組織論を含めて福祉学分野など関連領域の知見をもとに、組織のライフステージに生じうる理論的コンフリクト群を 24 細目まで整理している。これら複数の分析視点から 1 つの事例を多角的に分析していくことが可能になる。なお、本研究では、分析シートの「前半部分（構成員に着目した危機の構図）」に焦点を絞って検討を加える。

図1 多角重層分析の概要



5) 分析シートの補足

まず、「危機の構図」の分析に先立ち、当事者組織が持つ事業体と運動体の両特性をふまえて組織構成員の属性を4タイプに分ける。すなわち、「①提供主導者SL：事業体における提供者かつ運動体における主導者、②提供追従者SF：事業体における提供者かつ運動体における追従者、③利用主導者UL：事業体における利用者・運動体における主導者、④利用追従者UF：事業体における利用者・運動体における追従者」である。

また、コンフリクトについて理論上の危機の構図のパターンは10通りの組み合わせがありうる。すなわち、「①提供主導者対利用主導者SL-UL、②提供主導者対提供追従者SL-SF、③提供主導者対利用追従者SL-UF、④提供主導者対提供主導者SL-SL、⑤利用主導者対提供追従者UL-SF、⑥利用主導者対利用追従者UL-UF、⑦利用主導者対利用主導者UL-UL、⑧提供追従者対利用追従者SF-UF、⑨提供追従者対提供追従者SF-SF、⑩利用追従者対利用追従者UF-UF」である。なお、この組み合わせでアクター間に形成されるつながりを「関係線」と称する。

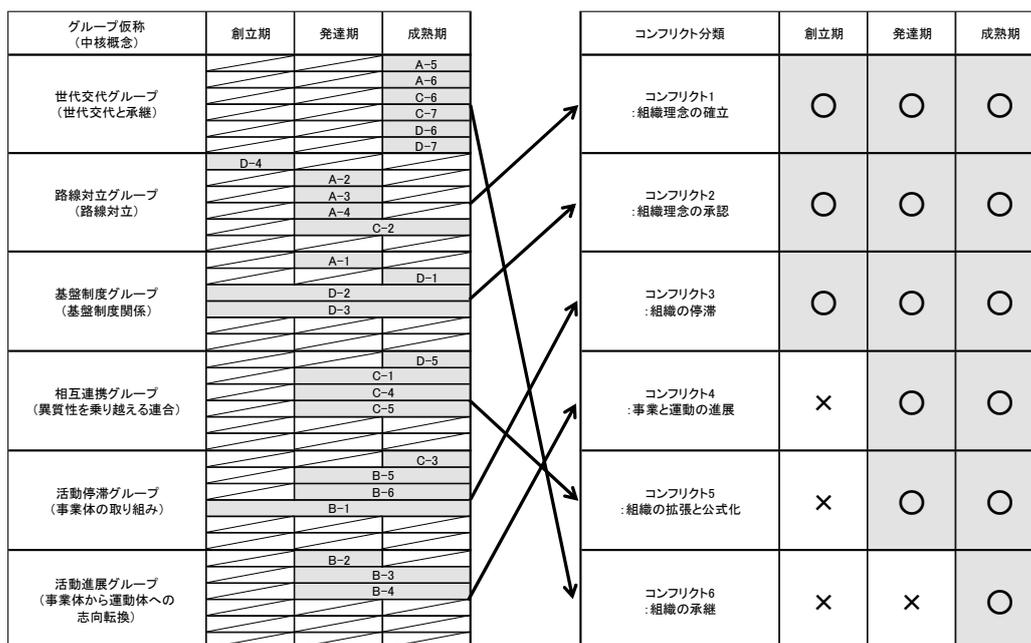
ここで具体的な構成員を例示すると、SLは「事

業所を運営するとともに行政交渉などもこなすカリスマ的な障害者の親」、SFは「カリスマ的なリーダーを支える法人スタッフ」、ULは「行政交渉などの場で要求を訴えるベテラン障害者」、UFは「事業所を利用しながら要求運動を学ぶ若い障害者」などのアクターが該当し得る。これらのアクター間で上記の10通りの組み合わせで危機の構図が発生しうる。

III. 結果

全26件の事例を類似するグループに整理し、特徴的なコンフリクト群の分類を試みる（参照：図2）。例えば、事例A-2は時期区分の発達期に発生しており、中核アクターのSL(K氏)とSL(M氏)の中心人物同士の間で生じた危機関係である。内容は「トップの対立が招いた団体の分裂」と要約することができる。他の事例については紙幅の制約上、詳述は見合わせる。なお、事例の詳細については「資料編（平松2018b）」を参照のこと。

図 2 類似事例の整理とコンフリクト群の分類



第 1 に、全 26 件の事例を共通する 6 つの中核概念をもとに類似する 6 つのグループに仮分類する。第 2 に、6 つの仮分類グループを該当する事例の件数の多い順に整理する。第 3 に、6 つの仮分類グループを発生時期の早い順に整理して、あらためて全体の位置関係を見直す。

上記の手順により 6 つのコンフリクト群である「コンフリクト 1～6 (以下、Conf.1～6 と適宜略記する)」を得ている。6 つのコンフリクト群について多角重層分析の集約結果を取りまとめ整理する (参照: 図 3-1～図 3-6)。これら危機の構図にある構成員と関係線において独自の集中域が見られる。これら集中域を「危機のホットスポット」と呼ぶ。

図 3-1～図 3-6 に示す特性をふまえ、6 つのコンフリクト群について概要をまとめる。

【Conf.1】 創立期から成熟期までの全ての時期区分において発生し得るグループである。ここでの危機は舵取り役である提供主導者 SL 同士の関係であることが示唆される。

【Conf.2】 創立期から成熟期までの全ての時期区分において発生し得るグループである。ここでの危機は追従者間 (あるいは提供者間と利

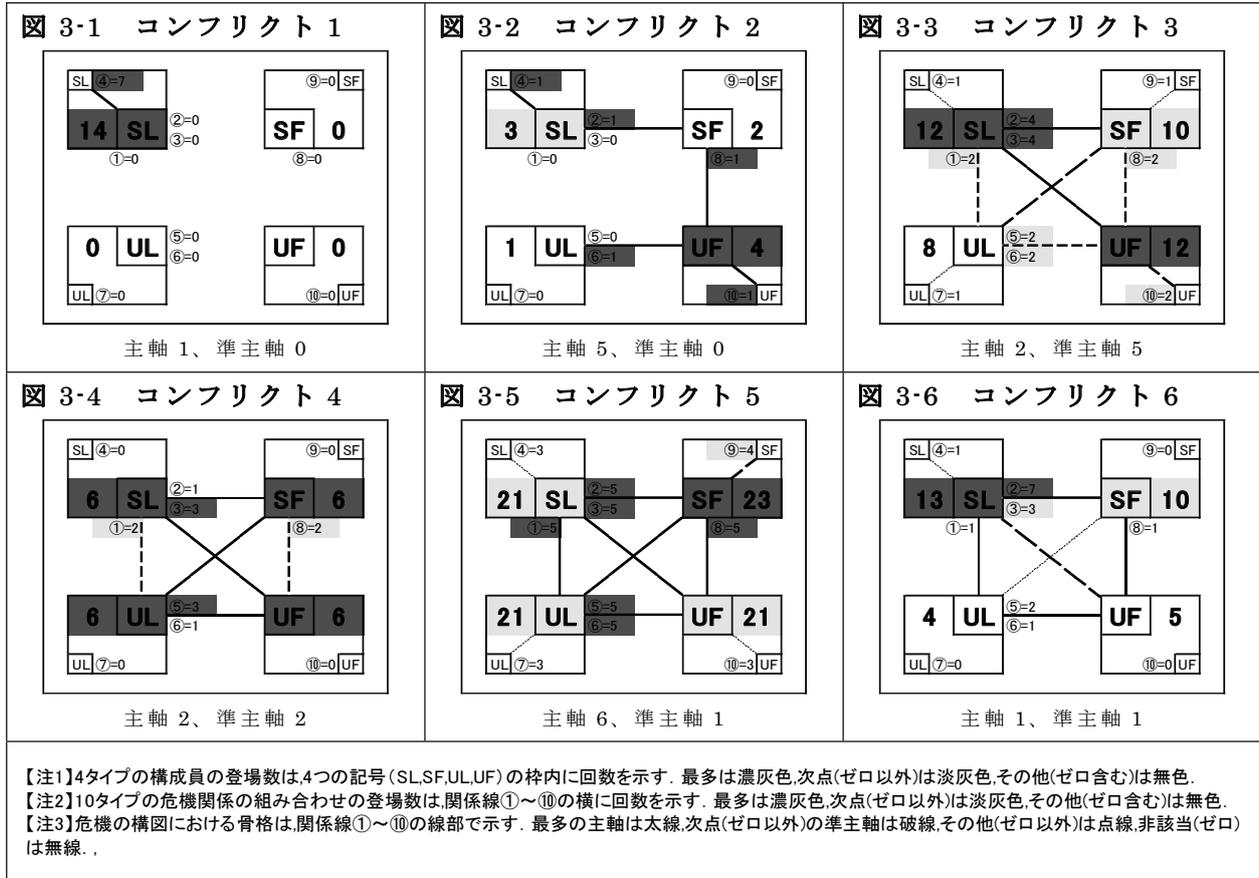
用者間) という同一の属性の中で生じる関係であることが示唆される。

【Conf.3】 創立期から成熟期までの全ての時期区分において発生し得るグループである。ここでの危機は舵取り役である提供主導者 SL と追従者間の中で生じる関係であることが示唆される。

【Conf.4】 発達期から成熟期において発生し得るグループである。ここでの危機は対極に位置づけられる構成員間の中で生じる関係であることが示唆される。

【Conf.5】 発達期から成熟期において発生し得るグループである。ここでの危機は 4 タイプの構成員相互の中で生じる関係であることが示唆される。

【Conf.6】 成熟期において発生し得るグループである。ここでの危機は舵取り役である提供主導者 SL と追従者間の中で生じる関係であることが示唆される。



IV. 分析と考察

1. 分析

1) 量的観点

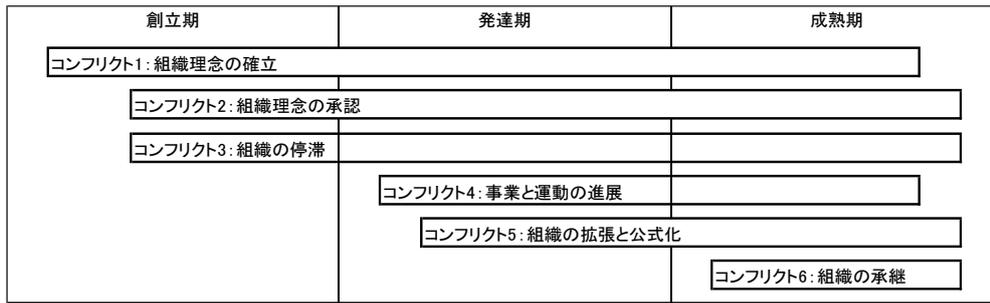
本研究において把握できたコンフリクトの発生件数は、図2で示した内訳を読み解くと「創立期4件、発達期16件、成熟期20件」と実際に増えている。なお、これらの発生件数については、単一期間の発生件数と複数期間の発生件数を足し合わせて補正している。具体的には、創立期単一の発生件数は1件であるが、創立期を含む時期不問の発生件数は3件であるので、これらを足し合わせた創立期の補正值は4件となる。

この増加現象の背景について検討する。当事者組織のライフステージにおいて発生しうるコンフリクト群は、図2で示したとおり6つのタイプ(Conf.1~6)に整理できる。これをもとにモデル化すると、それぞれが特有の長さを有する6本の帯構造を呈する(以下、これらコンフリクト群の帯構造を「コンフリクト・スペク

トル」と呼ぶ)。具体的には、Conf.1は創立期の初頭から成熟期に至る最長期間、Conf.2とConf.3は創立期途中から成熟期に至る長期間、Conf.4とConf.5は発達期から成熟期に至る中期間、Conf.6は成熟期のみの短期間、という独自の幅を示している(参照:図4)。

図4に示す全体像に注目すると、当事者組織におけるコンフリクトの帯構造は、ライフステージが創立期、発達期、成熟期と進展する中で、帯の本数を減ずることなく重なりが増え続けている(以下、これらコンフリクト・スペクトルの重ね合わせ構造を「コンフリクトのオーバーラップ構造」と呼ぶ)。このコンフリクトのオーバーラップ構造がコンフリクトの量的負荷の増加に直結している。

図 4 コンフリクト群の帯構造



2) 質的観点

コンフリクトに関わる関係線に注目すると、図 3-1 ~ 図 3-6 で示すとおり、構成員相互のつながりにおける骨格を把握することができる。これらの図をもとに主軸・準主軸を抽出すると、ライフステージにおける推移を追うことができる(参照: 表 1)。

具体的には、「主軸にあたる関係線(表 1 の中列)」に示すとおり、関係線の主軸に着目すると「創立期 6 本、発達期 8 本、成熟期 8 本」と減ることなく増加して、中後期(発達・成熟期)

において多数を維持している。また、「主軸と準主軸の関係線(表 1 の右列)」に示すとおり、関係線の主軸と準主軸に着目すると、「創立期: 主軸 8 本・準主軸 5 本、発達期: 主軸 16 本・準主軸 8 本、成熟期: 主軸 17 本・準主軸 9 本」と減ることなく増え続けている。これら関係線の該当本数の増加現象についても、上述したコンフリクトのオーバーラップ構造によるものであり、コンフリクトの質的負荷の増加に直結している。

表 1 コンフリクトに関わる関係線

	主軸にあたる関係線	主軸と準主軸の関係線
Conf.1~3 (創立期の3スペクトル)	Conf.1: ④ Conf.2: ②④⑥⑧⑩ Conf.3: ②③ Conf.1~3計: ②③④⑥⑧⑩(=6本)	Conf.1: 主軸1+準主軸0 Conf.2: 主軸5+準主軸0 Conf.3: 主軸2+準主軸5 Conf.1~3計: 主軸8+準主軸5
Conf.1~5 (発達期の5スペクトル)	Conf.1~3計: ②③④⑥⑧⑩ Conf.4: ③⑤ Conf.5: ①②③⑤⑥⑧ Conf.1~5計: ①②③④⑤⑥⑧⑩(=8本)	Conf.1~3計: 主軸8+準主軸5 Conf.4: 主軸2+準主軸2 Conf.5: 主軸6+準主軸1 Conf.1~5計: 主軸16+準主軸8
Conf.1~6 (成熟期の6スペクトル)	Conf.1~5計: ①②③④⑤⑥⑧⑩ Conf.6: ② Conf.1~6計: ①②③④⑤⑥⑧⑩(=8本)	Conf.1~5計: 主軸16+準主軸8 Conf.6: 主軸1+準主軸1 Conf.1~6計: 主軸17+準主軸9

2. 考察

本研究冒頭(I-2)に掲げた4つの課題について吟味する。

課題①については、上記分析のとおり本研究における事例調査からコンフリクトの発生件数の増加が確認できている。このことは、コンフリクト・スペクトルならびにコンフリクトのオー

バーラップ構造により、ライフステージの進展とともにコンフリクトの発生リスクが高まることと、重ね合わせによる複雑化が進むことが要因であると考えられる。したがって、課題①から換言して、「【1】当事者組織のライフステージにおけるコンフリクト・スペクトルとコンフリクトのオーバーラップ構造により、ライフステー

ジの進展とともにコンフリクトの発生件数が増える」との知見が得られる。

課題②については、上記分析のとおり本研究における事例調査から関係線の該当本数の増加が見られることからコンフリクトの処理難度の高まりが確認できている。このことは、課題①と同様の理由によるものであると考えられる。したがって、課題②から換言して、「【2】当事者組織のライフステージにおけるコンフリクト・スペクトルとコンフリクトのオーバーラップ構造により、ライフステージの進展とともにコンフリクトの処理難度が高まる」との知見が得られる。

課題③については、課題①で述べたとおり6本の帯構造と重ね合わせ構造が確認できている。したがって、課題③から換言して、「【3】当事者組織のライフステージにおけるコンフリクトは、帯構造（コンフリクト・スペクトル）および重ね合わせ構造（コンフリクトのオーバーラップ構造）を有する」という知見が得られる。

課題④については、上記分析のとおり危機の構図にある構成員と関係線において該当数が集中する部分が確認できている。したがって、課題④から換言して、「【4】当事者組織のライフステージにおけるコンフリクトは、タイプ別に特有の危機のホットスポットを有する」という知見が得られる。

V. おわりに

1. 本研究の意義

本研究では、コンフリクトの特性の検討を通して、当事者組織のライフステージにおけるコンフリクトの6タイプの帯構造および、それらの重ね合わせ構造を明示している。これは、学術的には新たな発見であり、実践的には現在組織に迫る危機を理解することを助けるものである。例えば、危機のホットスポットの内容を精査することで、コンフリクトの発生前に危機を予見することや発生後に効果的な対策を考える

上で有益であると考えられる。すなわち、本研究の意義は、当事者組織のコンフリクト研究のさらなる発展ならびに成熟につなぐことに貢献するとともに、コンフリクト特性の明示により当事者組織の現場関係者が危機に備えることに貢献するものである。

2. 本研究の限界と今後の課題

本研究では障害分野における4団体を取り上げただけであり、得られた事例数には限りがある。また、聞き取り対象についても各会の中心的存在である人に絞り込んだために、提供主導者SLを起点とする危機事例が多くなった可能性がある。コンフリクトの帯構造に過不足がないかどうかの検証を進める上では、対象団体を増やす工夫や、聞き取り対象者を組織内で複数確保する工夫などが必要である。また、本研究を足掛かりにして、コンフリクトの特性をふまえて有効な対策の中身について研究を進めていくことが必要である。

注 釈

- 1) 1988年に国立精神・神経センター・精神保健研究所が実施した調査。
- 2) 1999年に毎日新聞が実施した調査。

文 献

- 平松和弘 (2013) 「当事者組織の分析枠組—成長プロセスにおける動態と多様性をふまえて」『経研会紀要』第15巻, 愛知学院大学, 29-42.
- 平松和弘 (2015) 「当事者組織における世代交代—危機克服のためのリーダーの役割」『中部社会福祉学研究』第6号, 日本社会福祉学会中部支部, 35-44.
- 平松和弘 (2018a) 「当事者組織における創立期のコンフリクト—コンフリクトの共通点およびリーダーの対策効果」『中部社会福祉学研究』第9号, 日本社会福祉学会中部支部, 55-65.

-
- 平松和弘 (2018b) 「当事者組織におけるライフステージ聞き取り調査結果」『経研会紀要』第20巻, 愛知学院大学, 61-110.
- ケネスWトーマス[著], 園田由紀[訳](2015)『コンフリクトマネジメント入門—TKIを用いたパフォーマンス向上ガイダンス』JPP, 7-8.
- 桑田耕太郎・田尾雅夫 (2010) 『組織論[補訂版]』有斐閣, 251.
- 共同作業所全国連絡会[編] (1997) 『みんなの共同作業所—開設と運営・将来計画づくりのために』ぶどう社, 135.
- みぬま福祉会30周年記念刊行委員会[編](2014) 『みぬまのチカラ—ねがいと困難を宝に』全国障害者問題研究会出版部, 29-30.
- 日本能率協会マネジメントセンター[編](2015) 『異質な力を引き出す対立のススメ—身近な事例で学ぶコンフリクト・マネジメント入門』, 76-112.
- 野村恭代 (2013) 『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践—地域住民との合意形成に向けて』明石書店, 141-150.
- 小澤温 (2001) 「施設コンフリクトと人権啓発—障害者施設に関わるコンフリクトの全国的な動きを中心に」『部落解放研究』部落解放・人権研究所, 138巻, 2-11.
- 社会福祉法人いぶき福祉会[編著] (2008) 『この街で仲間とともに 障害者自立支援法をこえて—いぶきが大切にしたいこと2』生活思想社, 84-88.
- 新保祐元 (2005) 「コンフリクト解消に向けて—施設サービス提供者ができること」『戸山サンライズ』全国障害者総合福祉センター, 223号, 7-10.
- 白石正久 (2004) 「作業所実践と発達保障の新しい課題」白石正久・河南勝・社会福祉法人あぜくら福祉会[編著] 『成人期障害者の自立と豊かな生活』クリエイツかもがわ, 221-226.
- 鈴木有香 (2009) 『人と組織を強くする交渉力—コンフリクト・マネジメントの実践トレーニング』自由国民社, 14.
- 田中昌人[監修], 「要求で育ちあう子ら」編集委員会[編] (2007) 『近江学園の実践記録 要求で育ちあう子ら—発達保障の芽生え』大月書店, 18-24.
- 和田修一 (1992) 「コンフリクトを生み出す社会的要因と解決プロセス」大島巖[編著] 『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設—「施設摩擦」への挑戦』星和書店, 193-202.
- 和田仁孝・前田正一 (2001) 『医療紛争—メディカル・コンフリクト・マネジメントの提案』医学書院, 170.
- 柳尚夫 (2003) 「精神障害者施設コンフリクトへの対応—大阪府池田市での事例をもとに」『公衆衛生』医学書院, Vol.67, No.5, 376-379.
-

評価調査者の評価経験の有無が 第三者評価に対するイメージに与える影響

愛知学院大学 心身科学部 会員番号 007440

城戸 裕子

Impact of evaluation investigator's evaluation experience on image for third party evaluation

Abstract

The purpose of this study was to clarify the influence of the evaluation investigator's evaluation experience on the image of third-party evaluation.

As a result, it became clear that there was a difference in the image of third-party evaluation based on the presence or absence of evaluation experience.

The evaluation experience group suggested that third-party evaluation spreads to social effects, but it was confirmed that the non-evaluation experience group was associated with individual skills.

Evaluation investigators themselves need to study themselves, but continuous promotion of training is required.

Keywords

image for third party evaluation experience evaluation investigator's

I. 緒言

わが国における社会福祉サービスの施設並びに事業所を評価する制度は、いくつか存在し、その一つに「福祉サービス第三者評価制度」があげられる。

福祉サービス第三者評価（以下、第三者評価）は、社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業であり、平成13年から開始されている。第三者評価実施は、一件の事業所 評価に2人以上の

評価調査者が一貫して担当する。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインによると評価調査者の要件は、「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」、「福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験した者」のいずれかで、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講した者が該当する。

評価調査者の動向については、平成30年度

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 各都道府県推進組織の運営等の状況の評価調査者の養成状況で、全国には 13,881 名の評価調査者が存在していることが示されている。

都道府県の中で最も多く調査評価者を有するのは東京都の 3,026 名、次いで大阪府の 1,620 名である。一方、評価調査者が少ない都道府県は高知県の 22 名、奈良県の 33 名となっている。福祉サービス第三者評価制度が導入されてから 10 年以上が経過しているが、評価調査者の養成数、育成体制は地域差があるといえる。

筆者が育成に関与する B 県の近年の傾向として、原則である年度内での報告書提出が遅延する状況が少なからず認められた。その原因として、特定の評価機関に第三者評価調査依頼が集中し、さらに特定の評価調査者に担当が集中するという評価業務の現状が確認された。結果、契約から公表までにかかなりの時間を費やすことにつながり、このことが課題となっている。

中でも注目した課題は、特定の評価調査者への担当の集中により、評価調査者間での第三者評価の評価経験に差異が生じているのではないかという点である。

第三者評価は、各福祉制度の理解と施設ごとの特性を正しく把握している第三者である評価調査者が行うことで、目的である公正中立な評価の実現の達成、受審施設側への改善すべき課題が明確化される仕組みである。評価調査者が公平かつ適切な評価を行うためには、社会福祉に関する知識の習得や研鑽は勿論であるが、第三者評価に対する正しい認識、社会的効果への理解、受審機関が目指すべき姿などを広義にイメージできることが必要な要素であり、これらは評価調査経験を重ねることで得られるスキルともいえる。

筆者は、制度開始から第三者評価を行っている評価調査者である。所属する都道府県推進機構では、「評価実績がない年度が連続して 2 年となった者」、「評価実績が著しく少ない場合で、

認証・公表委員会の調査審議により名簿から抹消すべきと判断された者」「必要なフォローアップ研修を受講していない者」という評価調査者名簿からの抹消規定が定められている。具体的には評価調査者登録後、年度毎に基礎編のフォローアップ研修、3 年に一度、専門編の研修受講義務が課せられ、それらの研修受講と合わせて第三者評価実績経験を積み重ねる仕組みが構築されており、評価経験が全くないという評価調査者が存在しない。この取り組みにより、評価調査者名簿に登録された者は、評価経験を確保し、合わせて研修により社会福祉制度全般についての動向、知識などを得ることで第三者評価に必要なスキルを継続して蓄積していると考えられる。

一方、B 県においては評価調査者に対し、評価経験の有無、研修受講の義務に対する規定がなく、それらを遂行しなくても評価調査者名簿から抹消される規定も存在しない。

そのため、評価者養成研修後の名簿登録が継続されていくことになる。結果として、第三者評価の評価経験が全くない評価調査者が存在することになる。

評価調査経験は、現場でしか得られない体験である。その経験の有無により、第三者評価の意義や概念など認識の差異が生じ、結果として公表結果に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

これらのことから、評価調査者の評価経験の有無が第三者評価に対するイメージに与える影響について明らかにすることが必要であるとの着想に至った。

II. 先行研究

福祉サービス第三者評価に関連する先行研究においては、第三者評価受審の意義や有用性、権利擁護との関連、高齢者、障害者、社会的養護の各分野での取り組みの現状と課題についての研究論文が確認できる。

障害者支援施設の職員を対象にした研究では、第三者評価の受審の有無によるサービスの取り組みや姿勢の比較検討を行い、福祉サービス第三者評価の受審が事業者におけるサービスの質の向上の上で有効な手段であることが示唆されている。(安井ら 2013)

また、福祉サービス第三者評価の構成について資源投入、過程、効果、効率の要素について評価を行うことの困難さと権利擁護機能や利用者主体の位置づけの弱さを示唆している。(潮谷 2014)

福祉サービス第三者評価の変遷から利用者への情報提供について、既存の他評価制度を補完し合う公表方法を模索することから利用者サービス選択に資する情報提供の実現を示唆している研究もある。(重田 2017)

以上を含めた第三者評価に関する論文を概観すると、制度の浸透性や活用が進まないことを示唆する論文からの知見が確認できる。

制度活用以外の研究では、全国の評価調査者の無作為抽出から評価調査者の現状と課題を明らかにした調査がある。福祉サービス評価調査者の専門性構造モデルは、技術、基本姿勢・態度、基本能力、キャリア・実績で構成されると示唆している。(村田 2009)

以上、先行研究の知見から福祉サービスの第三者評価制度の仕組みの現状把握と課題は明らかになっている。しかしながら、評価調査者を対象とした悉皆調査並びに評価経験の有無が呈する影響についての知見は確認できない。

このことから、本研究で明らかになる評価経験の有無から第三者評価の影響への知見は、第三者評価制度に主として関わる評価調査者の教育体制への提言となり、意義がある。

Ⅲ. 研究の方法

1. 研究の目的

本研究の目的は、評価経験の有無が第三者評価に対するイメージに与える影響を明らかにす

ることである。それらを明らかにするために、評価調査者養成研修修了者への悉皆調査から現状を把握し、第三者評価に対するイメージについての自由記述の質的分析を行い、考察する。

2. 調査対象と質問項目

対象は、B県で2004年の評価調査者養成開始から調査時までには評価調査者養成研修を受講し、評価調査者として登録を行った調査評価者257名である。郵送による自記式質問紙を送付し、探索的分析を行った。調査期間は、2017年7月から9月である。

質問項目は、評価調査者の属性や第三者評価に関しての研修の実態、評価の有無などを6項目に分類し、回答を求めた。自由記述は、第三者評価のイメージ、評価推進機構への意見、所属評価機関への意見の回答を求めた。本稿では、第三者評価のイメージに対する自由記述の分析を記す。

3. 分析方法

評価経験のある回答者を評価経験群、評価経験のない回答者を非評価経験群とした。

自由記述に対する質的分析はテキストマイニングの手法を用いた。テキストマイニングは、テキストデータを解析し、情報を抽出する手法の一つである。

本研究では、樋口らが開発したKH-coder3にて分析を行った。KH-coderは質的データに数量化操作を加えることで計量的分析が行えることが特徴の一つであり、本稿では得られた自由記述をテキストデータとし、内容分析を行った。内容分析を行う目的は、客観性の確保とデータ探索が可能であるからである。

テキストデータは形態素分析を行い、分析対象記述を単語の単位に区切り、単語頻出分析にて出現回数を明らかにした。

本研究では、第三者評価のイメージとして得られた自由記述から出現回数4回以上の特徴語

を対象とし、単語と単語どうしの結びつきを探るために、評価経験群と非評価経験群で共起ネットワーク分析並びに対応分析を行った。

これらの分析から、評価経験の有無による第三者評価に対するイメージの様相を明らかにした。

4. 倫理的配慮

個人名宛の郵送物の個人情報の取扱いについては、B県福祉サービス第三者評価推進センターにおいて一元化を図り、調査票と共に調査依頼書を郵送時に同封した。調査依頼書には、本調査の趣旨、個人情報の保護に努めることを記し、回答については自由意志に委ねた。また質問紙は無記名とした。質問紙の管理は、個人情報が外部に流出しないよう厳重に保管した。本研究は、愛知学院大学倫理委員会の承認（1908）を得ている。

III. 結果

依頼数 257 名のうち、期日までの回収数 126 通、回収率は 49.0% であった。

基本属性については、126 通の回答質問紙を有効とした。本稿では、第三者評価の評価経験の有無の比較検討を行うため、経験についての回答のない 1 名を欠損値として取り扱った。

1. 回答者の基本属性、評価経験の有無

回答者の性別は、男性 62 名 (49.2%)、女性 6 名 (50.8%) であった。年齢層は、10 歳区分で回答を求めた。最も多い年齢層は、50 歳から 59 歳層で 54 名 (42.9%) であり、60 歳以上が 66 名で、全体の 52.8% を占めている。最も低い年齢層は、20 歳から 29 歳の 1 名 (0.8%) であった。評価調査者養成研修修了後の第三者評価の経験について「ある」と回答した者は 72 名、「ない」と回答した者は 53 名であった。そのうち、「1～5 件」と回答したものが最も多く、37 名 (29.4%)、次いで「6～10 件」の 14 名 (11.1%) であった。「100 件以上」と回答したものが 1 名

あった。

評価経験のある 72 名を評価経験群、評価経験のない 53 名を非評価経験群とした。

2. 第三者評価のイメージと評価の有無

「第三者評価のイメージ」を自由記述にて回答を求めた。評価経験群は 27 の記述、非評価経験群は 11 の記述があった。評価経験群は総抽出語 2214 語、重なり語数 564 語であった。非評価経験群は総抽出語 1339 語、重なり語数 377 語となった。

第三者評価のイメージの自由記述から単語の特性を検証するため、頻出回数 4 回以上の語を抽出した。(表 1)

評価経験群と非評価経験群の出現数 4 回以上の語は評価経験群が 34 語、非評価経験群が 16 語であった。評価経験群の出現語の中に非評価経験群の語の大部分が含まれているが「職員」、「スキル」、「視点」の 3 語は非評価経験群独自の出現語であった。

表 1. 評価経験の有無と特徴語の比較

評価経験群				非評価経験群			
順位	頻出語	回数	品詞	順位	頻出語	回数	品詞
1	評価	59	名詞	1	評価	40	名詞
2	施設	29	名詞	2	サービス	20	名詞
3	事業	25	名詞	3	施設	15	名詞
4	第三者	21	名詞	4	第三者	14	名詞
5	サービス	21	名詞	5	福祉	14	名詞
6	必要	15	形容動詞	6	向上	14	名詞
7	福祉	14	名詞	7	事業	13	名詞
8	調査	12	名詞	8	できる	10	動詞
9	受ける	11	動詞	9	利用	9	名詞
10	向上	10	名詞	10	質	9	名詞
11	提供	10	名詞	11	職員	6	名詞
12	質	9	名詞	12	受ける	6	動詞
13	制度	8	名詞	13	良い	6	形容詞
14	受審	8	名詞	14	必要	5	形容動詞
15	できる	8	動詞	15	スキル	4	名詞
16	高齢	7	名詞	16	視点	4	名詞
17	良い	7	形容詞				
18	機関	6	名詞				
19	社会	6	名詞				
20	外部	5	名詞				
21	自己	5	名詞				
22	理解	5	名詞				
23	時間	5	副詞				
24	機会	4	名詞				
25	状況	4	名詞				
26	話題	4	名詞				
27	検討	4	名詞				
28	利用	4	名詞				
29	求める	4	動詞				
30	行う	4	動詞				
31	出る	4	動詞				
32	望む	4	動詞				
33	高い	4	形容詞				
34	つながる	4	動詞				

語句間の共起ネットワークを図 1、2 で示す。
共起の強い語句は、強い線で結ばれる。
評価経験群では、「調査」「時間」「事業」「福祉」「質」

「向上」間での強い共起が確認され、非評価経験群では「サービス」「質」「向上」「職員」「良い」であった。

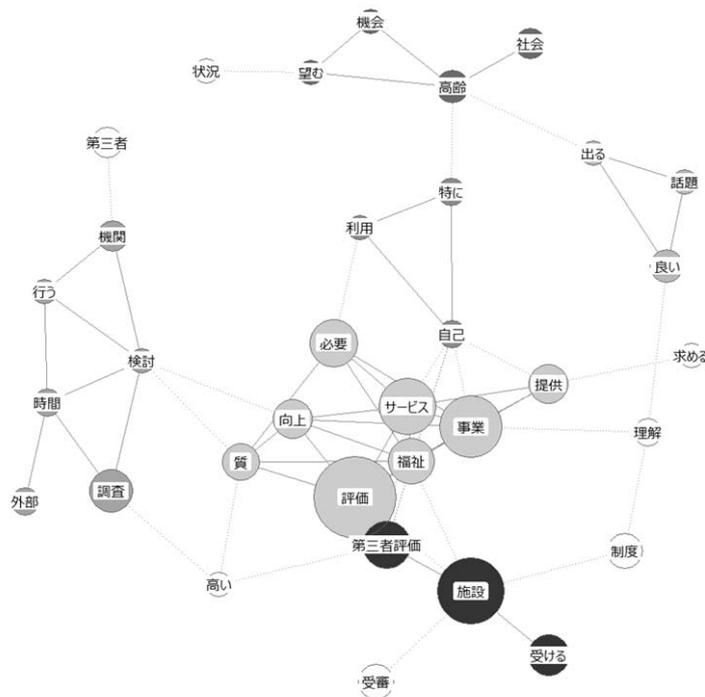


図 1. 第三者評価のイメージ(評価経験群)

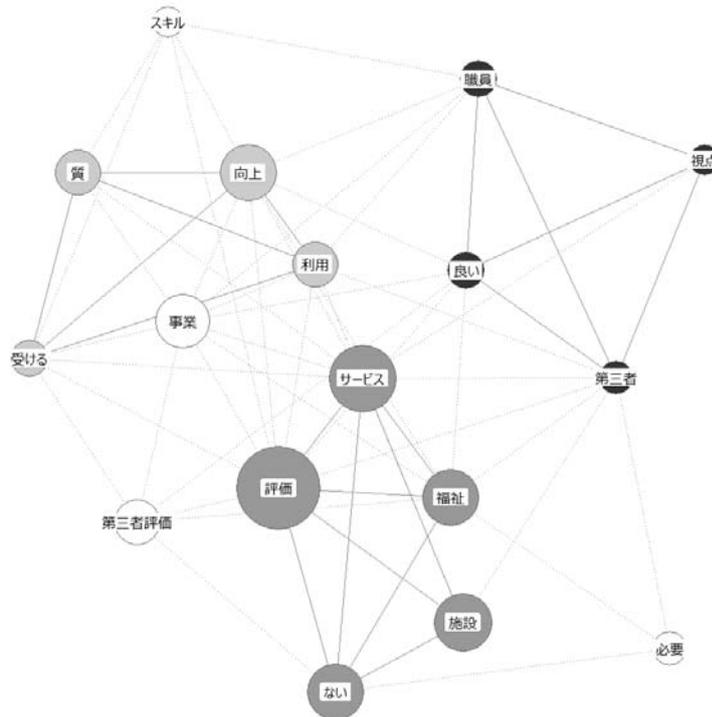


図 2. 第三者評価のイメージ(非評価経験群)

対応分析の結果を図 3、4 に示す。評価経験群は、個々の語句間の間隔が近いことが認められ、非評価経験群は、語句間の間隔が広いことが確

認できる。

語句間の間隔について距離と関係を確認するため、原点付近を拡大した。(図 5、6)

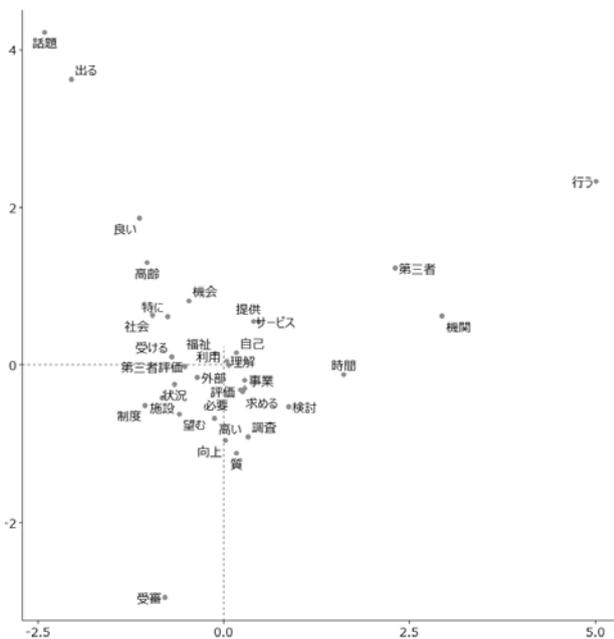


図 3. 評価経験群の対応分析

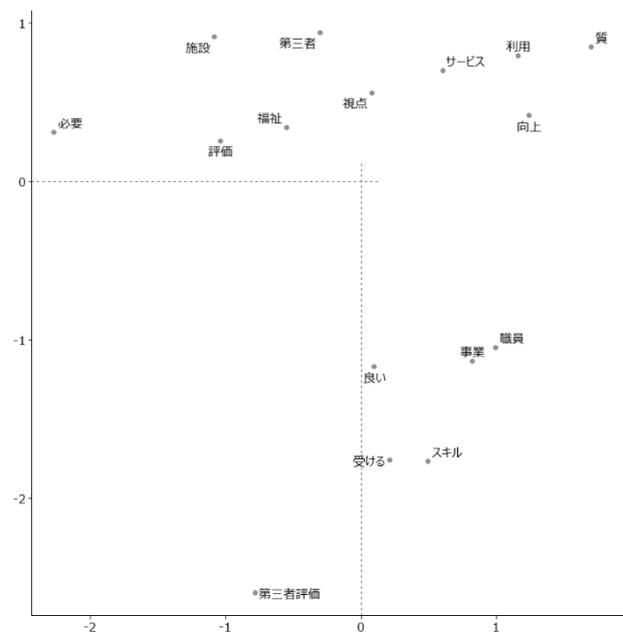


図 4. 非評価経験群の対応分析

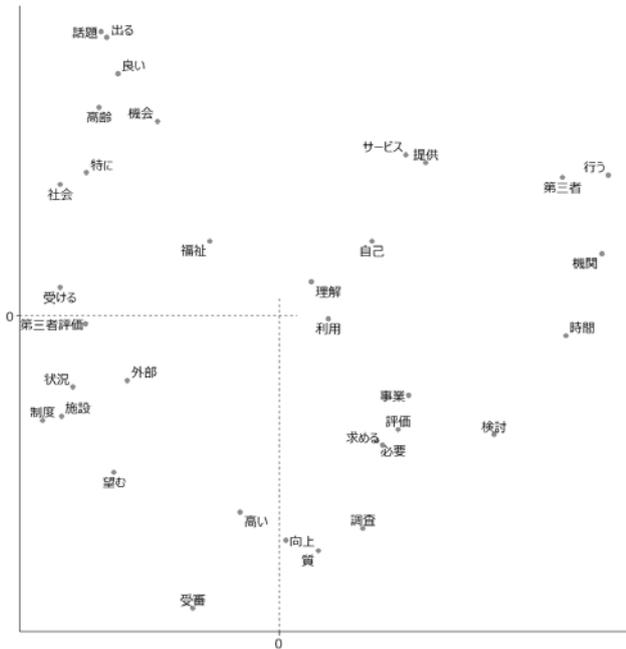


図 5. 評価経験群の対応分析

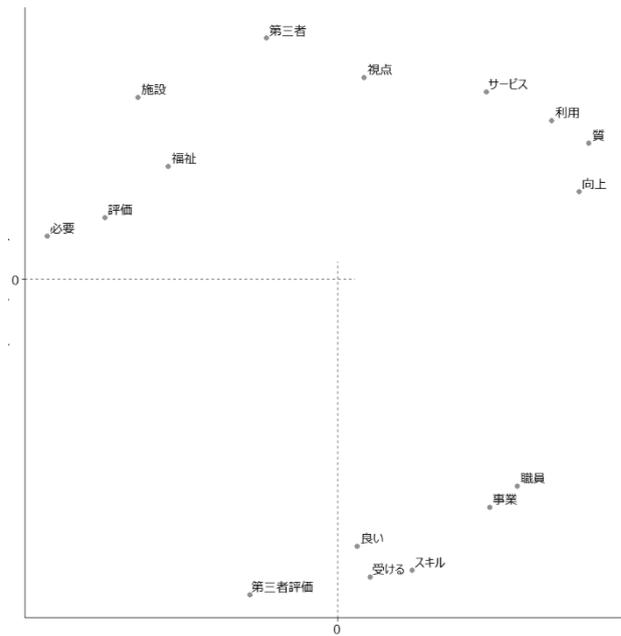


図 6. 非評価経験群の対応分析

IV. 考察

1. 第三者評価イメージの出現語句の特徴

本稿では、4語以上の出現回数の語句を抽出した。表1に示したとおり、評価経験群は出現語数が多いことが特徴である。さらに評価経験群と非評価経験群を比較すると、評価経験群の語句出現数が倍近いことも確認できる。

評価経験群の出現語句は35語であり、非評価経験群の16語のうち13語の語句を含み、ほぼ網羅している。しかし、そもそもの記述数が評価経験群27、非評価経験群11であることから、その点は妥当であると判断できる。

全体の出現回数が多い語句は、「評価」であり、評価経験の有無に関係なく、上位1位の語句であった。それらの語句は、「福祉」、「サービス」、「向上」、「質」という語句と共起関係が形成されており、福祉サービス第三者評価の目的である「福祉サービスの質の向上」という概念は、評価経験の有無に問わず、イメージとして定着していると考えられる。

また、非評価経験群のみに認められた特徴的

語句は「職員」、「スキル」、「視点」の3語であった。その語句が含まれた記述を概観すると「職員」では、「事業所の職員」、「施設の職員の満足度につながる」、「経営が良ければ職員の満足度が上がる」などの記述であった。「スキル」については、「定期的な自己学習とスキルアップを図りたい」、「第三者評価に関わる時間が取れず、スキルアップも十分できていない」とは言えない、「スキルの向上」などである。「視点」では、「第三者としての視点」、「客観的な視点」、「外部の視点」という記述であった。

スキルに関しての非評価経験群の記述は、前述のように自身のスキルに言及していることが明らかになっている。このことから評価調査者資格を取得後、評価経験がないことからの不安が生じていることが考えられる。評価経験群では、「スキル」という語句の出現は、認められなかったことから、評価経験の有無からの影響が考えられる。

評価経験の有無は、第三者評価に対するイメージの一つとして、非評価経験群が自身のスキル

と関連付ける意識につながっていることが考えられる。

2. 共起ネットワークから考えられる第三者評価経験の影響

評価経験群と非評価経験群間の共起ネットワークを概観すると、それぞれ構成する因子構造が確認できる。評価経験群は5因子、非評価経験群は3因子に構造化された(図1、図2)。

評価経験群の因子は「評価の要素」、「質の向上」、「社会的効果」、「利用者還元」、「第三者評価のめざすもの」の命名が考えられ、非評価経験群の因子は、「第三者評価の必要性」、「質の向上」、「事業所にとっての第三者評価」の命名が考えられる。

個々の因子をみていくと評価経験群は、第三者評価を受審することでの社会的効果を示している語句が散見できる。具体的には、「提供」、「社会」、「受審」などである。非評価経験群は、記述が少なかったこともあるが社会的効果に関連する語句が確認できなかった。

このことから非評価経験群が持つ第三者評価イメージは、個人のスキル、養成研修で教授された「福祉サービスの質の向上」という狭義のイメージにとどまっていると考えられる。第三者評価が波及する社会的効果については、評価経験を重ねることで得られる意識であると考えられ、評価経験の有無は、それらに影響を及ぼすと考えられる。

3. 対応分析からみえる評価経験の影響

対応分析は、似ているところはより近くに、違うところはより遠く表現されることが特徴である。より特徴的な内容を含んでいるものは、原点から遠くに配置される。

原点近くにプロットされている要素は、比較的弱いことから一般的な語句である。

原点付近を拡大した語句を概観すると評価経験群は、「サービス」、「提供」が近くに布置され

ており、「質」、「向上」、「高い」も近い。(図5)

このことから評価経験群は、第三者評価が受審機関のサービス提供に関わり、また質の向上を高めることにつながると意識を表出していると考えられる。また、「事業」、「評価」、「必要」との位置関係からも第三者評価と受審機関への認識があると解釈できる。

一方、非評価経験群は、「質」、「向上」、「利用」、「サービス」が近くに布置されている。「評価」、「必要」も近くに布置されていることから、評価の必要性は認識されていると考えられる。(図6)

しかしながら、利用者側へのサービスの質の向上についての認識はあるものの、サービス提供者である受審機関に対する視点が不足していることが考えられる。

第三者評価は、「利用者のサービス選択」及び「事業の透明性の確保」のための情報提供である。また、受審機関のサービスの質の向上に向けた取り組みの支援でもある。

評価調査者は、利用者と受審機関双方への視点を持つことが求められることから評価経験の有無は、その果たすべき目的や意義、認識にも影響をもたらすことが考えられる。

V. 研究の限界と今後の課題

研究の限界として、本研究では評価調査者への悉皆調査を行ったが、回収率が半数にも満たなかった。そのため、埋もれている意見や実態があると考えられる。

今後、所属する評価機関への実態調査を行うことで、総合的な考察も必要であり、評価調査者を抱えている受審機関の現状も把握することから新たな見地が得られるともいえる。

さらに本稿で得られた結果が、調査対象地域での固有の事象なのか、他県との比較検討もを行い、精査が必要である。

VI. 結語

本研究では、福祉サービス第三者評価調査者

養成研修を修了した評価調査者養成後の動向に着目し、第三者評価へのイメージの自由記述から評価経験の有無が第三者評価に対するイメージへの影響について明らかにすることを目的とした。

本研究の知見として評価経験の有無は、第三者評価のイメージに影響があることが明らかとなった。具体的には評価経験群は、第三者評価が社会的効果に波及することを示唆しているが、非評価経験群は個人のスキルと関連付けていることが確認できた。

また非評価経験群は、第三者評価の目的である「福祉サービスの質の向上」について利用者側に立った狭義のイメージにとどまっていることが明らかとなった。

福祉サービス第三者評価制度は、社会福祉サービス提供施設並びに事業所を評価する制度の一つである。その内容は、社会福祉法人等の事業者が提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業である。

それらを実現するためには、調査評価者が評価経験を積み重ねていくことが重要であり、各福祉制度の理解、利用者の暮らしと合わせたサービスの質を読み取る力が必要となる。

そのためには評価調査者自らの自己研鑽も勿論であるが、養成機関である都道府県推進機構が養成後に行うフォローアップを含めた継続的な育成研修への取り組みと養成後に全ての評価調査者が第三者評価を行える仕組みを整えることが求められる。

都道府県毎の受審率の高低差も否めないが、利用者本位の福祉の実現を目指すという第三者評価の視点に立つならば、評価調査者養成と合わせた養成後のフォローアップなどの継続的な育成と合わせ、サービス提供事業所への第三者評価受審の啓蒙活動などにより、受審率向上を図るなどの取り組みと改善に努めることも今後、求められるといえる。

謝 辞

本研究に際し、ご協力いただきました研究協力者の皆様に感謝申し上げます。

尚、本稿は第 67 回日本社会福祉学会 秋季大会にて示説発表を加筆、論文化したものである。

文 献

- 1) 井手添順子 (2010), 福祉サービスの質の向上への取り組みの課題と第三者評価の課題, 鳥取短期大学紀要, vol.62,25-32
- 2) 落合克能 (2017), 静岡県福祉サービス第三者評価基準を用いた施設評価の有用性ー県内特別養護老人ホームに対する質問紙調査を通してー, 聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要, No.15,112-116
- 3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (2014), 福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について, 雇発 0401 第 12 号 社援発 0401 第 33 号 老発 0401 第 11 号
- 4) 厚生労働省 (2004), 福祉サービス第三者評価事業に関する指針
- 5) 潮谷光人 (2014), 福祉サービス第三者評価事業の理解と実践課題ー権利擁護の視点からー, 奈良佐保短期大学研究紀要, vol.22,25-36
- 6) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
- 7) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会企画部 (2004), 福祉サービスの第三者評価基準及び第三者評価の 認証のあり方に関する研究報告書」
- 8) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会政策企画部 (2018), 全国の受審件数・実施状況 (平成 30 年度調査 平成 29 年度実績)

-
- 9) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会政策企画部 (2018), 各都道府県推進組織の運営等の状況 (平成 30 年度調査 平成 29 年度の状況) 評価調査者の養成状況 評価調査者養成数 (養成開始～平成 30 年 3 月末まで)
 - 10) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会政策企画部 (2006), 「福祉サービス第三者評価の 動向」, 地域ケア リング, Vol.8.No12,16-20
 - 11) 重田史恵 (2018), わが国の福祉サービス第三者評価の変遷から見る「利用者の選択に資する情報提供」に関する考察, ライフデザイン学紀要, vol3,133-158
 - 12) 冷水豊 (2005), 高齢者保健福祉サービス評価研究の動向と課題, 老年社会学, vol.27. No155-64
 - 13) 冷水豊 (2007), 施設サービスの質の概念・確保策とサービス評価の課題, 社会福祉学, Vol.48.No1,189-193
 - 14) 東京都福祉サービス推進評価機構 公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価推進室 (2019), 東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック 2019,317
 - 15) 安井秀作・平林由美 (2013), 福祉サービス第三者評価事業の必要性和有効性を巡って－障害者施設の受審有無からの比較考察－, 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要, vol27.No1,71-81
 - 16) 山本たつ子 (2017), 特集第三者評価と福祉サービスの質の向上, 月間福祉, 3月号,10-38

地域の若い世代とのかかわりによる高齢者の意識変容のプロセスの検討 — Generativity の視点を用いて—

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 博士課程 008937

チェ ウン ヒ
崔 恩 熙

Elderly Consciousness Change Process through Interaction with Young People in the Community : Focusing on Generativity

Abstract

This study clarified the process of future-oriented consciousness change of the elderly by using M-GTA to interact with young people in the community focusing on the generativity. The elderly gained not only meaning for individual but also future-oriented meaning for the next generation. The supporters suggested the following to : the place of interaction to give a comfortable meaning to the elderly, Understanding the interest and distance to young people of the elderly, setting the time for reflection.

Keywords

高齢者, 若い世代とのかかわり, 意識変容, Generativity, M-GTA
Elderly, Interaction with Young People, Consciousness Change of the Elderly,
Generativity, M-GTA

I. はじめに

高齢者の生活領域におけるつながりや支え合いの希薄化が問題視されている。特に、高齢者の家庭や社会での役割の縮小は、孤立や孤独死の一因となる懸念もある。これに対し、政府は高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍できることをめざし、1986年「長寿社会対策大綱」以降、社会活動への参加促進を推進している。とりわけ、1996年の「高齢社会対策大綱」では若い世代との交流機会を確保すること、また、2001年の改正では世代間の連携

強化を明示している。こうした高齢者の社会参加や生きがいに関する政策とともに福祉や教育、保育等の諸分野においても高齢者と若い世代の交流が注目され、地域に世代間交流の場が多く設けられた(村山ら2013; 崔2019)。さらに、近年では「地域共生社会」を実現するため、既存の高齢者や子ども、子育てといった対象別にあった地域サロンを複数の対象を統合した共生型サロンという形で世代間交流の場を提供し拡大している。

世代間交流の場の拡大により、研究領域にお

いても関連研究が進められてきた。多数の研究結果では、若い世代との交流は高齢者にとって肯定的な効果や影響を及ぼすと報告されている。具体的な評価項目として、主観的健康感、自己実現、有用感、役割の獲得、自尊心、QOLの向上、抑うつ¹の低減、生きがい感、世代継承性 (Generativity) の増加、若い世代への理解、人間関係の広がり及び地域共生意識の向上等があげられる (Friedman1997; 藤原ら2006; Cheng2009; Bo-strom2009; 糸井ら2012; 崔2019:2)。これらは交流による満足感のみならず、高齢期を肯定的に受け入れ、高齢者本人の残りの人生を前向きに臨もうとする意欲が含まれている。すなわち、高齢者は未来を担う若い世代との相互作用を通じて、次世代を意識した高齢者本人及び地域の未来を描ける未来志向的な姿勢が得られると考えられる。しかし、高齢者と若い世代との交流機会は増える一方で、その中には単発で不定期なものも多く含まれており (糸井ら2012)、研究領域においても交流を通じて何が獲得されたかについては明確にされてきたが、どのように獲得されたかについては明らかにされてこなかった (村山2011:94)。若い世代との交流により高齢者の未来志向的な姿勢をもたらすために、高齢者がどのような思いで若い世代との交流に参加し、交流を通じてどのような意識の変容が起こり、どのような意味づけに至るのかというプロセスの検討が不可欠である。

そこで、本研究では、地域の若い世代とのかかわりによる高齢者の意識変容のプロセスを明らかにすることを目的とする。若い世代とのかかわる過程に焦点を当て、高齢者はどのような意識変容を通して未来志向的な意味づけに至るかについて検討する。なお、高齢者の意識変容のプロセスを検討する際、Generativityの視点をを用いる。Generativityの視点は高齢者と若い世代をつなぐ意味を持っており、Generativityが発揮されている高齢者は次世代への関心や行動

の積極性が高まり、高齢期の適応に重要な要素である。こうした特徴から本研究の目的を明らかにするために最も適切な視点であると考えられる。

II. 研究方法

1. 研究の視点

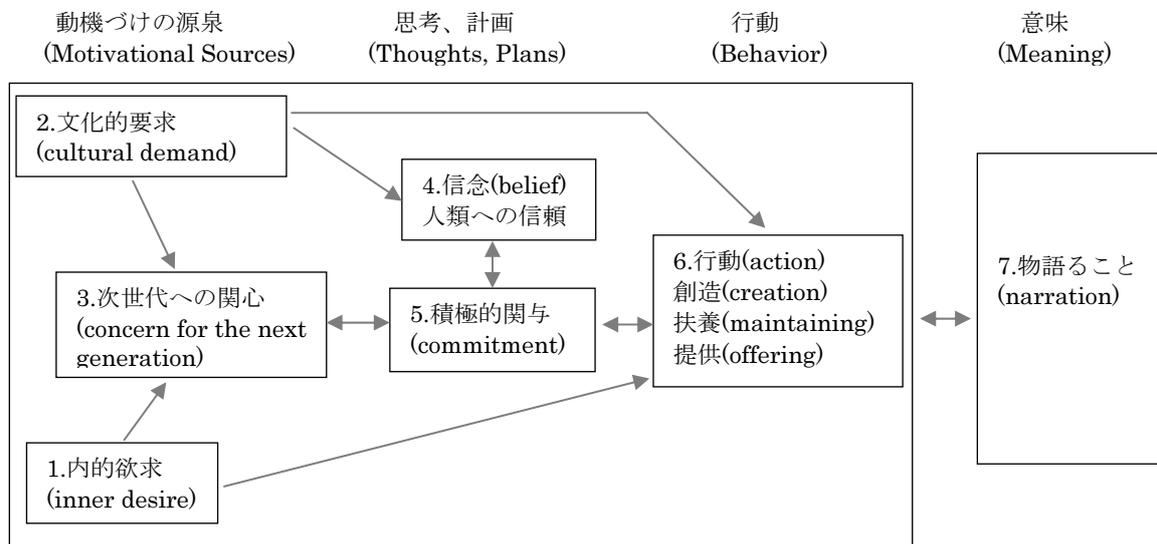
GenerativityとはErikson (1950, 1963) による造語であり、高齢期の心理社会発達に必要なものとして提示された。EriksonはGenerativityを「次世代を確立させ導くことへの関心」と定義したが、この定義は「子どもを生み育てて世話することや、次世代さらに次々世代に役立つことを目的として人を育て、物、成果を生み出す意味」も含めている (岡本ら2018:116)。Generativity概念の誕生以降、概念が抽象的で検証しがたいという課題があったが、McAdams & Aubin (1992, 1998, 2001) はEriksonのGenerativity概念に基づき、Generativity の特質を4つの展開過程と7つの要素として提示した (図1)。『動機付けの源泉』『思考、計画』『行動』『意味』という展開過程の中でGenerativityの7つの要素である「内的欲求」「文化的要求」「次世代への関心」「信念」「積極的関与」「行動」「物語ること」を示している¹⁾。まず、『動機付けの源泉』におけるGenerativityは「次世代への関心」として現れる。「次世代への関心」は個人の「内的欲求」と「文化的要求」から影響される。「内的欲求」とは自己を主張し発達させ象徴的な永続性を求めて他者を愛し、ケアする意味を内包する。「文化的要求」とは中年期以降年齢に応じて次世代に対し何ができるかという標準や期待を社会的に求めることである。「内的欲求」と「文化的要求」により動機づけられれば、高齢者は次世代への意識的な関心を表す。そして、「次世代への関心」は『思考、計画』における「積極的な関与」を通して次世代への「行動」につながる。「積極的な関与」は肯定的な「信念」と相互関係であるが、「信念」に

ついてMcAdams & AubinはEriksonが主張した人類への信頼という概念をあげる。人類への信頼は人類の未来の希望を信じることであり、関心を行動へ変換する時、重要な支えになる。

『行動』におけるGenerativityの「行動」は多様であるが、新しいものや人を生成する創造的なもの、良いと思われるものを維持し世話する扶養的なもの、そしてスキルを教えたり、息子や娘を大人の世界に送り出したりするような次世代に引き継ぐ提供的なものとしてあげてい

る。最後、『意味』において、高齢者は次世代への関心や行動を「物語ること」で意味づける。McAdams & AubinはGenerativityを続けるために語ることを重視したが、人々は自分の人生について語るにより、意識的または無意識的に生きてきた人生について理解する。ライフストーリーを構築し内面化することは、人生に統一感を与え、さらに今後の目的が提供できるとしている。

図1 Generativityの7つの要素 (McAdams & Aubin 1992:1005)



本研究では、若い世代とのかかわりによる高齢者の意識変容のプロセスを明らかにするため、上記のMcAdams & Aubinが提示したGenerativityの特質についての枠組みや視点を参照する。

2. 調査対象

本研究の調査先としてA市の共生型地域交流拠点に注目した。A市は政令指定都市の近距離に位置する、2019年時点で人口約49万人、高齢化率23.3%の中核市である。教育・文化施設が充実している文教住宅都市でもある。工業の約8割が食品加工業であり、交通の利便性から運輸や通信業も盛んである。A市は高齢者や子ども等社会の弱者と共に暮らす共生の地域づく

りを揚げ、2014年度から市内3か所で共生型地域交流拠点モデルの委託事業に取り組んでいる。まず、共生型地域交流拠点3か所で予備調査を行った。そのうち、1年以上定期的に高齢者と若い世代との積極的な対面交流を行い、高齢者と若い世代との相互作用や関係性が観察される(ア)、(イ)の2か所を調査先として選定した。(ア)は平日に地域カフェを運営し、週2回はカフェの一角に子育て親子の専用スペースを開く。子どもから高齢者まで参加できる食事会も月3回以上実施する。食事会には地元の大学生も参加し、参加者は食事前の準備や片づけを一緒に行う。担当者は食事前の自己紹介や食後に楽しむゲーム等を用意する。一方、(イ)は4階建

で1階は地域カフェを運営し、2階の一角を自由スペースとして開放する。自由スペースは地域住民なら誰でも自由に利用できる。ここでは高齢者と小・中学生と一緒に将棋や囲碁、工作する様子がよく見られる。

本調査では、地域の若い世代とのかかわりから得られる高齢者の未来志向的な意識変容過程を明確にするために、共生型地域交流拠点（ア）または（イ）を利用している高齢者の中で、①1年以上利用していること、②若い世代との交流に興味を持ち参加し続けている65歳以上の方であること、③孫と別居し、拠点以外での若い世代との定期的な交流は月2回以内であることの3点の条件は付したが、できるだけ幅広く様々な経験を持っている方々を担当者から推薦いただいた。このようにしてデータ収集と分析を続ける中、次に必要なデータを判断し調査協力を順次依頼する、理論的サンプリングを行った。その結果、調査協力者は合計14人（男7人、女7人）で平均年齢は75歳である。世帯形態は単身世帯（6人）や夫婦世帯（4人）が多かった。子や孫との交流は年に1～3回程度である。拠点の利用頻度は週6回～月3回程度である。健康状態は老いによる持病や体力低下はあるものの、生活に支障のない程度を保っている。インタビュー方法は半構造化を用いた。質問内容は、参加経緯、若い世代との活動の様子と感想、現在の楽しみと今後の生き方等とした。インタビューは平均60～80分程度で1～2回とし、2018年3月～7月に実施した。

3. 分析方法

本研究の分析方法は、木下（2007）が提案した修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下M-GTA）を参考にした。木下（2007：66-68）は、M-GTAに適した研究は、ヒューマンサービス領域で社会的相互作用のレベルであることや、研究対象がプロセス的特徴を持ち、研究結果の実践的活用が期待できることとしている。本研究は、地域における血縁関係ではな

い高齢者と若い世代の交流に焦点を当て、高齢者と若い世代の相互作用による高齢者の意識変容の展開過程（プロセス）を検討すること、また、分析の結果・考察から支援側への示唆が得られることも期待されることから、本研究の分析方法としてM-GTAの採用は妥当であると判断した。本研究の分析テーマは「地域の若い世代とのかかわりから得られる高齢者の未来志向的な意識変容のプロセスを明らかにする」とし、分析焦点者は「子ども・若者とのかかわりに参加している高齢者」である。分析手順は、①録音データを文字化し、ワークシートを作成する。②ワークシートから概念リストを作成、概念同士の関係性（方向、対立、共通）を探る。必要に応じ、概念同士を統合・削除・生成する。③概念同士の関係性からカテゴリーを抽出する。④カテゴリー同士の関係性（うごき）から一連のプロセスを明らかにし、ストーリーラインを作成する。そして、質的研究の妥当性を確保するため、分析方法及び分析結果、考察を含め全体にわたり質的研究に精通した指導教員による指導・指摘を受けながら進行した。

4. 倫理的配慮

日本福祉大学大学院の倫理ガイドライン（改定版）に沿って倫理的配慮を行い、口頭及び書面にて研究の目的・方法及び調査の協力等について説明し同意を得た。調査協力者に対し、①インタビューは録音すること、②インタビュー内容は研究目的のみ使用すること、③協力者の匿名化を図り、研究IDで表記・管理すること等を説明した。

III. 結果と考察

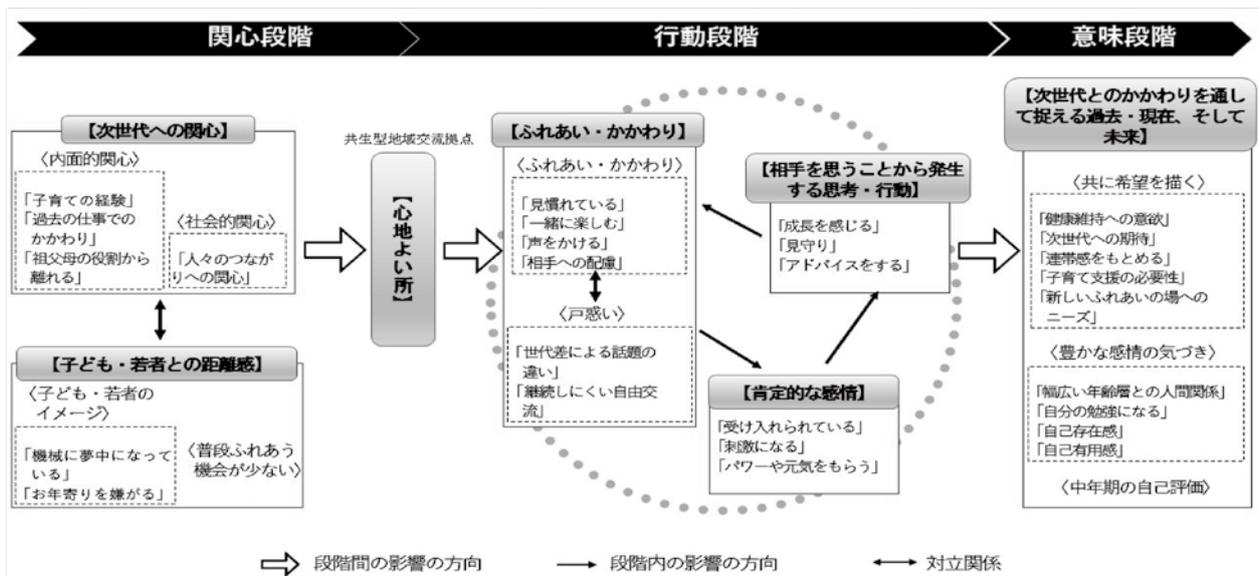
生成したカテゴリーは【 】, サブカテゴリーは〈 〉、概念は「 」、語りの具体例は『 』で表記する。語りの具体例での（ ）は文脈を変えない範囲での筆者の補足である。結果の全体像を図2に表す。まず、若い世代とのかかわりを通して得られる高齢者の意識変容の全体像

を概観し、次に、「関心」「行動」「意味」の段階におけるカテゴリー及び概念を示す。

地域における子ども・若者とのかかわりに参加している高齢者は、参加する前の「関心」段階において【次世代への関心】とともに【子ども・若者との距離感】も抱えている。次世代への関心は高齢者と子ども・若者の交わる所を通して行動として見られる。その場所を高齢者は【心地よい所】として受け入れ、そこで行われている子ども・若者との【ふれあい・かかわり】に気軽に参加している。「行動」段階における【ふれあい・かかわり】を通して【肯定的な感情】を感じる一方、かかわりに対する〈戸惑い〉も

みられる。持続的な【ふれあい・かかわり】により相互関係性を築く。かかわっている【相手を思うことから発生する思考・行動】があらわれ、次回の【ふれあい・かかわり】への積極的な参加を促す。このような【ふれあい・かかわり】→【肯定的な感情】→【相手を思うことから発生する思考・行動】の一連の過程は循環し、次の過程を強化する。重なる行動段階内の過程を通じて高齢者は、現在の豊かな感情のみならず、自身の中年期を肯定的に評価するとともに、今後の生き方として次世代を意識した意味づけに至る。

図2 分析結果の全体像



1. 関心段階

子ども・若者とかかわる行動の前段階として‘関心段階’があり、【次世代への関心】【子ども・若者との距離感】という2つのカテゴリーから構成される。

1) 【次世代への関心】

【次世代への関心】は高齢者の〈内面的関心〉と〈社会的関心〉というサブカテゴリーから構成される。〈内面的関心〉は「子育ての経験」「過去の仕事でのかかわり」「祖父母の役割から離れる」の3つの概念から構成される。「子育ての経

験」の概念は『自分も働きながら子育てしながら、今時期になったら遊びにつれて行って夏休みに入ったら毎年そうしたこと考えてしてきました』などの語りから生成される。「過去の仕事でのかかわり」の概念は『自分の下で働いていた人も若かったから、教えたりもするしさ、働いた後の色々話も聞くし』などの語りから生成される。「祖父母の役割から離れる」概念は『今みんな大学に出て働いたり(中略)お祖母ちゃんとしてのしてあげる役目はある程度外れてしまった。それは寂しいけどね』などの語りから

生成される。高齢者の中年期における自身の子育てや仕事での若者とかかわった経験は、今まで次世代の育成に積極的にかかわっていたことを意味し、高齢期においても孫世代とかかわりたい、何かをやってあげたいという関心の欲求としてあらわれる。しかし、子家族や孫から物理的・心理的に離れていく現状においてその欲求は充足されていない状態である。

次に、〈社会的関心〉は「人々のつながりへの関心」という概念から構成されており、『今はもう隣の家とは関係ないのが普通は普通ですよ。また、そういうことも何も助けてくださいなんて求められる状態でもない』などの語りから生成される。高齢者は家族や社会における人々のつながりの希薄化について痛感し、懸念している。高齢者関連政策における若い世代との交流促進は、高齢者の社会参加という意味以上に、全世代に渡り人々のつながる機会を提供するという意味も含まれていると思われる。高齢者は社会構成の年長者または日本文化の継承者として次世代への役割が期待されていると考えられる。

2) 【子ども・若者との距離感】

【子ども・若者との距離感】は〈子ども・若者のイメージ〉と〈普段ふれあう機会が少ない〉というサブカテゴリーから構成される。〈子ども・若者のイメージ〉は「機械に夢中になっている」「お年寄りを嫌がる」という2つの概念から、〈普段ふれあう機会が少ない〉は同様の概念から構成される。

〈子ども・若者のイメージ〉の「機械に夢中になっている」概念は『みんな携帯電話をもってるから、今みんな色んな何かをゲームとかするからな。あまりな。何をやってるのかあまり分からない』の語りから生成される。「お年寄りを嫌がる」概念は『ふつう嫌、嫌じゃないですか。年上を相手に。(中略)お風呂なんかにも年寄入るのもなんか嫌がる人いるでしょう、若い方は。(中略)今の子はね、お年よりが汚いからっ

て思うんです』などの語りから生成される。また、「普段ふれあう機会が少ない」概念は『色んな年齢層との関わりがあった方が良くと思いますね。そういう機会があまり、私よく外に出る人ではないからここ以外にはないですね』などの語りにより生成される。高齢者は地域の子ども・若者とふれあう機会が殆どない中で、町でよく見かけるスマートフォンやゲーム機に夢中になっている子ども・若者の姿、また、老化による体の変化を理解してくれない若者の様子から心の隔たりを感じる。高齢者と若い世代とのふれあいやかかわりの少ない現状では若い世代の文化が理解できず、高齢者の感じる子ども・若者に対する偏ったイメージは固着しやすく一層子ども・若者との距離感を感じさせると考えられる。

以上、関心段階では、高齢者の〈内面的関心〉と〈社会的関心〉から影響を受ける【次世代への関心】とともに、対立関係にある【子ども・若者との距離感】の存在が確認された。

2. 行動段階

行動段階は【心地よい所】【ふれあい・かかわり】【肯定的な感情】【相手を思うことから発生する思考・行動】という4つのカテゴリーから構成される。

1) 【心地よい所】

次世代への‘関心’が‘行動’へ移る局面、つまり関心段階と行動段階の間には【心地よい所】のカテゴリーが存在する。『ここは毎日来れるし、地域活動以外で何も関係なくてもどんな人でも来れる。気楽さだね』などの語りから生成される。この場所は高齢者にとって心理的安定感を与えている。そこで行う子ども・若者とのふれあいやかかわりは、気軽に参加できるし、持続的な参加を可能にすると考えられる。

2) 【ふれあい・かかわり】

【ふれあい・かかわり】のカテゴリーは、〈ふれあい・かかわり〉と〈戸惑い〉というサブカテゴリーから構成される。〈ふれあい・かかわり〉は「見慣れている」「一緒に楽しむ」「声をかけ

る」「相手への配慮」の4つの概念から、〈戸惑い〉は「世代差による話題の違い」「継続しにくい自由交流」の2つの概念から構成される。ここでの「ふれあい」とは空間と時間を共有するが、直接的な相互作用のないことを意味し、「かかわり」とは空間と時間の共有するなかで直接的な相互作用のある活動のことを指す。

〈ふれあい・かかわり〉のサブカテゴリーの「見慣れている」概念は『お年寄りもいるし、学生さんもいるし、小さいお子さんもいらっしゃいますね。小さいお子さんの声を聴くとね、ちょっとしたところでぱっと話したり、子どもだから好きなこと言うでしょう。それを聞くとすごく楽しいですね』などの語りから生成される。また、「一緒に楽しむ」概念は『私からこういうの作れるよって、これ全部廃材だから、トイレトペーパーの芯とかふたとか、廃材でしたのね』などの語りから、「声をかける」という概念は『私は私から話をかけているけど、この前は〇〇中学校の子が来て私の母校よって言って話したりね』などの語りから生成される。「相手への配慮」の概念は『大きな碁盤だと、最後までするのに時間かかりますよね。子どもさんってもういいやって言い出すから一番小さな9路の碁盤でやると、とりあえず15分くらいで最後まで打ってやるから飽きていやっていうことはないだろうし、適当に子どもに華をもたせることも可能だろうし』などの語りから生成される。共生型地域交流拠点は幼児から90代の高齢者まで利用しており、赤ちゃんの泣き声や子どもの大きい声などが聞こえる。高齢者はこの拠点を利用することで若い世代と一緒にいる環境に自然と馴染んでいる。また、子ども・若者と一緒に楽しめる遊びを見つけ、隣にいる子どもに声をかける。かかわっている子ども・若者に嫌な気持ちをさせないよう、気を付けて接していることもみてとれる。一方、高齢者は子ども・若者との【ふれあい・かかわり】の中で〈戸惑い〉も感じる。「世代差による話題の違い」という概念は

『学生さんの話からも知らないことをわかるようになったりもする。でも話の内容も違うし、深い話まではできないですね』の語りから生成される。「継続しにくい自由交流」の概念は『ここに来てまたその子がきているとは限らない。例えば、月曜日は必ずここに来て囲碁するようにしてますという風にすればいいのか分からないけど、そういう縛りが何もないから』という語りから生成される。対話を中心としたかかわりの場合は、世代間の置かれている環境や課題の違いから話の制限を感じている。また、自由交流の場合は、一時的なかかわりはできていても継続的にするのは難しく、高齢者が時間や曜日を定める等かかわりをリードすることの負担もみてとれる。これらの〈戸惑い〉は【ふれあい・かかわり】を妨げるものではなく、子ども・若者と深くかかわりたい、または、続けたいという気持ちからの限界であると考えられる。

3) 【肯定的な感情】

【肯定的な感情】のカテゴリーは「受け入れられている」「刺激になる」「パワーや元気をもらう」という3つの概念から構成される。「受け入れられている」概念は『その子が今すごく懐いてくれて、来たら、〇〇さんいるって聞いてくれるもんね。そうすると、嬉しいなって』などの語りから生成される。また、「刺激になる」概念は『話が、年いった人ばかりのどうでもいい話ではなくて違う話が出てくるでしょう。そういうのはやっぱり面白いよね』などの語りから、「パワーや元気をもらう」という概念は『若い人の元気をもらうのかな。私たち若い人からパワーをもらって元気になる。深い話をしなくても一緒にいて話したり、笑ったりするだけでも、元気をもらう』などの語りから生成される。高齢者は子ども・若者とのかかわりの中で様々な感情が得られている。笑顔や喜びの言葉といった相手の反応を受け、自分の言葉や行動が相手に伝わって受入れられていると感じる。また、新しい話題や若者の自由な考え方がみられることから面白く感

じる。さらに、子ども・若者の若さからエネルギーや活力を感じ、若者の頑張っている姿をみて自分も頑張ろうという意欲が生じると思われる。

4) 【相手を思うことから発生する思考・行動】

【相手を思うことから発生する思考・行動】のカテゴリーは「成長を感じる」「見守り」「アドバイスをする」という3つの概念から構成される。

「成長を感じる」概念は、『最初は、まるでなんていうの。駒しかわからなかった。それがだんだんね。勝つところまでは行かんけど、成長してるよ。見たらわかる。子どもはここで将棋はここでやるようになったんだろう』などの語りから生成される。また、「見守り」の概念は『あの子今日きてないねとか、どうしたんだろうって。気にかけている』などの語りから生成される。「アドバイスをする」概念は、『学生が食事の場で会って話した時に、うちの親はもう学費しか出してくれないから、それ以外はアルバイトしないといけないとか色々言ってるから、贅言言くなって。結局何でもやってもらうのを当たり前だと思っているのをそうじゃないよ。学生さんに実際言うよ。(中略)うるさいなと思われても、言ってあげないとあかんって。それもね、我々の役目の一つかなと思ってるね』などの語りから生成される。かかわった時間の蓄積とともに、高齢者と子ども・若者の間には関係性が形成される。相手の成長に気づいたり、見守っていることは、常に相手のことを意識していることである。相手への思いはより積極的な行動としてあらわれる。高齢者は自らの経験から他人の一言は子ども・若者に対し考え直す機会を与えると信じ、他人という立場からアドバイスを行う。その内容は生活面の態度や考え方に関するものである。「アドバイスをする」ことは、【ふれあい・かかわり】の「相手への配慮」と比較し、子ども・若者に対する行為である点は共通するが、相互関係性を前提とし、子ども・若者がアドバイスを受ける瞬間の気持ちより相手の将来を考慮したうえでの行為である点が異なる。

以上、行動段階では、【心地よい所】における子ども・若者との【ふれあい・かかわり】は高齢者に【肯定的な感情】を与え、【相手を思うことから発生する思考・行動】を生み出すという一連の過程が確認された。この過程は循環しており、次の【ふれあい・かかわり】への参加や行動を強化すると考えられる。

3. 意味段階

意味段階は【次世代とのかかわりを通して捉える過去・現在、そして未来】の一つのカテゴリーであり、〈中年期の自己評価〉〈豊かな感情の気づき〉〈共に希望を描く〉という3つのサブカテゴリーから構成される。〈中年期の自己評価〉のサブカテゴリーは同様の概念から構成される。『昔の子育ても思い出しながら、その時私も精一杯頑張ったなって。大変だったからね。(中略)必至で生活していたから、もうね。今振り返ったら、あの時頑張っていた』などの語りから生成される。高齢者は子ども・若者とのふれあいやかかわりにより中年期の子育てを回想する。生きてきた人生を振りかえり過去の自己を肯定的に捉えることは、自己価値を自ら認めて今の自尊心につながると思われる。次に、〈豊かな感情の気づき〉のサブカテゴリーは「幅広い年齢層との人間関係」「自分の勉強になる」「自己存在感」「自己有用感」の4つの概念で構成される。「幅広い年齢層との人間関係」の概念は『初めて会うチャンスも多いですからね。結構どんな時でも楽しいかな。出会いは。赤ちゃんから90歳までまんべんなく付き合っているから、赤ちゃんも好きだからね』などの語りから生成される。「自分の勉強になる」概念は『半分は自分のためもあるかも分からない。教えるためには自分がきちんとできないと(中略)子どもは相手にしてくれないですよ』などの語りから生成される。「自己存在感」の概念は『パッと声かけてくれたり、先の公園でもね。この前に来た子はもうすぐ結婚するって。あまり会えないからお祝いのビデオおくってよって。(中略)』

何人かは覚えてくれているけど。どこかで大事にされているかもしれないね。嬉しいことだね』などの語りから、「自己有用感」の概念は『(将来の仕事に) すごい活かされたらと思いつながら、学生さん、そういう年寄を大事にする、年寄の相手になってほしい。優しい気持ちを持って接してほしいなと思いつながら、出席してますけど』などの語りから生成される。次世代とのかかわりを通して高齢者は多様な感情が得られている。若い世代とのかかわりは、多様な人間関係を形成し高齢期の生活をより豊かにすると考えられる。高齢者は自身の経験を伝えたり、教える立場の責任から改めて既存のものを学習したり、新しいものを学ぶ機会になる。また、子ども・若者が自分のことを忘れず覚えてくれていることや、自分の行為が子ども・若者に役立ち、有用であると認識することは現在の自尊心につながると考えられる。〈共に希望を描く〉のサブカテゴリーは、「健康維持への意欲」「次世代への期待」「連帯感をもとめる」「子育て支援の必要性」「新しいふれあいの場へのニーズ」の5つの概念から構成される。まず、「健康維持への意欲」の概念は『毎日を充実しながら自分なりに楽しく生きていける、生かされる人生をね。生かされている喜びを感じながらの人生を送っていきたいというのが願い。ここで色々な人と出会いながらということ』などの語りから生成される。「次世代への期待」の概念は『そこに来ている学生はみんな大学生。それは時代を担っていく人たち、そんな子たちがどんなことを考えているのかを考えたら楽しい。斬新さもあるし、一生懸命さを感じる所もね』などの語りから生成される。また、「連帯感をもとめる」概念は『やっぱり、困るときは助け合いで、皆つながってるんですよ。若い人たちもそういう気持ちを分かかってほしい。若い人は、子どもさんがいる人は自分のことで精一杯でしょうけど。できる範囲でね、そうだったら、社会全体が変わるでしょう』などの語りから生成される。「子育て支援の

必要性」の概念は『お母さんがね、もっと仕事ができるように、子どもを安心して預けてお仕事ができるような、地域になってほしい。そういう所になったらいいな。お母さんの方々が安心して働けるし』などの語りから、「新しいふれあいの場へのニーズ」の概念は『子どもとかかわりあうというのは、社会とのかかわりとまったく切り離して何かできるかといったら、たぶんないような気がするんですけどね。たぶんここに来ているお子さんは家に帰っても誰もいないからだと思いますよ。(中略) 学童じゃなくてこういう所で安全に過ごすことはいいと思うけれども、でも、市全体からいったらこんなもん全然足りない』などの語りから生成される。高齢者は徐々に体力や身体機能の低下を感じながらも、現在の活動を今後も維持したいという希望を持っている。また、かかわりを通して若者の考え方に関心が深まり、日本の未来を担う者として期待する一方、近年若い世代における連帯意識の不足を懸念している。若い世代が生きる望ましい社会は、多様な人とつながり、かかわりながら学んで成長できる社会である。そのような望みから、子育て支援や高齢者と子ども・若者が共に利用できる新しいふれあい・かかわり場のような地域において必要な支援について共感し求めていることがわかる。

以上、意味段階では、【次世代とのかかわりを通して捉える過去・現在そして未来】のカテゴリーを構成する〈中年期の自己評価〉〈豊かな感情の気づき〉〈共に希望を描く〉という3つのサブカテゴリーが示されたが、次のような特徴がみられる。〈中年期の自己評価〉や〈豊かな感情の気づき〉を構成する概念は、高齢者個人に属する意味を示している反面、〈共に希望を描く〉を構成する概念は、高齢者個人への意味に加え、かかわっている若い世代への期待、さらに地域へのニーズまでその範囲が広がっている。

IV. 結論

本研究では、Generativity 視点を用い検討することから、次世代への「関心」、「行動」、「意味」段階における高齢者の意識変容の一連のプロセスが明らかになった。結果と考察を踏まえ、分析結果図(図2)をMcAdams & Aubin (1992)が提示したGenerativityの7つの要素(図1)と比較して明らかになったことを4つに分けて述べたい。

第1に、関心段階において高齢者は次世代への関心がある一方で、「子ども・若者との距離感」も抱いている。高齢者は日常生活において次世代とかかわる機会は得られず、普段見かける子ども・若者の姿から距離感を感じるが見出された。今後世代間の交流不足やITの発達によって高齢者が感じる次世代との心理的距離感は深刻化すると予測される。

第2に、関心段階と行動段階の間には高齢者の次世代への関心と行動をつなぐ「心地よい所」が存在する。McAdams & Aubinは、『動機づけの源泉』と『行動』の間に『思考、計画』という過程を示し、その中の「信念」と「積極的な関与」が次世代への行動に直接・間接的に影響するとしたが、本調査では人類への信念や積極的関与に該当する高齢者の語りは見られなかった。実際、高齢者の次世代への関心が行動に移行する過程において利用する拠点は高齢者にとって心地良く、心理的な安定感を与える居場所である。そこでの次世代とのふれあい・かかわりは、子ども・若者への距離感からの影響を少なくし、より参加しやすくすると考えられる。

第3に、行動段階で高齢者の具体的な意識変容が示された。McAdams & Aubinは行動段階での行動を創造、扶養、提供という範疇で示したが、その中の動きや要素については探究されていない。本調査では若い世代とのかかわりに対する肯定的な感情のみならず、子ども・若者への思いが深まり、高齢者本人ができることを自ら探し行うことが示された。

第4に、意味段階において高齢者が、過去と現在、次世代の未来を共に描く未来志向的な意味づけの具体的な内容が示された。McAdams & Aubinは「物語ること」を通じて次世代への関心と行動を含めた意味づけが得られるとし、物語ることの重要性を強調するが、具体的な内容については明確にしていない。高齢者が子ども・若者とかかわりから得られる意味は、中年期の肯定的評価やかかわりの満足感とともに、未来を担う次世代を意識した高齢者の未来を描く方向に向かっていることが確認された。

以上の検討を踏まえ、実践上において若い世代との交流が高齢者に未来志向的な意識変容をもたらすために以下の3点が示唆される。第1に、高齢者と若い世代がかかわる場合は、高齢者にとって心地よい居場所のような意味を与えることが重要である。第2に、支援側は、高齢者の内面には次世代への関心とともに子ども・若者への距離感もあることを理解し、若い世代とのかかわりに取り組む必要がある。高齢者が持つ子ども・若者との距離感がふれあい・かかわりへの参加や相互関係の形成に影響しないよう、両世代が楽しめる多様な交流を定期的・継続的に提供することが求められる。第3に、かかわりの中間時点で参加者の振り返りの設定が求められる。高齢者と子ども・若者がかかわりの感想などを語り共有することは、かかわることの意味を認識し、自分の行動を意識する機会になるため、相手への関心や行動がより深まると考えられる。さらに、次世代を意識した未来志向的な意味づけにつながる可能性も高いと考えられる。

最後に本研究は、高齢者と若い世代の交流が活発に行われていると判断したA市を中心としているため、その地域における高齢者の特性が含まれる可能性がある。また、子ども・若者の年齢が統制されていない限界を持つ。今後の研究課題として多様な地域による調査や子ども・若者の年齢層による高齢者の影響分析が求められる。

注

- 1) 日本語の表記は、岡本裕子・上手由香・高野恵代編 (2018) 『世代間継承性研究の展開—アイデンティティから世代継承性へ—』ナカニシヤ出版 (116 頁) を参照した。

文 献

Boström, Ann-Kristin (2009) Social Capital in Intergenerational Meetings in Compulsory Schools in Sweden, *Journal of Intergenerational Relationships*, 7 (4) , 425-441.

Cheng, Sheung-Tak (2009) Generativity in Later Life: Perceived Respect From Younger Generations as a Determinant of Goal Disengagement and Psychological Well-being, *The Journals of Gerontology*, 64B (1) , 45-54.

崔恩熙 (2019) 「理論をふまえた高齢者と子ども・若者の交流に関する研究の到達点—高齢者への効果を中心とした文献レビュー—」『福祉社会開発研究』(日本福祉大学) 14, 1-11。

Erikson, Erik Homburger (1963) Childhood and society 2nd ed., W. W. Norton & Company Inc., New York. (Original work published in 1950)
(= 仁科弥生訳 (1977, 1980) 『幼児期と社会 1, 2』みすず書房。)

Friedman, Barbara (1997) The Integration of Pro-Active Aging Education into Existing Educational Curricula, *Journal of Gerontological Social Work*, 28 (1/2) , 103-110.

藤原佳典・西真理子・渡辺直紀・ほか (2006) 「都市部高齢者による世代間交流型ヘルスプロモーションプログラム“REPRINTS”の1年間の歩みと短期的効果」『日本公衛誌』53 (9)、702-714。

糸井和佳・亀井智子・田高悦子・ほか (2012) 「地域における高齢者と子どもの世代間交流プログラムに関する効果的な介入と効果文献レビュー」『日本地域看護学会誌』15 (1)、33-44。

木下康仁 (2007) 『ライブ講義 M-GTA』弘文堂
Dan P. McAdams, Ed de St. Aubin (1992) A Theory of generativity and Its Assessment Through Self-Report Behavioral acts, and narrative themes in Autobiography, *Journal of Personality and Social Psychology*, 62 (6) , 1003-1015.

村山陽 (2011) 「『世代間交流』学の樹立に向けて」『哲学』(慶應義塾大学三田哲學會) 125、75-104。

村山陽・竹内瑠実・大場宏美・ほか (2013) 「世代間交流事業に対する社会的関心とその現状—新聞記事の内容分析および実施主体者を対象とした質問紙調査から」『日本公衛誌』60 (3)、138-145。

<映画評>

『ビリーブ 未来への大逆転』

～最高裁判事、ルース・ベイダー・ギンズバーグがたどった軌跡～

NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」

杉本 貴代栄

<2019年に公開された2作>

2019年の春、時期をほぼ同じくして、日本で二つの映画が公開されました。『ビリーブ 未来への大逆転』と『RBG 最強の85才』、どちらもアメリカ最高裁判所の現職判事であるルース・ベイダー・ギンズバーグ（親しみを込めて、RBGと呼ばれている）の人生と経歴に焦点を当てた映画です。『RBG 最強の85才』は、ジュリー・コーエンとベッツィ・ウェスト監督によるドキュメンタリー映画であり、『ビリーブ 未来への大逆転』は、実話をもとに史上初の男女平等裁判に挑んだルース・ギンズバーグの人生を描いた伝記映画です。ドキュメンタリー映画の方は、2018年サンダンス映画祭でプレミア上映された後、2018年5月からアメリカで一般公開されました。ナショナル・ボード・オブ・レビュー賞のドキュメンタリー映画賞を獲得したほか、第91回アカデミー賞長編ドキュメンタリー映画賞にもノミネートされました。日本では、2019年5月に一般公開されました。伝記映画の方は、『博士と彼女のセオリー』でアカデミー賞にノミネートされたフェリシティ・ジョーンズがルースを演じ、彼女を信じ、支え続けた夫のマーティンには『君の名前で僕を呼んで』のアーミー・ハマー。さらに、『ミザリー』のオスカー女優キャシー・ベイツが伝説の弁護士役で出演しています。図らずも2作がほぼ同時に公

開されたため、日本でも時ならぬRBGブームが起こり、注目を集めることになりました。ここでは、伝記映画である『ビリーブ 未来への大逆転』をとりあげて、彼女がたどった軌跡～性差別との戦いの軌跡～をたどってみることにしましょう。

<映画のストーリー>

時は1970年代のアメリカ。女性が職に就くのが難しく、自分の名前でクレジットカードさえ作れなかった時代に、弁護士ルース・ギンズバーグが勝利した、史上初の男女平等裁判を中心に描いています。なぜ、彼女は法の専門家たちに「100%負ける」と断言された裁判に踏み切り、そして勝利することができたのでしょうか？

貧しいユダヤ人家庭に生まれたルース・ギンズバーグは、結婚、出産後、1956年に名門ハーバード法科大学院に入学します。当時は、500人の学生のうち女性は9人しかおらず、女子トイレすらありませんでした。女性を無視して「ハーバード・マン」のあり方を、「彼は… (He …)」と語り続ける学長や、手を挙げても女性を無視する教授らの洗礼を受けながら学び続けます。先に卒業して、ニューヨークの法律事務所に就職した夫のマーティンを追ってコロンビア・ロースクールに転籍し、家事も育児も分担する夫のマーティンの協力のもとでルースは首席で

卒業しました。しかしルースは、13の法律事務所です。ルースが女性であり、ユダヤ人であり、母親だったからです。やむなくルースは学術の道に進むことにし、ラトガース大学で教職に就き、法律と性差別に関する講義を行うことを選びます。それでも弁護士の夢を捨てられないルースに、税法分野で活躍する夫マーティンは、1970年のある日、ある訴訟の記録を見せるのです。

その案件は、チャールズ・モリッツという男性に関するものでした。モリッツは働きながら母親を介護するために、介護士を雇うことにしたのですが、未婚の男性であるという理由で、その分の所得控除が受けられませんでした。その根拠となる法律の条文には「介護に関する所得控除は、女性、妻と死別した男性、離婚した男性、妻が障害を抱えている男性、妻が入院している男性に限られる」とありました。ルースは法律のなかに潜む性差別を是正する機会を窺っていたのですが、モリッツの一件はその第一歩に最適だと思えたのです。「法律における男性の性差別が是正されたという前例ができれば、法律における女性の性差別の是正を目指す際に大きな助けとなるに違いない」。また、高等裁判所の裁判官は男性ばかりだから、「男性の性差別の方が共感しやすいはずだ」と考えたからです。ルースはその訴訟を自ら買って出ることにして、アメリカ自由人権協会に協力を求め、性差別を争う裁判を長く闘ってきた伝説の弁護士ドロシー・ケニオンを尋ねます。それから、ルースはデンバーにいるモリッツの元を訪ねます。モリッツは訴訟を渡ったのですが、ルースの熱意に心を打たれ、地元の行政を訴えることにしたのです……。

ちょっと説明を加えると、アメリカの所得保障制度は日本の場合と異なり、年金制度も税制度も、受給要件に男女差はありません。しかし、はじめからそうであったわけではなく、設立初期には映画が描くような男女により受給要件が

異なる項目があり、それを修正しつつ現在に至った経過がありました。一方日本では、ご存じのようにさまざまな性差が、社会保障や税制度のなかに存在します。例えば税法では、寡婦（夫と死別または離婚した女性）については一定の要件を満たせば35万円の特定寡婦控除が認められるけど、寡夫（妻と死別または離婚した男性）については27万円の一般の寡婦・寡夫控除しか受けられません。税法領域以外で見れば、労災の遺族補償給付は、夫が死亡した妻については年齢等の要件なく遺族年金等を受給できるのに、妻が死亡した夫については高齢であるか重度の障害がなければ受給できないなどの制度が厳然と存在しています。この労災（公務災害）の遺族給付の受給要件については、最近、裁判で争われ、2013年に大阪地裁で違憲判決が出て注目されましたが、2審で逆転し、最高裁も合憲判決を出して決着しました。また近年になって議論が集中している専業主婦優遇策である、第3号被保険者問題もあり、日本ではまだまだ社会保障や税制度のなかに女性差別は存在します。

＜最高裁判事に女性が入る＞

モリッツの裁判でルースは「納税にあたって介護費用の控除を受けられるのは女性と既婚男性のみ」と定める法律が妥当でないという判決を勝ち取ります。介護は女性の役割とし、性役割を固定化する法により女性だけでなく男性も苦しめられていることを国に認めさせたのです。

その後、活躍の場を広げたルースは1993年、クリントン大統領により最高裁判事に指名され、任命されました。女性として史上2人目の判事です。86歳の現在も最高裁判事として活躍しています。しかし最近では身体の不調を訴えることが多く、その去従が注目されています。このようにRBGの動向が注目される背景には、アメリカの最高裁判所の判事の構成と歴史を知る必要があるでしょう。

最高裁判所は9人の判事により構成され、任

期は終身です。つまり誰か判事が引退を表明したり亡くなったりした場合、時の大統領により次期判事が指名され、上院の承認を得て任命されます。その判事が保守かリベラルかにより、アメリカの法的環境は大きく影響を受けるのです。現在の9人の内訳は、保守が5人、リベラルが4人、つまり共和党の大統領に指名された人が5人で、民主党の大統領に指名された人が4人です。もしギンズバーグ判事が引退したり、職務を続行できないほど体調を崩したりすれば、トランプ大統領が次期判事を任命することになるので、当然保守の判事が任命されます。結果として、最高裁は圧倒的過半数を保守派で固められるようになります。トランプ大統領の影響はたいしたことはないという人もいるけれど、この任命による影響は大きく、多分トランプが大統領を辞めたあとまで継続すると言われていいます（トランプ大統領は、すでに2人の新判事を指名し、任命しています）。

現在の9人の判事を性別で見ると女性判事が3人で、ギンズバーグは最高齢です。女性が初めて最高裁判事に任命されたのは1981年、レーガン大統領によって指名された、サンドラ・デイ・オコナーが最初です。当時私はアメリカに留学中だったので、かなり大きなニュースとして取り上げられたこと、周囲の友人が興奮してその話題を話していたことを印象深く覚えています（オコナーは、2006年に引退しました）。

＜最高裁判事に黒人が入る＞

では最高裁判事を人種的に見ると、クラレンス・トーマスという黒人が一人入っています。この人が（父）ブッシュ大統領によって指名されたのは1991年。このトーマスの任命をめぐっては大きな騒動がありました。クラレンス・トーマスに過去のセクシュアル・ハラスメント疑惑が生じ、その被害を受けたと名乗り出たのが当時オクラホマ大学法学部の教授であったアニタ・ヒル（黒人）。ヒルによれば、トーマスが雇用機

会平等委員会の委員長をしていた当時、職務中にポルノ・ビデオを見せたり、さらにもっと露骨な性的な話をしたと言います。このような事実をめぐって上院で公聴会が開催され、その一部始終がテレビで全米に中継されました。このシーンが映画に登場したことについて、映画評「スタンドアップ」のなかでも私が描いています。

このときは、トーマスが黒人であったために、最高裁の判事に黒人を入れたいという思惑も絡んで、セクシュアル・ハラスメントと人種問題のどちらを優先させるのかといった政治的判断が入り乱れました。結論から言うと公聴会での両者は「引き分け」で、その後の上院での投票でわずか4票差でトーマスは承認されたのでした。これによりトーマスは、最高裁の判事となった史上2番目の黒人となりました（1番目は、1967年から1991年まで務めたサーグッド・マーシャル）。黒人が最高裁判所の判事に初めて入ったのが1967年、初めて女性が入ったのが1981年、現在の判事に占める人数は黒人が1人、女性が3人。これだけ見れば、少なくとも最高裁判事に関しては、女性差別も人種差別も同じ程度の壁の厚さだと言えるでしょうか。

トーマスのセクハラ疑惑について述べたので、つい最近起こった判事任命をめぐる騒動についても述べておきましょう。トランプ大統領はすでに2名の最高裁判事を指名・任命したと上述しましたが、2018年に保守派の判事の引退に伴って指名した、ブレット・カバノー候補に、10代の時の性暴力疑惑が浮上しました。パロアルト大学教授のクリスティーナ・ブラゼイ・フォードが1982年の夏、パーティーで酔った高校生のカバノーとその友人に性的暴行を受けたと名乗り出たのです。その後彼女の実名インタビューがワシントン・ポスト紙に掲載され、この件について上院司法委員会の公聴会が開かれると発表されると、10代の頃カバノーに性的暴行を受けたと告発する女性が更に2人現れました。トーマスの時と同様に、公聴会の模様を生

中継するテレビに釘付けになる光景がいたるところで見られました。結果、公聴会の後の上院での投票では、50対48でカバノーの承認が決定し、トランプ大統領の思惑通りになったものの、政治性・党派性がむき出しになったこの騒動は、最高裁の信頼性や権威を損なうものであったと感じた人が多かったことでしょう。55歳と若いカバノーの判事生活はトランプ大統領時代以降も長く続くことになるのでしょうかから、その任命の影響は甚大だと言えるでしょう。

<反トランプのアイコンとして>

映画で描かれるエピソードも十分にドラマチックですが、ルース・ギンズバーグご本人の人生は、それ以上に劇的なものでした。法と道徳の先導者として、長年のキャリアを通して多くのファンを獲得してきたリベラル派の彼女は、「RBG」の愛称で親しまれ、現在、アメリカで最も尊敬される女性の1人として挙げられています。また近年では、ギンズバーグの動向がたびたび取り沙汰されたり、インターネットで取り上げられたりと、「人気者」となっています。女優ケイト・マキノンは人気番組「サタデー・ナイト・ライブ」でギンズバーグを演じるようになったし、コメディアンのスティーヴン・コルベアは、ギンズバーグのエクササイズのモノ真似をしています。彼女の功績をまとめた絵本や書籍が発売されるだけでなく、Tシャツ、マグカップ、トートバッグ等々、彼女がデザインされた「グッズ」がアメリカ中に溢れています。今やアメリカのポップアイコンとなった感すらあります。判事が法服の上に付ける「ジャボ」と呼ばれるレースの襟も注目されるようになりました。ギンズバーグが「反対意見を述べる時に選ぶ」と言われる襟は、ミニチュア版のネックレスが作られて売られています。ギンズバーグ自身も、面白がって自分の似顔絵が描かれたTシャツを配っていると言われています。若い世代の女性たちの刺激になることは、ギンズバー

グにとっても歓迎できることに違いありません。

オバマ前大統領の在任中、ギンズバーグ判事はそろそろ引退すべきだという意見が、リベラル派から出されたこともありました。民主政権の間に、別の（若い）リベラル派判事を後任として選ぶほうがリベラル派にとって有利となるからです。しかしギンズバーグは辞任要求をはねのけました。「私はたくさんの人に、『いつ引退するのか』と聞かれてきた。しかし全力で仕事ができる限りはここにとどまる」と、インタビューに答えています。

しかし、ギンズバーグの体調不良は度々報じられています。肋骨を折り、がんとの戦いに2度打ち勝ち、2014年には心臓にステントを挿入しています。それでも、審理を欠席したことは一度もありません。オバマ大統領からトランプ大統領に代わった今、ギンズバーグの引退はより注目されています。リベラルの判事から保守の判事へと代わる契機となるからです。その継続がより強く望まれているゆえんです。

(NPO法人「ウイメンズ・ボイス」理事長)

黒井千次著

老いのゆくえ

(中公新書 2019年6月)

介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」

伊里 夕ミ子

1) はじめに

本書は2014年9月より2019年4月まで読売新聞夕刊に連載されたエッセイ「時のかくれん坊」「日をめくる音」(2016年4月より改題)を書籍化したものである。年齢を重ねるなかで生じる失敗や戸惑いを余さずつづった老いの日々のスケッチで、老いるとは具体的にどうなっていくことか、老いについて恥ずかしがらず可能な限り率直に自分を描き、その感覚や感情を正直に描いた作品である。筆者の年齢で数えれば73歳から87歳に至るまでの14年間書き続けた記録である。

筆者を紹介しよう。1932年東京生まれ、1955年東京大学経済学部卒業後、富士重工業に入社、1969年『時間』で芸術選奨新人賞、1970年より文筆生活に入る。1984年『群棲』第20回谷崎潤一郎賞、1994年『カーテンコール』第46回読売文学賞(小説部門)、2001年『羽根と翼』第42回毎日芸術賞、2006年『一日夢の棚』第59回野間文芸賞をそれぞれ受賞、『流砂』ほか多数著。

2) 本書の内容

70歳代の終わり頃から朝起きると、まず腰が痛い、膝が痛い、肩のあたりに強張り首が滑らかに動かない、腕は自由に上がらない。つまり身体全体が抵抗と痛みで包まれている。しかし

身の回りの硬さは時間とともに次第に薄れていく。これはその日を始めるための通過儀礼なのかもしれないと考え半ばあきらめる。朝起きてベッドから足を下ろし靴下を穿こうとするとそれがさほど簡単な仕事ではない。なぜなら固くなった腰がうまく曲げられず思うように前傾の姿勢がとれないため、手に持った靴下と足先がうまく接近しないからである。片端を持った靴下を足先へ投げてみる。それがうまく爪足の先にひっかかり足が靴下のなかへ少しでも潜り込むことができれば成功である。あとは靴下のうえの部分を引っ張って足の中に収めるように努め何とか靴下を穿く作業が半分だけ終わる。それがいわゆる老いの進行であることは認めるが、不満なのはそんな不都合がいつの間にか発生し、自分の身の上の一部になってしまったのかわからないことである。

また、どうしてこんなに身体のバランスが悪いのか、我ながら呆れる。しゃがんで何か拾おうとすると、頭の方が妙に重く、そのままつんのめってしまいそうになる。慌てて手をつけて身体を支えねばならない。外を歩くとき、よくよろける。家の中でもよろけることがある。廊下の曲り角で柱にぶつかったり扉に顔が当たりそうになったりすることは珍しいことではない。足元がふらついたり、立ち上がろうとしても腰が伸びず、何かに掴まらないと立てなかったり

すると、自分の年齢のことが頭をよぎる。年齢に包まれて生きているようなものだ。

夏から冬にかけて「2度」道で転んだ。身体の重心が前に出てしまうのに足の運びが追いついていかない感じだった。家族と一緒に外を歩くと、ほとんど一足ごとに注意や警告を与えられる。靴を引き摺るのは足が十分上がっていない証拠だとか、後ろに手を組んでの歩行は転んだ時に顔を打つ恐れがあるから危険だとか、同じ理由から、ポケットに手を入れた歩行は避けるべきだ、誠に騒がしい限りである。

年寄りの病気や怪我は特別の出来事というより日常のなかに住みついているかのようである。若いころの病気は治るものと思っていた。ところが老いてからの病気は治すべきものである前にとりあえず病気の進行を食い止めるものとして現れる。老いの病は共生すべきものと考えられない。80歳を過ぎた頃から急に失敗が多くなった。深刻なしくじりをする。ささやかなミスを重ねたり、同じような間違いを繰り返したりすると、やはり気にかかる。たとえばコーヒーマーカーを使っていた時、下のポットを置くのを忘れて電気のスイッチを入れ、出来たコーヒーをテーブルの上一面に流してしまった。また、朝食のテーブルでヨーグルトを入れたガラスの容器を倒した。食べかけの器に差し入れたままだったスプーンの柄に手がひっかかったのである。数日後、今度はトマトジュースの入ったコップを手に引っかけてしまった。2度3度と重なると自信が揺らぐ。近年片方の視力が著しく低下してきたことを考え運転を断念して運転免許証を返納した。一人で外出にまごつく。たとえば病院に行くため駅に着き上下のプラットホームを間違えた。そのことに気が付き電車に乗らなくてよかったと安堵した。帰りには改札口を間違え見慣れない景色に戸惑った。ある時ビジネスホテル風の宿にひとりで泊まった。浴槽で立上ろうとしたが立ち上がれない、浴槽のなかにタオルを敷いてみたり、思いつく限りの

知恵を絞っていろいろ試みるがうまくいかない。虫みたいだと思った。地面にあおむけに転がったまま、寝返りも打てず、起き上がることもかなわずに腕しているカナブンの姿が目についた。裸の人間はそんな虫より醜と思った。何かを試みた拍子に身体が偶然、浴槽のなかに立ち上がることに成功した。こわごわ浴槽のふちをまたいで日常に帰還することに成功した自分を心から祝福した。老人のいろいろな失敗は傍から見れば無様で滑稽だったりするようなことも、本人にとっては避けようもない自然な出来事なのだからと考えてやり過ごすよりしかたがない。そして胸の底には、これは老いるということの自然なのであり、いわば年齢の特権だと居直る気分も生まれる。著者は自分に言い聞かせる「自分らしく老いればいい」と。

3) 日本の高齢化の特徴

日本の高齢化の現状について高齢者白書のデータ（2018年10月1日現在）によれば65歳以上の高齢者人口は3,558万人で総人口に占める割合は28.1%となっている。年齢階級別にみると65歳以上人口のうち65～75歳未満は1,760万人で総人口に占める割合は13.9%、75歳以上の人口は1,798万人で総人口の14.2%であり、65～74歳人口を初めて上回った。「団塊の世代」が65歳以上となった2015年に3,387万人となり「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人に達すると見込まれている。

介護保険制度における要介護または要支援の認定を受けた人は2003年度末370.4万人から2015年度末で606.8万人となっており236.4万人増加している。75歳以上の被保険者のうち要介護の認定を受けた人の割合は23.5%占めている。

厚生労働省が2019年11月28日に発表した「介護給付費等実態統計」によると、介護保険給付や自己負担を含む介護費用が2018年度に初め

て10兆円を超えた。高齢化の進行で社会保障費が膨張している実態が浮き彫りになった。医療費用や介護費用の増加に拍車がかかり、社会保障制度の持続可能性が危ぶまれている。

政府は介護予防の交付金を2020年度の予算案で、現在200億円の2倍である400億円程度へ大幅拡充することとした。(介護予防の交付金とは高齢者の自立支援や要介護度の維持・改善に取り組み、成果を上げた自治体を財政支援する交付金のことである。正式名称は「保険者機能強化推進交付金」。)2018年度から毎年度200億円が措置されていた。介護予防の交付金は市区町村や都道府県の取り組みの達成状況の評価する指標を設定し、総合得点に応じて交付に差をつける。これは認知症予防や要介護度の維持・改善に向けた取り組みを自治体間で競わせ介護費の膨張を抑える狙いがある。専門的なケアが必要な重度の要介護高齢者の増加を防げれば、費用も安く抑えられると期待している。一方で、専門家の中には、介護状態は簡単には改善しないなどの声もあり、サービス利用者の抑制をめざす「自立偏重」の方向性に批判もある。

「全世代型社会保障検討会議」(議長・安倍晋三首相)は中間報告(2019年12月19日)では75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担は原則1割だが一定の所得がある人を対象に2割を新設すると明記した。75歳以上の窓口負担は今も現役並み所得(単身世帯で年収383万円以上)がある人は3割のため、1割、2割、3割の3区分となる見込み。2割負担の所得ラインは今後検討し、2022年度までの実施を目指している。また、ケアプラン(ケアプランとは介護保険サービスを利用する際、訪問介護や通所介護といったサービスの種類や利用頻度を定める計画。利用者が自分で作ることも可能だが、ほとんどの場合、ケアマネジャーや市区町村の「地域包括支援センター」が本人や家族の意向を踏まえて作成する。毎月本人の状態を確認し、必要があれば見直す。介護保険サービスの利用には所得

に応じて1~3割の自己負担があるがケアプラン作成費用は全額保険給付)の有料化など自己負担増の議論も進められているが、政府内から慎重論がある。利用者や関係団体は「年金暮らしの高齢者が支出できるお金は限られている」と反対。ケアプランの有料化を介護保険制度の改正案に盛り込まず、先送りの方向で調整に入った。介護保険制度の見直しは3年に一度で、次の議論は2022年度である。淑徳大学の結城康博教授(社会保障論)は「後期高齢者医療で2割負担が決まれば、次は介護の負担増となる可能性が高い」と指摘する。「介護保険を考える会」の中沢まゆみ代表も「先送りされただけで気が緩めない。サービス低下と負担増につながらないように議論を続けていきたい」と強調している。

これまでの医学が目指していたものは、一日でも一時間でも長く命をつなぐ人間の寿命を延ばすことであった。しかし、人の命を長さという「量」で考えるのではなく、「質」として考える。その価値観の転換が起こりつつある。老人ホームの常勤医の中村仁一著『大往生したけりゃ医療とかかわるな』現場の医師から革命のごとき意見が書かれている。また2000年WHO(世界保健機構)が健康寿命を提唱した以降多くの先進国で健康寿命を延ばすことが課題となっている。健康寿命とは心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のことである。健康寿命が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されるため平均寿命から健康寿命を引いたものが不健康期間ということになる。2016年の調査では、平均寿命と同時に不健康期間も伸び、男性で約9年、女性だと約12年もある。この期間をできるだけ短くしていくことが理想である。今後平均寿命が延びるにつれてこの差が拡大すれば健康上の問題だけではなく、医療費や介護費の増加による家計費に影響も懸念される。健康に配慮する一方でこうした期間に対する備えも重要になる。

4) 老いをみる視点

今や90歳まで生きるのは当たり前前の世のなかである。高齢者の医療と介護にかかる社会保障費は増え続け、国家財政を圧迫している。かつては100歳以上の人を「長寿者」と呼んで尊敬していた。1990年代の「きんさん、ぎんさん」ブームはいまだに記憶に新しい。しかし、1998年には100歳以上の人が1万人を突破し右肩上がりに増えつづけ、厚生労働省は(2019年9月15日)敬老の日に7万人を超えたと発表した。今や100歳の長寿はめずらしい存在ではない。果たして人は何歳まで生きるのが自然で幸せであるのか。昔は「おきな」や「おうな」の概念にみられるように高齢者は畏敬・畏怖の対象であったが、同時に姨捨のごとき棄老精神も存在していた。深沢七郎著『楢山節考』では口減らしのため70歳になると「楢山参り」と言っ山に連れていかれ、そこで一人放置され死を迎える。日本の農村では年老いた人々が当然のように身をひいていった事実がある。『遠野物語』もその一つである。

人間の体には、歯にしても、目や耳にしても、どの部分にも耐用期限がある。ある程度の年齢になったら、だましまし使うしかない。老化が進むと医療に頼る機会が多くなる。ある日、思いがけない入院・介護が始まった時、何が必要か考えてみよう。

まず、入院では入院手続きの時健康保険証、介護保険証、印鑑(入院同意書)、が必要である。入院保証金が必要な時もあるので事前に確認すること。また入院すると身元保証人がいる。家族のだれが病院側との窓口を担う人になるか決めておく必要がある。もしも、おひとりさまの人で身元保証人がいない場合は入院する病院内の医療相談室に相談したり、手術・入院の状況によるが身近な友人・知人をいざという時の緊急連絡先として、保証人に立てることも可能である。東京都足立区の社会福祉協議会が行う「高齢あんしん生活支援事業」など行政が身元保証

や生活支援を行うケースも増えつつある。まずは地域の自治体の制度を調べてみる。次に、身の回りの世話を頼める家族がない場合は、事前に入院セットを用意しておく。また病院には入院時にパジャマやタオルなどレンタルできる有料サービスがあるところがある。そして入院中の洗濯や買い物など社会福祉協議会やシルバー人材センター、地域のNPO法人や住民団体が運営する有償サービスなど頼りになる。ただし、病院によって受け入れ態勢が違うので利用の際は病院内の医療ソーシャルワーカーに相談するとよい。

次に要介護認定を受けるようになった場合、生活を支えるてくれる介護保険制度について考えてみる。介護保険制度とは寝たきりや認知症などで日常的に手助けが必要になった高齢者を社会全体でささえる社会保障制度である。具体的には、健康保険、国民健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険(労災保険)に次ぐ5つ目の社会保険として位置付けられている。市区町村が運営し、介護サービスを利用したとき、利用者負担は原則1割(2015年8月から一定以上の所得がある人は2割、2018年8月からさらに収入の高い人は3割)。40歳以上が保険料を払い、原則65歳以上を対象とするものである。介護が必要かを示す要介護認定は最も軽い「要支援1」から、日常生活に介護が必要な最重度の「要介護5」まで7段階あり、利用限度額に差がある。日本の介護保険制度の財源は、全体の50%は被保険者の保険料、残りの50%は公費(租税)で賄われるため、厳密に言えば公費(租税)と社会保険の折衷方式である。介護サービスを利用するにはまず各自治体の介護保険窓口で申請を行い、認定されると申請日から様々な「介護サービス」を受けることができる。では、要介護度認定制度とサービス提供機関について記すことにしよう。

要介護度認定制度

市区町村に要介護認定の申請をする。申請を受けた市区町村は認定のための調査を行い調査項目をコンピューターで処理され、介護認定審査会に提出される。認定のためには医師の意見書が必要となる。それを審査会に提出され、認定審査会では要介護度を最終的に決める。この結果は市区町村に報告され、市区町村は本人にその結果を通知する。

サービス提供機関

施設サービス・特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設（2023年未終了の予定）・介護医療院

居宅サービス・居宅介護支援・訪問介護（ホームヘルプ）・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ・通所リハビリ・通所介護（デイサービス）・居宅療養管理指導・短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・福祉用具の貸与等・住宅改修・有料老人ホームにおける介護サービス等

地域密着型サービス・定期巡回随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・認知症対応型通所介護・看護小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

上記のような介護サービスを利用して、高齢者が住み慣れた地域で生活するにはどのような課題があるか考えてみる。

高齢者にとって地域の不便な点として、日常の買い物、病院への通院、利用しにくい交通機関等があげられる。地域が一体となって高齢者が生活しやすい環境を整備することが課題である。

厚生労働省は、2025年をめどに、高齢者の尊厳保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な

限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供の構築を目指している。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしをするために、介護サービスなどの充実だけでなく、急性期医療（急性期医療とは、病気の発症から回復期や亜急性期に移行するまでの期間における医療を指す。急性期医療は「病気の進行を止める」「病気の回復が見込める目処をつける」までの間提供する医療であり、その期間において患者は生命の危機と隣り合わせということも珍しくはない。そのような状況において患者の健康状態を良好にし、急性期の状態から回復期へ向かわせるべく、高度な医療を提供する）から円滑な在宅への復帰を可能とする体制整備が重要であり、この観点からも在宅医療・介護連携が特に必要である。

行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められるが、同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組が重要である。では地域包括システムはどのようなにしたらよいのだろうか。

地域包括システムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定される“小地域システム”であること。高齢者が住み慣れた小地域で自分の足で通える場を設けて、サークル活動に参加して友達と話す機会を多くして脳の若返り運動（回想法、音楽療法、栄養管理指導等）に取り組み、「高齢者が高齢者を支える」ことが高齢者の生きがい、介護予防につながり、介護保険の認定率を下げることにつながるのではないか。

そして、地域では地域包括システム構築に取り組む必要がある。地域包括システム構築のプ

ロセスとしては、個別の課題にとどまらず地域課題情報を蒐集し現状とニーズの分析に基づく課題を明確化し、社会資源の把握を基礎に、それらの解決の仕組みづくりに向けて対応策を推進し施策化する。そのためには地域ケア会議等を通じて保健・医療・福祉の関係者との協働を作り出し、個別支援を充実させていく政策形成へ結び付けていくとともに、地域課題への普遍化を通じて街づくりを前進させる取り組みを目指すべき地域包括システムと考える。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる支援のひとつが地域包括システム構築ではないだろうか。

5) 老人の心

人生をいかに生きるかはとてつもない遠大な哲学的な問いである。聖路加国際病院理事長だった故日野原重明氏は「人生の生きがいとは自分を大事にすることから始まる。自分だけがいい気分ならそれでいい、ということとは違う。自分を誰かのために自分の時間を使い、命を使うことが自分をよくすることである。そして自分をよく保てば生きる意味を見失うことなく日々を充実して過ごすことができる。」という。

ここであっばれな高齢者、スーパーボランティアおじさんこと尾畠春夫さんと緒方貞子さん二人を紹介しよう。

- 赤いタオルを頭に巻いて日焼けしたやさしい笑顔のボランティアの尾畠春夫さん 78 歳（当時）は、山口県で行方不明になって警察が探索しても見つからなかった二歳児を素早く見つけた。尾畠さんは貧しい育ちの中で学歴も無くさまざまな職につき、やっと鮮魚店を開いて生活が安定。それはお客さんに支えられたおかげと、65 歳で店をやめ「残りの人生を社会に恩返ししたい」とボランティア活動に専念—というだけでも偉いが、気持ちだけではなく、人助けのノウハウ（知識と知恵）を

たつぷりと身につけていた。メディアの喝采に乗せられることもなく、さっさと他の地へボランティア活動へと立ち去ったというところ。「実直」という古風な美德である。「残りの人生を社会に恩返し」尾畠さんばかりではなく、そういう気持ちを抱いている老人は少なからずいるだろう。

- 緒方貞子さんは日本人初の国連難民高等弁務官として難民支援に貢献。国際協力機構（JICA）元理事長の緒方貞子さんが 2019 年 10 月 22 日に死去した。92 歳だった。第二次大戦後の廃墟から立ち直り、経済大国となった日本に対して「人間らしい心を忘れるな」と叱咤した。国際社会で活躍する女性運動家の故市川房江さんの勧めで国連の仕事を始めた。国連難民高等弁務官として東奔西走し、戦火におびえる難民らに手を差し伸べ「現場主義」を活動の基本としてきた。緒方さんは大学や国連での仕事を経て、難民支援の道に入ったのは 60 歳を過ぎてからだ。夫やこどもと離れて単身赴任も長かったが、家族の絆には気を配ってきたという。先駆者の勇氣と行動力にも学びたい。老人の教えを侮るなかれ、敬老すべし。

本書の「老いのゆくえ」は老年論である。「老い」に足を踏み入れる年齢になったら、どんな境地であるのかを述べ、著者からのダイレクトなメッセージが伝わってくる。「その年になってわかること」を楽しみながら暮らすという哲学たる一面を証明されたようだ。

寿命が延びれば伸びるほど気力、体力がどんどん後退していく。老いは「自らが抱く老年観は客観的な変化事実そのものではなく、これらの事実を受容もしくは拒否する」といった受け止め方の違いにも左右される。体力の低下を経験しても過去に縛られることなく前向きに生きることを認識すれば、積極的な老年観を形成しやすくなる。本書は個人の黙読から、老人間で

語り合える「開かれた体験談」になる可能性もある。

<参考文献>

- ・伊集院静著『ひとりで生きる』2019年10月
講談社
- ・斎藤茂太著『ほがらかに品よく生きる』2019
年8月新講社
- ・杉本貴代栄編著『女性学入門「改訂版」』伊里
タミ子「第7章 高齢者問題」2019年6月
ミネルヴァ書房
- ・高野悦子 日野原重明『病んでこそ知る 老
いてこそ始まる』2002年岩波書店
- ・中野翠著『いくつになってもトシヨリの愉し
み』2019年6月文芸春秋
- ・『ハルメル』「私の入院 介護の備え基本のき」
2019年12月号
- ・中日新聞「緒方貞子さん死去」2019年10月
29日
- ・読売新聞「75歳以上医療費2割検討」2019年
11月29日
- ・朝日新聞 全世代型社会保障「支え手」増や
す中間報告 2019年12月20日

伊里タミ子（介護保険の隙間を埋める会社「よ
ろず屋」代表

『ソーシャルワーカー ― 「身近」を革命する人たち』

井出英策 / 柏木一恵 / 加藤忠相 / 中島康晴、2019年ちくま新書

愛知県立大学名誉教授

須藤 八千代

ソーシャルワーカーという言葉

「ソーシャルワーカー」という言葉にはすぐ目が行く、新聞でも書店でも。それはソーシャルワーカーが私のアイデンティティであり、自分の研究領域であるからだ。そして私自身が「ソーシャルワーカー」という言葉を入れた本を何冊も書いた。¹⁾

しかし残念だが近年、書店で社会福祉関連の棚に行っても「ソーシャルワーカー」あるいは「ソーシャルワーク」という背表紙の本は多くない。ソーシャルワーカーでなく福祉専門職とか福祉援助職という言葉でソーシャルワーカーを指していることがほとんどである。

筆者は46歳で横浜市の国内留学制度を使って日本社会事業大学大学院のリカレントコースに入った。そのときソーシャルワークではなく「援助技術論」あるいは「相談援助論」という授業が行われていることに驚くとともに異議申し立てをした。さらに大学の教員になって「援助技術論」を「ソーシャルワーク論」と変えて担当した。それはソーシャルワークの意味が日本語の「援助技術」とか「福祉臨床」などでは矮小化されてしまうことへの不満だった。

また福祉事務所や施設で働いた経験と実感から、ソーシャルワーカーというアイデンティティを社会や組織がそのまま認めるわけではないことも分かっていた。そのため自分のアイデン

ティティと社会の現実との間で葛藤し続けてきた。闘いの連続だった。ソーシャルワーカーの実際の仕事は、援助とか臨床という言葉とは程遠い中身を持っていた。だからこそ自分の複雑な社会的経験の多義性を抱えながら現実と戦うために、ソーシャルワーク、ソーシャルワーカーという言葉に強くこだわったのである。

筆者は20年ぐらいたってから、一人でワシントンで開催された「世界ソーシャルワーカー会議」に参加した。そこでの議論を聞き、参加している大勢の人に交じってソーシャルワーカーというアイデンティティを確認した。貴重な経験だった。それまではソーシャルワーカーでなく福祉行政を担当する「公務員」だったが、このときから「私はソーシャルワーカーです」と言えるようになった。

全てが日本語に翻訳できるわけではないと考えている。ソーシャルワークの歴史やグローバルな意味を考えれば、ソーシャルワークはソーシャルワークでいい。またそれを仕事とする人をソーシャルワーカーと呼ぶべきだ。そのためにもソーシャルワーカーという言葉が、日本でしっかりと共有化され理解される努力をしなければならない。

そんな気持ちを抱えている私が、福祉関係の専門書でなく新書コーナーで見つけたのが本書である。

新しい学際領域

新書は人びとが手軽に手に取ることのできる本である。他に『ソーシャルワーカーという仕事』（宮本節子 ちくまプリマー新書）もあるが、ソーシャルワークという言葉をもとに説明してから講演を始めなければならない現実は変わっていない。そういう中での本書である。また執筆者に著名な財政社会学の研究者である井手英策さんの名前があることも驚きだった。もう一人の執筆者加藤忠相さん（あおいけあ代表取締役）は知らない人だった。実はこうして‘さん’付けで名前を書くのは、本書がそう書いているからである。それがこの本のリラックスした印象を作っている。

本書は、4人がそれぞれの立場で「ソーシャルワーカー」という本のタイトルに向けて自由に自分の主張を述べている。4人の論点は別々である。順序は逆になるが井手さんの「最終章 ソーシャルワーカーが歴史をつくる」から始めよう。本書のきっかけを作ったのが井手さんだと書かれているからだ。

ただし「ソーシャルワーカー」というタイトルに期待して読み始めても、ソーシャルワーカーが歴史をつくるという筋書きはなかなか始まらない。専門が財政社会学であるためにその視点から日本社会の現状分析と問題提起が続き、「ナショナル」な改革と「ローカル」な改革が提起される。そして「ナショナル」な改革のためには「ライフ・セキュリティ」が必要であり、「ローカル」な改革には「ソーシャルワーク」が必要だとして、15ページほど読み進めるとようやくソーシャルワークが登場する。

またここでいう「ライフ・セキュリティ」とは『すべての人たち』を受益者とするサービスによる生活保障「生存の危機に直面している人たちのための現金による生存保障」「働く能力や意欲があるにもかかわらず、その機会を失った人たちへの再チャレンジ保障」など国全体の社会保障、社会政策を指している。そしてソーシャ

ルワーカーは、ここに登場する「生存の危機に直面している人びと」や「働きたくてもその機会がない人びと」に直接、関わり環境を改善し、対話し、環境と人びととの間を調整する役割を担う。これまでも言われてきたように、環境のなかの人間に対してそこに介入し援助し支援していくソーシャルワークの仕事である。

次に「ライフ・セキュリティ」を「パブリック・プラットフォーム」と置き換えて次のようにソーシャルワーカーを位置づけている。

ベーシック・サービスを土台とするライフ・セキュリティによって誰もが安心して生き暮らすという基本権が保障される。この「パブリック・プラットフォーム」のうえにソーシャルワーカーの社会変革をつうじた地域の人格・制度的ネットワークという「コミュニティ・プラットフォーム」が重層的に重なり合う。(221頁)

このように財政社会学からソーシャルワークの役割が語られたことはこれまでなかった。援助技術とか相談援助、福祉臨床、対人援助などといいかえてソーシャルワークを考えることで失ってきたソーシャルワークの姿が、「ライフセキュリティ」と「コミュニティ・プラットフォーム」という社会的構造の枠組みの中に位置づけられる。ミクロな対人援助論に成り下がって活力を失ったソーシャルワークを再生する視点である。

ただ専門用語はその領域で共有された概念でもある。したがって「ローカル」な改革とか「コミュニティ・プラットフォーム」というものの具体性、現実性をソーシャルワーカーは実践的に理解できないかもしれない。

しかし本来、ソーシャルワークは学際的なものである。このように新たな学際領域を切り拓くことは、研究者に今求められる役割である。本書はその口火を切ったものともいえ

よう。

社会変革の担い手

最終章でいわれてきた「ローカル」な改革を担うソーシャルワークを正面から取り上げたのが、「1章 ソーシャルワーカー 悲慘に立ちむかい、身近な社会を動かす人たち」「2章 ソーシャルワークの原点とは？課題を乗り越えるために」（中島康晴）である。

昨年は平成が終わって令和という新しい元号に変わったと国中が沸き立ちながら、一方で平成とはどんな時代だったのかという議論も耳にした。元号による時代区分にどれだけの意味があるか疑問もあるが、中島さんも同じ問いを発している。1章では平成と言われた30年の社会的変化をデータをもとにまとめている。その結果、思っていた以上に深刻な状況変化があったことが分かった。

それはこれまで常に私たちが時代に求めていた、成長や発展という明るい未来が見えないことである。それを中島さんは「平成の貧困化」と表現している。また貧困化だけでなく高齢化が絡まり合った現実を、いくつかの事例を通じてリアルに描写している。筆者はこのような事例を読むと、何かいたたまれないような焦りを感じてしまう。その場所に出向き何かしなければならぬという気分である。ソーシャルワーカーの業かもしれない。

もはや「ソーシャルワーカーとは何か」とか「ソーシャルワークの根源的意味」などを論じているゆとりはないと思う現実が目前にある。「ローカル」な改革という最終章の言葉がむなしくなるような平成という30年の時代変化である。

事例を読むと、実際にその現実の前にいる感覚に囚われる。私が長く現場にいた人間だからである。中島さんが引用しているイアン・ファergusン『ソーシャルワークの復権—新自由主義への挑戦と社会正義の確立』（2012年）も読む

と、挑戦的で血が騒ぐような気分させる本である。²⁾ この本もイギリスの貧困化、高齢化など社会の困難が目の中の現実として誰の目にも明らかになった2000年前半の状況を背景にしている。同様に今、日本社会の状況の変化がソーシャルワークの復権を要請しているのである。

中島さんはソーシャルワークの中核的役割は「社会変革」だと繰り返している。それは社会がソーシャルワークに求めているものであり、ソーシャルワークの原点である。しかしこの視点が失われたまま現在まで来た。

ソーシャルワーク研究者もソーシャルワーカーも、専門職としての理論的、社会的立場を確立しようと努力を重ねれば重ねるほど、原点から遠ざかってしまった。実際、横浜市の福祉現場でソーシャルワーカーというアイデンティティを大切にしようとしてきた筆者は、ソーシャルワークのテキストを読むたびに「これがソーシャルワークなら私はソーシャルワーカーとは言えない」と呟いていた。特にアメリカの翻訳を基にしたテキストや実践モデルの精緻さが、ソーシャルワーカーという自分のアイデンティティを支えるのではなく、打ち砕き続けた。

中島さんは日本のソーシャルワークの現実を嘆き次のようにいう。

日本のソーシャルワークには、法や制度への行き過ぎた順応がしばしば見られる。また法や制度だけでなく、社会環境それじたいを主体的に創造・変容していくという発想が希薄である。これらが相まって、ソーシャルワークとは何かという根本的な問いが問われることがほとんどなく、さらには、ソーシャルワークにおける社会正義とは何かという共通理解もまた深められずにいる。(83頁)

これはソーシャルワークだけでなく日本社会全体の状況でもあるが、ソーシャルワークにとっては致命的な問題である。中島さんの

議論は次の3章に繋がっていく。

資格という壁

「第3章 ソーシャルワーカーはなぜひとつになれないのか」(柏木一恵)が取り上げるのは社会福祉士と精神保健福祉士という資格制度である。確かに医師、弁護士、看護師など専門職として社会的な承認を得るためには資格は重要である。

しかし日本ではこの二つの資格によって、ソーシャルワーカーのグローバルな歴史や特質が一層見えなくなった。資格に安住する人たちを避けて、ソーシャルワークを確認するためにはIFSWのような世界会議の場に出て行くしかない。しかし「そもそもソーシャルワークとは」という議論をしているだけでは、端的に言って生活が成り立たない。日本では職場を確保するために資格とそれが求められる制度や機関の一員にならなければ、ソーシャルワーカーでいることができない。

筆者は大学で社会福祉を学び、幸いにも福祉専門職制度を持つ横浜市で公務員という身分で働くことができた。そのような自治体組織によってソーシャルワーカーというアイデンティティを持つ職種集団が成立し、経験を積みさらに研究活動も保証された。

生活保護、身体障がい者福祉、児童福祉、女性福祉など業務として担当するだけでなく、さまざまな領域の人たちとの研究会など、終業後や休日を使った活動も忙しかった。丁度、精神医療改革のただなかに身を置く時代であり、「神奈川県PSW協会」のメンバーとして精神医療にも取り組んだ。ソーシャルワークは法や制度に縛られるものではない。それを超えて新たな実践を創造するものであり、それこそが使命である。そう考えてきた。そしてそのようにやってきた。

柏木さんは社会福祉士と精神保健福祉士という資格制度とそれがもつさまざまな問題を取り

上げ、「ソーシャルワーカー」として統合するよう提案している。ソーシャルワーカーとは何かと考えるなら、この2資格の並存に居心地の悪さを感じない人はないだろう。

中島さんはこれについて次のように厳しい批判をしている。

社会福祉士の役割は、「人びと」に対する「相談」「助言」「指導」、関係機関との「連絡及び調整」、もしくは「連携」とされている。これは社会福祉士による社会構造や制度・政策等への働きかけを無視したもの、あえてきびしく言えば、ソーシャルワークの定義を矮小化したものと言うべきである。(84頁)

私も同感である。これが社会福祉士だというなら社会福祉士とはソーシャルワーカーではないのかもしれない。しかしこのような特殊日本の在り方を後戻りさせることはできるのだろうか。資格や組織は社会に根をおろすと、生き物のように繁殖してしまう。社会福祉士・精神保健福祉士を「一本化する」ためには、資格をこれ以上いじるのではなく、その人々が幅広く深くソーシャルワークについて議論し研究して、その成果を示すことだと筆者は考えている。つまりソーシャルワークという言葉が、書店の本棚に沢山並ぶことである。

ソーシャルワーカーとは誰ですか

さて「第4章 ソーシャルワーカーはどこに立ち、どこに居場所をつくるのか」(加藤忠相)は、よく言われる「ソーシャルワーカーって誰なの」という素朴な疑問を述べている。教師や看護師などは学校や病院など誰もが知っている場所において、その姿をしっかりと示している。それに対してソーシャルワーカーは、一般の人が関わるのが少ない多様な社会福祉施設や福祉事務所、児童相談所、病院の片隅などにいる。また英語の職種名で分かりにくい。しかしだからと

いて、社会福祉士・精神保健福祉士という資格ではことたりないことは既に述べた。

加藤さんは「介護屋」（高齢者ケアの民間会社）だと自己紹介している。そして「純然たる？ソーシャルワーカーという人種に出会ったことがない」（146頁）と書いている。しかし資格はないが自分をソーシャルワーカーと考えていいのではないかという。それでいいと筆者も思う。

それは加藤さんが高齢者介護という現場を拠点に社会資源を創設し、地域社会を改革し、死生観を考え社会全体に問題を提起しているからである。したがって「介護屋」という自己定義は当たらない。

「介護屋」などと貶めた言い方でなく自信をもって「私はソーシャルワーカー」と明言してほしい。ソーシャルワーカーとは、自らソーシャルワーカーと自己定義できる人のことをいうのである。そこには世界に目を向け、社会構造を理解し、そこにある問題や人間の苦悩を認識し

解決や改善に力を惜しまない実践的な人間像がある。加藤さんにはソーシャルワーカーとは何かを考え、実践し続けてほしい。そうすればプロのソーシャルワーカーになれる。Professional writer is a amateur who didn't quit（プロの作家とは書くのを止めなかったアマチュアである）という言葉は、私がソーシャルワーカーについて学生に伝えるときのキーワードである。

私はこれまでもソーシャルワークをソーシャルワーカーという現実の人間像から説明したいと思ってきた。またその経験知、実践知を集積して社会に「ソーシャルワーカー」の姿を見せたいと思ってきた。この作業を私たちはもっともっとやらなければならない。

本書は本としては少し乱雑な編集だと感じるが、細部にこだわらずにソーシャルワーカーについての議論を集積する必要があると考える筆者にとって興味深い一冊であった。

-
- 1) 須藤八千代『歩く日—私のフィールドノート』（単著）1995年、ゆみる出版
 - 「ソーシャルワークの経験」尾崎新編著『「現場」のちから—社会福祉実践における現場とは何か』2002年、誠信書房
 - 「ソーシャルワーカーという生き方」杉本貴代栄・須藤八千代編著『私はソーシャルワーカー』2004年、学陽書房
 - 『ソーシャルワークの作業場—寿という街』（単著）2004年、誠信書房
 - 「ソーシャルワーカーを導く知」杉本貴代栄・須藤八千代・岡田朋子編著『ソーシャルワーカーの仕事と生活』2009年、学陽書房

 - 2) Ferguson,I.(2008) Reclaiming Social Work :Challenging Neo-liberalism and Promoting Social Justice 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権—新自由主義への挑戦と社会正義の確立』2012年、クリエイツかもがわ

犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労に必要な地域の連携とは — 就労系福祉事業所の管理者と現場の支援員への意識調査から —

社会福祉法人くるみ会 Link 就労移行支援事業所 008487

瀧川 賢司

Necessary Local Collaboration for Employment of Persons with Mild Intellectual Disabilities Who Committed Crimes : Consciousness Survey of Managers at Work-Related Welfare Centers and On-Site Support Staff

Abstract

Consciousness investigation on managers at work-related welfare centers and on-site support staff was conducted regarding local collaboration crucial for the employment of persons with mild intellectual disabilities who committed crimes. Findings showed that both parties emphasized the cooperation to share information on the disabled. Further, managers indicated the importance of persons or departments in charge, and support staff identified more specific aspects, such as preparing the environment for the disabled, revealing different points of views.

Keywords

person with mild intellectual abilities , crime , local collaboration
welfare center , employment

I. 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

人がひとつの社会の中で生きていくためには一定の秩序や機会均等などの公正さが必要であるが、現実の社会において、健常者と障がい者では享受できる利益に大きな落差が存在する。その一つとして勤労に関する落差に「就労機会の不平等」がある（星加・西倉・飯野ら 2016）。八巻ら（2008）は障がい者の完全参加と平等の理念を体現するためには、社会の成員一人一人が障がいのある人々を理解し、受け入れる姿勢

へと転換される必要があると述べている。そこで、本研究では、「就労機会の不平等」かつ従来から手が付けられにくかった問題として、犯罪を起こした軽度知的障がい者（以下、当事者という）の就労に関し、特に就労に向けた「連携」に焦点を当て、就労を促進するための示唆を得るための調査を行った。

まず、司法の視点から当事者の就労の現状をみしてみる。法務省の統計によれば、平成30年の新受刑者18272名の内、IQが69以下の知的障がい者を有する者は3493名（19.1%）であっ

た（法務省 2018）。これら受刑者は出所後1年以内に半数以上の者が再犯により再入所していた（法務省 2013）。また木村（2013）は、出所した当事者は、福祉の支援を十分に受けられないままに困窮化し、そして社会の中で孤立することで精神的な自立が得られず、結果的に再犯に至ってしまうと述べている。この状況下において、犯罪を起こした者に対する主な制度として、法務省の「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（法務省 2014）や2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」、同法に規定された「再犯防止計画」（法務省 2017）がある。これらは国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から矯正施設を出所した犯罪を起こした知的障がい者の「再犯予防」を最も重要な課題の一つとし、刑務所出所者等の再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確保するため、広く国民や地方公共団体等に理解と協力を求めていく方針を示している。実際、「仕事」に関して、矯正施設に入所している知的障がい者の就労と犯罪との関係のみをみると、刑務所再入所者の75%以上が無職であった（法務省 2013）。しかし、法務省が進める協力雇用主への雇用実績は登録した18,000の企業の約4%程度（法務省 2015）にとどまっていたことから、当事者である犯罪を起こした知的障がい者の雇用はこれよりもさらに厳しいと予想される。

次に福祉の観点から「仕事」をみると、川島（2012）は、犯罪を起こした軽度知的障がい者の理想は「生活保護を受けるだけで何もしない生活」ではなく、「労働で収入と生きがいを得る生活」であると述べている。また小長井（2018）は、知的障がい者をIQだけで分類せずに、社会的能力を総合的に見て処遇の方向性を決めるべきであると述べ、知的能力に制約があっても、ある程度の社会適応性があり就労可能だと判断できれば、通常の処遇でも社会に送り出せる当事者が一定以上いると指摘している。しかしな

がら、小野ら（2011）の調査によれば、矯正施設から退所する当事者を福祉サービスにつなげる支援の現状について、矯正施設退所者から障がい者支援施設への受け入れ¹⁾が26.2%と少なく、その理由として「他の利用者への影響の心配」や「支援プログラムがない」ことを明らかにした。また矯正施設を出所した者の受け入れ支援に必要な研修の一つに「福祉施設が支援する意義」や「チームケアの方法とキーパーソンの役割」等が挙げられ、障がい者を支援する事業所の中には矯正施設退所者の受け入れの意義を周知させることや、チームで連携して当事者を支援する必要性が示唆されている。そして瀧川（2019）は、全国の就労系福祉事業所²⁾の管理者に向けて、犯罪を起こした軽度知的障がい者（当事者）の就労を受け入れる際の意向について、当事者が起こした犯罪の架空事例を用いた調査を行い、当事者の受け入れ経験が増えることと架空事例における受け入れの意向が強くなることに有意な関連がみられることを明らかにした。その結果、就労系福祉事業所の管理者に向けて当事者の就労の受け入れを促進するための研修や他機関との連携の必要性を指摘した。しかし、これらの研究では具体的な連携先について多くは言及されていない。

一方、福祉事業所の組織において、管理者は高い成果に結び付けるため、組織を構成する職員の担うべき役割を正しく認識し、やる気の向上等を通して職員一人ひとりの参画・協力を得ることが必要であると述べられている（全国社会福祉協議会 2009）。上記の小野や瀧川の調査の回答者は福祉事業所の管理者であったが、実際に当事者と接する人は現場の支援員である。そこで、福祉事業所の管理者と現場の支援員が考える当事者の就労支援、特に他機関との連携の必要性について、両者の考えの相違を明らかにすることで、今後の福祉事業所における当事者の就労支援への意識統一に向けた効果的な活動につながると考えた。

(2) 目的

本研究は犯罪を起こした軽度知的障がい者（当事者）の就労を受け入れる全国の就労系福祉事業所の管理者および現場の支援員について、両者が地域で必要と考える具体的な「連携」等の相違を調べ、今後の当事者の就労を促進するための福祉事業所の施策への示唆を得ることを目的とした。

II. 研究の方法

(1) 調査対象

調査対象は、知的障がい者の福祉的就労の場である就労系福祉事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所A型、同B型）の管理者と現場の支援員とした。

a) 全国の就労系福祉事業所の「管理者」への調査（調査期間：2015年9月～10月）

質問紙を送付する就労系福祉事業所は、WAM-NETを用いて各都道府県にある就労系福祉事業所の数に応じて按分して無作為に抽出し、総数767ヶ所を選定した。その内訳は、就労移行支援：264ヶ所、就労継続支援A型：237ヶ所、就労継続支援B型：266ヶ所である。回答者には、就労の受け入れの判断について権限を有すると考えられる「管理者」を指定し、就労系福祉事業所1ヶ所あたり1通の質問紙（無記名式）を同封し、総数で767通の質問紙を配布した。

b) 全国の就労系福祉事業所の「支援員」への調査（調査期間：2016年11月～12月）

ここでは、(1)と同様に質問紙を送付する就労系福祉事業所は、WAM-NETを用いて各都道府県にある就労系福祉事業所の数に応じて按分して無作為に抽出し、総数410ヶ所を選定した。その内訳は、就労移行支援：141ヶ所、就労継続支援A型：130ヶ所、就労継続支援B型：139ヶ所である。そして、回答者を現場の「支援員」とし、就労系福祉事業所1ヶ所あたり2通の質問紙（無記名式）

を同封し、総数で820通の質問紙を配布した。

(2) リサーチクエスション

ここで研究の背景と目的をもとに、当事者の就労に必要な地域の連携に関し、2つのリサーチクエスション（RQ）を設定した。

RQ1：職員の職位別（管理者と支援員）において必要と考える連携の違いはあるか。

RQ2：利用者の受け入れ経験の有無別において必要と考える連携の違いはあるか。

(3) 調査方法と解析方法

調査票には、『犯罪を起こした障がい者の就労を受け入れる場合、あなたの地域・自治体で最も整える必要がある「連携」についてあなたのお考え等をご自由にお書きください。』という質問について自由に記述してもらった。

自由記述回答の解析方法は、「管理者または支援員」および「当事者の就労受け入れの経験の有無別」について、4つの回答者群に分け、各々自由記述の内容に書かれた連携先別に回答数を集計した。一つの回答には複数の連携先が書かれていることが多く、各々の連携先を集計した。また、自由回答の内容を連携先に分け、佐藤（2008）の方法にもとづき、カテゴリー化した。以下、【 】はカテゴリー、「」はコードを示す。

(4) 倫理的配慮

本研究は日本福祉大学倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：14-21, 16-007）。

III. 結果

(1) 当事者の就労の受け入れを促進する連携先等の集計結果

管理者については132名から回答が得られた（回答率：17.2%）。その内訳は、当事者を就労受け入れした経験のない管理者が69名、経験のある管理者が63名であった。また、現場の支援員については、94名から回答が得られた（回答率：11.5%）。その内訳は、当事者を就労受け入れした経験のない支援員が51名、経験のある管理者が43名であった。

連携先としては、①障がい者支援機関・障がいの専門家、②自治体の福祉課等、③医療機関、④司法関係機関、⑤学校関係機関、⑥地域住民、⑦家族・保護者等、⑧警察、⑨職場の9ヶ所に集約できた。また、直接の連携先ではないが、⑩余暇活動、⑪住まい・暮らしの場、そして連携を取る上で当事者に関する情報の提供を希望

する意見が多数寄せられたため、これを⑫情報提供関連とし、⑩～⑫を「その他」と分類した。

ここで、連携を整える必要があると回答した連携先について管理者と支援員別かつ当事者の就労の受け入れ経験の有無別の4つの職員群に分けた回答者数の結果を図1に示す。

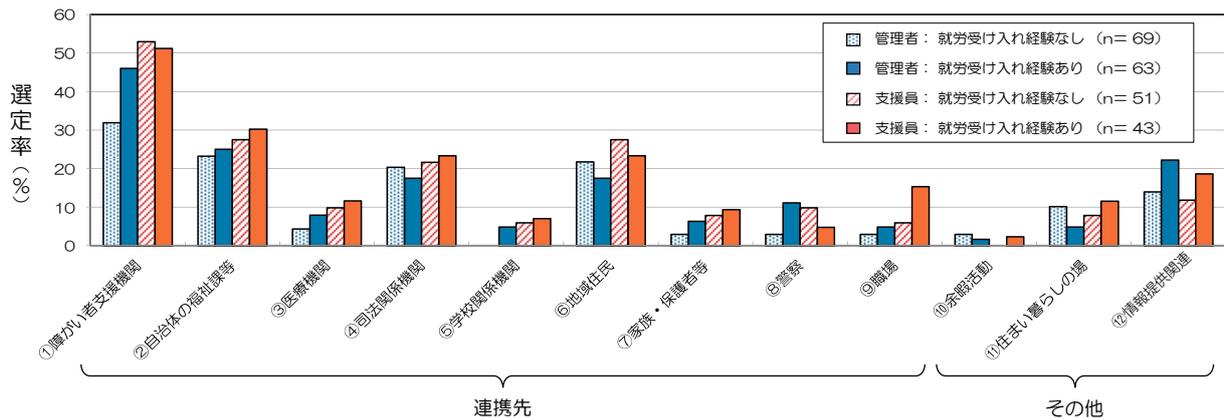


図1. 犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労に必要な連携先等
—管理者と支援員別 & 受け入れ経験の有無別における4つの職員群の結果—

全体の傾向として、「連携先」については、管理者と支援員ともに、①障がい者支援機関との連携を挙げる者の割合が30～50%前後で最も多かった。次に②自治体の福祉課等が20～30%前後で続き、④司法関係機関および⑥地域の住民・社会資源が20%前後でほぼ同じ割合であった。「その他」は、⑫情報提供関連が続くが回答群によりばらつきがみられた。残りの7つについては、回答数がほぼ10%以下であり、⑩余暇活動が最も少なかった。

また個々のデータについての特徴を述べると、①障がい者支援機関との連携については、管理者よりも支援員の方が整える必要性が高いと回答する割合が高かった。また②自治体の福祉課等、③医療機関、⑦家庭・保護者等との連携についても、管理者よりも支援員の方が高い傾向を示した。⑤学校教育機関では就労の受け入れ経験のない管理者は0%であった。⑥地域住民では管理者と支援員ともに就労の受け入れ経験の

ある者の方が割合は少なかった。⑧警察では就労の受け入れ経験のある管理者と受け入れ経験のない支援員の割合が多かった。⑩職場では就労の受け入れ経験のある支援員の割合が特に多かった。最後に⑫情報提供関連では管理者と支援員ともに就労の受け入れ経験のある者の割合が多かった。

(2) 当事者の就労の受け入れを促進する連携先等に関する自由記述

ここでは、4つの回答群について、当事者の就労の受け入れを促進するために地域で整える連携先に関する自由記述回答の内容を実際の例を挙げて、以下のア～エにまとめた。

ア. 就労の受け入れ経験のない管理者の自由記述の特徴 (表1-1参照)

この回答群では、「連携先」に関して、①障がい者支援機関に関する記述が多く見られ、カテゴリーとして【連携先の責任の明確化】、【周囲のサポート体制】が挙げられた。前者では連携

をマネジメントする人や部署の重要性、後者では連携の信頼関係や協力関係により相互に安心して支えていくことが述べられていた。次に⑥地域住民では【偏見なき地域での受け入れ】が得られ、当事者に孤立感を持たせないために集団に対する帰属意識を高めることや地域に受け

入れるための了解を取ることの必要性を述べていた。ここでも就労の受け入れ経験のある管理者と同様に再犯予防が挙げられていた。そして⑨職場では【理解のある雇用主】の必要性が指摘された。

表1-1. 地域で当事者の就労を促進するために必要な連携先に関する自由回答(1)

回答者: 当事者の就労の受け入れ経験のない「管理者」

連携先	カテゴリー	コード
連携先	①障がい者支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・連携先の責任の明確化 ・福祉サービス事業所と相談支援事業所との連携の過程で、誰が責任をもってその人を受け入れて見回るか、連携をマネジメントする人や部署が連携を生かすカギだと思う。 ・相談支援事業所をはじめ、福祉サービス等と密に連携し、どこかに任せきりにしたり、責任を転嫁する事態を避け、信頼関係や協力関係を結び、お互い安心して支えていくことが最も大切である。 ・受け入れた事業所の一人専属の支援員と当事者に信頼関係が構築できるようにサポートする。現状、事業所をサポートする体制が薄いと思う。
	⑥地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のサポート体制 ・再犯防止のため、地域の中で受け入れ体制の充実が課題だと思う。当事者に孤立感を持たせないために集団に対する帰属意識を高める ・地域に受け入れてサポートしますという暗黙の了解は必要である。了解なく再犯をした場合、その地域に戻ることや受け入れは不可能だと思う。何か事が起きてからそのようなでは手遅れだと思う。
	⑨職場	<ul style="list-style-type: none"> ・理解のある雇用主 ・理解と経験と想像力と意欲のある雇用主が必要である。
その他	⑩余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> ・心の浄化 ・当事者のやりたいサークル活動を見つけることで、心のカタルシスが起る
	⑫情報提供関連	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の情報が連携に不可欠な理由 ・犯罪歴を含む個人情報共有できる仕組みが必要である。一方で過去の経歴は、別の障がい要因となるため公表しにくいのも現実である。 ・再犯を防ぐためにも一定のフィルタを持った履歴の開示が必要である。 ・当事者の受け入れのノウハウの情報や困難・成功事例の共有なくして事業所の受け入れは進まない。まずは経験を持たないといけない。

また「その他」に関して、⑩余暇活動では当事者のやりたいサークル活動により、【心の浄化】が得られることが述べられた。そして、⑫情報提供関連では【当事者の情報が連携に不可欠な理由】、【犯罪者への対応法の共有】の2つが得られた。前者では、当事者の個人情報を共有できる仕組みの必要性とともに、個人情報の共有することで別の障がいの要因となる懸念も示された。また後者では、当事者の受け入れのノウハウや成功事例等を共有なくしては受け入れは進まず、まずは就労の受け入れ経験が重要であることが指摘された。

イ. 就労の受け入れ経験のある管理者の自由記述の特徴 (表1-2 参照)

この回答群では、「連携先」に関して図1に示すように、①障がい者支援機関を挙げる人数は多いが具体的な連携に関する記述は少なかった。

カテゴリーとして【連携組織の周知】では、支援機関名や連携先の幅が関係機関にオープンになること、【就労&相談支援の連携】では、就労生活支援員及び相談支援員との連携の必要性を述べていた。また②自治体の福祉課等では、【自立支援協議会が軸】として自立支援協議会を中心に体制作りをすること、および【24時間のサポート体制】の必要性が述べられた。④司法関係機関では、【成功事例の周知】として啓発活動を通じて成功事例を周知すること、【自己肯定感の付与】では当事者が自身の存在を肯定的に捉える必要性が指摘された。⑤学校教育機関では、就労とは直接には関連しないが、再犯防止のため教育を通じて当事者へ愛情を授ける必要性を述べていた。⑥地域の住民・社会資源では、【住民の意識の改革】と【住民意識への懸念】が挙げられ、前者では、積極的に主体的な地域の風

土を醸成することや当事者を受け入れたために地域住民の考え方を变えることが述べられた。また後者では、逆に地域住民の意識への懸念が述べられた。⑧警察では、【犯罪の抑止効果】と【犯罪者への対応法の共有】が挙げられ、当事者への介入の必要性や犯罪者に対する対応のノウハウの共有が述べられた。そして⑩企業・職場では、企業の理解が最も重要であるが、実際に就労しようとする経験上、【前科の秘匿】が不可欠であり、当事者の就労が困難であることを指摘していた。

「その他」に関して、⑫情報提供関連では、集計結果では必要性を挙げる数は多くなかったが、

自由記述では個々の記述として詳細な内容が多く、3つのカテゴリーが得られた。【当事者の情報が連携に不可欠な理由】では、当事者の個人情報と倫理の重要性と支援する上で関係者間における個人情報を周知し活用する必要性とのジレンマが指摘された。また、【司法からの情報不足】では、自治体の生活保護係や保護司からの情報提供が難しい現状が述べられた。また、個人情報がなければ早期支援ができずに再犯し手遅れになる、といった予防的観点からも述べられた。そして【情報交換の具体的条件】では、具体的な情報交換の頻度が事例にもとづき示された。

表1-2. 地域で当事者の就労を促進するために必要な連携先に関する自由回答(2)

回答者: 当事者の就労の受け入れ経験のある「管理者」

連携先	カテゴリー	コード		
連携先	①障がい者支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・連携組織の周知 ・就労&相談支援の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関名や連携の幅が関係機関にオープンになれば心強い。 ・就労生活支援員及び相談支援員との連携が必要である。 	
	②自治体の福祉課等	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会が軸 ・24時間のサポート体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を軸に連携のとれる体制作りが必要となる。 ・24時間に近い体制による連携を進めていく。 	
	④司法関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・成功事例の周知 ・自己肯定感の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事務所への啓発活動を通じ、成功事例を周知する。 ・当事者が自身の存在を肯定的に捉えられるようにする。 	
	⑤学校教育関係	<ul style="list-style-type: none"> ・愛情の授与 	<ul style="list-style-type: none"> ・青臭いが「愛情」の授与をしなければ再犯は防げないと思っている。 	
	⑥地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の意識の改革 ・住民意識への懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースを地域で解決した実践を深め、各機関それぞれが積極的に主体的に向き合えるような地域の風土を作っていくこと。 ・地域住民の考え方を变えるための情報交換の場とする。 ・地域の理解がないと、うわさだけで拒絶されてしまう。 ・地域における夜間の緊急時等の対応策が課題である。 	
	⑦警察	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の抑止効果 ・犯罪者への対応法の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいと思うが、抑止の為の警察の介入も場合によってはあり得る。 ・警察の介入・連携が大切だと思う。 ・犯罪歴がある障がい者についての知識が十分にはないので、警察に勉強会を開いてもらうなどしてノウハウを共有したい。 	
	⑨職場	<ul style="list-style-type: none"> ・前科の秘匿 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の理解が最も重要。現状では前科を伏せて就職させざるを得ない。 	
	その他	⑫情報提供関連	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の情報が連携に不可欠な理由 ・情報共有不足からくる問題点 ・情報交換の頻度 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の個人情報はシークレットの部分が多々あり、支援に繋がりにくく、合同支援会議等にて密な情報の連携が取れるようにしたい。 ・過去に捕らわれすぎることよくないが、必要な情報すら得られないこともあり、最低限のアセスメントがとれる情報の確保が望ましい。 ・同じ事業所種別の間の情報交換が不十分で、前事業所でアセスメント等の情報が知らされず、いつも初めての対応をしなければならない。 ・連携することにより、常時、誰かの目がないと防ぐことは出来ない。何か起こってから始めるより、起こる前に何とかしたい。 ・犯罪歴のある人には、生活保護係や保護司は情報提供してくれない。だから「チーム支援」ができなかった。 ・「累犯障害者」をマル秘情報としてもらえたら早期支援ができたかもしれない。個人情報には難しい問題があるが連携強化が必要。 ・親族、支援センター、事業所での週1~月1でのミーティング実施。 ・関係機関の情報交換は月1~2回行い、継続的な見守り体制をつくる。

ウ. 就労の受け入れ経験のない支援員の自由記述の特徴 (表 2-1 参照)

この回答群では、「連携先」に関して、①障が

い者支援機関との連携について、【24時間のサポート体制】や【保険による事業所のリスク低減】のように、職員として安心して支援できる

体制の必要性を指摘していた。特に「受入側事業所を守るべく保険や法的擁護が必要」と書かれているように、当事者よりも就労受け入れする事業所を第一に考えていた。⑤学校関係機関では、【「格差」問題に対処する必要性】において、格差を社会問題として捉え、「犯罪を起こす原因には貧しさ、親が親になれない状況」があり、学校教育で対応することへの要望が述べられていた。また⑥地域住民では、犯罪を起こした者へのレッテル貼りといった【犯罪を起こした障がい者への無理解】の影響が大きく、「地域

の方々の協力的な見守り」の必要性を指摘していた。⑧警察に関しては、【犯罪に関する不安の解消】において、警察力の行使の必要性として、「障がい者支援従事者は、犯罪の素人であるので、安全の確保がないと支援できない」点を挙げていた。また【犯罪を起こした障がい者への対応の研修】として、「警察署などによる犯罪を起こした障がい者対応の研修の導入」が求められていた。そして⑨職場については、【就労定着と生活の安定の両立】として、就労の重要性が指摘されていた。

表2-1. 地域で当事者の就労を促進するために必要な連携先に関する自由回答<3>

回答者: 当事者の就労の受け入れ経験のない「現場の支援員」

連携先	カテゴリー	コード
連携先	①障がい者支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間のサポート体制 ・受け入れた事業所が、いつでも相談できるように、24時間体制で対応できる窓口が設けられること、受け入れた事業所まかせてなく、駆け付けてくれる専門員がいるなどの体制があるとよい。 ・365日、24時間、いつでもどこでも相談できる所があるとよい。 ・一事業所で全てを支援することは避けるべき。ある種のリスクを抱える事も想定されるため「任意保険の充実」など、受入側事業所を守る保険や法的擁護(弁護士の確保など)が必須と思われる。
	⑤学校関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・「格差」問題に対処する必要性 ・社会問題として「格差」があり、犯罪を起こす原因には貧しさ、親が親になれない状況がある。この問題は、学校教育の中でも、しっかり教育して欲しいと節に思う。
	⑥地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を起こした障がい者への無理解 ・田舎にありがちな、レッテル貼りが大きな障がいとなることは想像できるので、地域の方々の協力的な見守りが必要だと考える。 ・地域社会全体において障がい者への理解が全く浸透していない。もっと理解が広がれば、連携が取れてくると思う。
	⑧警察	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に対する不安の解消 ・警察との連携が弱い。取り締りのみでなく予防に警察力の行使があった方がよい。障がい者支援従事者は、犯罪の素人であるので、こういった安全の確保がないとなかなか支援できない。 ・犯罪を起こした障がい者への対応の研修 ・障がい者施設と警察署との連携(直通電話の設置)、警察署などによる犯罪を起こした障がい者対応の研修の導入が必要である。
	⑨職場	<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着と生活の安定の両立 ・私生活に何か問題があれば、仕事の定着は難しく、逆に仕事の定着ができなければ、私生活の改善も難しいと思える。
その他	⑫情報提供関連	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の情報が展開なく支援される実態 ・情報を取り扱い方、個人情報だからという理由で、触法歴を伝えず次のサービスにつなげるケースがある。 ・問題を同時進行で解決するための情報把握 ・利用者の現状全てを把握し総合的な支援が大切だと思う。全ての支援を同時進行で行わなければ同じ問題をくり返すだけとなる。

「その他」に関して、⑫情報提供関連では、「個人情報だからという理由で、触法歴を伝えず次のサービスにつなげるケースがある」といった、【当事者の情報が展開なく支援される実態】を述べ、【問題を同時進行で解決するための情

報把握】では、当事者の就労受け入れの促進のために「全ての問題を同時進行で行わなければ、同じ問題をくり返すだけの支援となってしまう」ことを指摘していた。

表2-2. 地域で当事者の就労を促進するために必要な連携先に関する自由回答<4>

回答者:当事者の就労の受け入れ経験のある「現場の支援員」

連携先	カテゴリー	コード
連携先	①障がい者支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・触法者の受け入れ体制を整える際の“触法者への理解”“偏見”を軽減するための連携(施設, 人的支援 etc.)が不足している. ・生活環境の調整が必要と思う. 安心して帰る場所, 引受人となった家族の支え, 施設側の受け入れ環境の整備等. 起こりうる可能性を連携している事業所等での対応する考えを共有していく. ・軽度な犯罪や補導でも再犯のリスクが高かったり, 重大犯罪に発展する恐れがある場合, 速やかに支援施設が動いてそれらを未然に防ぐための連携が必要である. ・犯罪を起こした者への対応の専門機関と障がいの専門職として就労支援機関が繋がれば就労の継続に繋がる. ・関係各機関との迅速な(タイムラグのない)連携が必要と思われる. 支援者が手を差しのべるのが遅いために元の仲間と連絡をとってしまうこと, 犯罪に手を染めてしまう事が多いと思われる.
	②自治体の福祉課等	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所が地域などで理解されるのはかなり困難と思われる. 行政との連携がまず第一歩. 行政主体で理解を求める形でない地域, 自治体の理解はありえない.
	④司法関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・司法による犯罪者の更生は形式と思われる. 当事者は過去に形式的な謝罪を(内心は別)何度もして慣れている. 障がいのある犯罪者の更生には福祉的な手法が必要であると思う. ・弁護士, 保護司へ相談ができると良い. 当事者を受け入れてみてミスマッチの場合, すぐに退所を含めた判断をしてけると, 受け入れチャレンジも考えやすくなると思う.
その他	⑨職場	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の要因の一つが貧困であり, 職場の理解, 就業前の訓練や就業後の定着支援といった企業と福祉の連携が重要である. ・就労に向けて理解ある企業の拡充が必要である.
	⑩余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等で移動支援やサークル活動の場が増えてくると, 誰かの目が問題行動の防止になるのではないかとと思う
	⑫情報提供関連	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設出所時の情報展開 ・就労継続ができなくなる方の多くは, 日常生活の崩れや家庭問題が大きく, 生活と仕事の情報共有が出来る仕組み作りが必要である. ・利用者に関わる機関とスムーズに情報共有できる仕組みが必要. ・当事者の変化やちょっとした違和感を情報共有できる体制が大切と考える. 当事者を見守り孤立させないため, 一対一の関係だけではなく, 社会の中で様々なつながりを持つことが必要である. ・触法者支援に関わった事のある関係者から話を聞いたり, 連携して支援させてもらいたい.

エ. 就労の受け入れ経験のある支援員の自由記述の特徴 (表 2-2 参照)

この回答群では、「連携先」に関し、①障がい者支援機関との連携について、問題点のみならず、【起こり得る困難への予防】のように、当事者が再び犯罪に至らないような対処を考えている点、関係各機関との迅速な【タイムラグのない連携】の重要性を指摘している点のように具体的な指摘が多かった。また②自治体の福祉課等との連携では、行政主体で地域への理解活動を進める必要性を指摘していた。④司法関係機関については、【犯罪者の更生支援の課題】として、司法の支援方法に福祉的な手法を取り入れることの必要性や、【当事者がやり直しできる体制】として、受け入れ後にミスマッチが生じて

も再チャレンジできる連携について述べられていた。そして⑨職場では、犯罪の要因の一つと考えられる“貧困”を解消するため、【理解ある企業】が、就業前の訓練や就業後の定着支援といった企業と福祉の連携を行うことが重要と述べていた。

「その他」に関して、⑩余暇活動では、余暇活動が【問題行動の防止】として捉えられていた。⑫情報提供関連では、矯正施設から出所する時は、相談支援事業や家族、住まい、就労先を連携先に考えていることが多く述べられた。また、日常生活の情報共有として、当事者の変化やちょっとした違和感についての情報を共有する必要性を指摘していた。

IV. 考察

(1) 管理者および現場の支援員について(表1-1～表2-2の考察)

まずは管理者について就労の受け入れ経験の有無別について比較してみる。表1-1、表1-2をみると、主に3つの点で違いがうかがえた。一つ目は、「再犯予防」に関する点である。就労の受け入れ経験のない管理者は、就労の受け入れ経験のある管理者に比べ、犯罪予防に関する連携の必要性が多く語られていた。小俣(2012)は有害事象の危険の予測可能性が低く、対処が困難な事態ほど不安や恐怖、ストレスが強いと述べている。よって就労の受け入れ経験のない管理者が犯罪予防に関心を持つことは当然と言えよう。また就労の受け入れ経験のある管理者も犯罪予防に関して無関心ではなく、警察との連携の必要性に言及している。すなわち、当事者を受け入れた結果、警察の介入を必要とする事案が発生したと考えられ、その結果、現実的には当事者を受け入れた際の対応方法やもしもの時には警察の介入を必要とする考えに至ったと思われる。一方、小林(2017)は、当事者が危険な状況にある場合は、対峙するよりも支援者側が回避・避難する方が望ましい場合も多いと述べている。二つ目は、「地域住民に対する意識の本気度」である。就労の受け入れ経験のある管理者は、【住民意識への懸念】として「地域の理解がないと、うわさだけで拒絶されてしまう」と述べ、また、【住民の意識の改革】として「各機関それぞれが積極的で主体的に向き合えるような地域の風土を作っていく」、「地域住民の考え方を変えるための情報交換の場とする」など、困難ケースを地域で解決することを通じて積極的に主体的な地域の風土を醸成することや当事者を受け入れたために地域住民の考え方を変えるという強い意志がうかがえた。さらに三つ目として、就労の受け入れ経験のある管理者は、「情報提供に関する問題点を詳細に指摘している点」である。カテゴリーの流れを見ても、【当事者の

情報が連携に不可欠な理由】、【情報共有不足からくる問題点】、【情報交換の具体的な条件】といったように、情報共有が進まないことによる弊害を論理的に指摘し、具体的な事例も示していた。いかに、就労を受け入れる側にとって、当事者に関する情報が必要不可欠であるかが理解できる。岡本(2017)は、矯正施設からみた地域生活支援の課題として、個人情報保護の観点から十分な情報を先方に伝えられないことを挙げている。2017年5月30日から個人情報保護法が改正され、個人情報の利用目的の明確化や第三者への個人情報を提供する際に記録を取るなどの透明化が義務付けられた。当事者に関する情報は、プライバシーに関する情報が多いと思われるが、当事者の自立を支援するという目的のため、地域での連携の際に活用できるように新たな仕組みを作り上げていく必要があると考えられる。

次に、支援員の就労受け入れ経験の有無別について比較してみる。表2-1、表2-2をみると、一つの共通意識がうかがえた。それは、「障がい者支援機関の連携」に関する点である。就労の受け入れ経験のある支援員は、【タイムラグのない連携】を指摘し、「支援者が手を差しのべるのが遅いために元の仲間と連絡をとって犯罪に手を染めてしまう」ことが問題である旨を述べていた。就労の受け入れ経験のない支援員も情報共有関連のカテゴリーで【問題を同時進行で解決するための情報把握】を挙げ、「利用者の現状すべてを把握し、全ての問題を同時進行で行う」と述べている。これは連携の一つと考えてよいであろう。

(2) リサーチクエスチョン(RQ1～2)に関する考察

ここでは(1)の内容等をもとに、2つのリサーチクエスチョンについて言及する。

RQ1：職員の職位別(管理者と支援員)において必要と考える連携の違いはあるか。

管理者は連携マネジメントの観点、支援員は

現場における具体的な行動の必要性の観点から意見を述べていた。また、地域住民との連携について、管理者は困難ケースを地域で解決することを通じて積極的で主体的な地域の風土を醸成することや当事者を受け入れたために地域住民の考え方を転換するという強い意志がうかがえた。そして、当事者に孤立感を持たせないために集団に対する帰属意識を高めることや地域に受け入れるための了解を取る必要性が指摘された。支援員では、「地域の方々の協力的な見守り」が必要であるという具体的な行動レベルの意見がうかがえた。また、管理者と支援員はともに受け入れ経験に関わらず当事者に関する情報提供の必要性を指摘していた。特に管理者は当事者の個人情報への扱う倫理の重要性と、支援に際して関係者間における個人情報を周知し活用する必要性についてのジレンマを指摘し、情報提供に対する必要性の認識が高かった。

R Q 2 : 就労の受け入れ経験の有無別において必要と考える連携の違いはあるか。

警察との連携について、受け入れ経験のある管理者からは当事者の犯罪の抑止効果を期待し、受け入れ経験のない支援員からは犯罪に対する支援側の不安の解消を期待していた。また、情報提供関連については、管理者と支援員ともに受け入れ経験のある方が、情報共有不足からくる問題点として、就労や日常生活への懸念や司法関係者からの情報提供の必要性が述べられていた。

V. 結論と研究の限界

犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労に必要な地域の連携について、就労系福祉事業所の管理者と現場の支援員へ調査を行った。その結果、管理者と現場の支援員ともに障がい者に関する情報共有できる連携を重視していた。また管理者は連携をマネジメントする人や部署の重要性を指摘し、現場の支援員は障がい者を受け入れる環境の整備等の具体的な指摘が多かった。

また就労の受け入れ経験の有無により、警察との連携する目的が異なる等、連携相手へ期待する内容の違いがうかがえた。以上の結果から、就労系福祉事業所の管理者と現場の支援員の考えの相違を踏まえた地域の連携等の必要性が示唆された。

また研究の限界として、本研究の回収率が著しく低いため、そこから引き出される知見を一般化するためには更にデータ数を増やす必要があること、また就労継続支援事業所A型とB型の利用者を一括して「軽度知的障がい者」としているが、それぞれの事業所ごとに分析することでより詳細な示唆が得られたことが挙げられる。

謝 辞

全国の就労系福祉事業所の管理者および現場の支援員の方々には、ご多忙にも関わらず質問紙調査にご協力を頂きました。また本研究を行うにあたり日本福祉大学の山崎喜比古教授にご指導頂きました。そして、本研究の費用の一部は公益財団法人日工組社会安全研究財団より助成して頂きました。以上、心より厚く御礼申し上げます。

注

- (1) ここで障害者支援施設は、知的障害者入所施設、同授産施設、旧知的障害者入所更生施設、同入所授産施設を指している。
- (2) ここで就労系福祉事業所は、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、同B型支援事業所である。

文 献

- 星加良司・西倉実季・飯野由里子ら (2016) 『合理的配慮—対話を開く対話が拓く—』有斐閣
法務省 (2013) 『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇 研究部報 52』法務省総合研究所
法務省 (2014) 『宣言：犯罪に戻らない・戻さない

- ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
平成26年12月16日 犯罪対策閣僚会議
決定』
- 法務省 (2015) 「協力雇用主」を募集しています
(パンフレット) ([http://www.moj.go.jp/
content/001146723.pdf](http://www.moj.go.jp/content/001146723.pdf),2019.09.01)
- 法務省 (2017) 『再犯防止計画 平成29年12
月15日』
- 法務省 (2018) 「新受刑者の罪別能力検査値」
([http://www.moj.go.jp/housei/toukei/
toukei_ichiran_kousei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/
toukei_ichiran_kousei.html),2019.09.15)
- 川島二三子 (2012) 「更生保護施設から見る対象
者の現状と支援の課題」『東海非行問題研究』
9, 92-97
- 木村隆夫 (2013) 「高齢・障害犯罪者の社会復帰
支援施策の現状と課題」『日本福祉大学社会福
祉論集』128, 83-113
- 小林隆裕 (2017) 「入所型障害者支援施設にお
ける取り組み 対象者の理解とアセスメント,
リスクマネジメントの視点から」生島浩編『触
法障害者の地域生活支援 その実践と課題』
16-28, 金剛出版
- 小長井賀與 (2018) 「罪を犯した人の地域社会へ
の再統合ー司法と福祉の連携の課題と展望ー」
『社会福祉研究』131, 22-29
- 岡本英夫 (2017) 「地域生活支援に携わる人々
から見た現状ー立場による意識の違い, そし
て社会に送り出す側から見えるものー」生島
浩編『触法障害者の地域生活支援』金剛出版,
44-54
- 小俣謙二 (2012) 「犯罪の予測可能性・対処可能
性評価が大学生の犯罪リスク知覚と犯罪不安
に及ぼす影響」『社会心理学研究』
23 (3) ,174-184
- 小野隆一・木下大生・水藤昌彦 (2011) 「福祉
の支援を必要とする矯正施設等を退所した知
的障害者等の地域生活移行を支援する職員の
ための研修プログラムに関する調査研究 (そ
の1)」『研究紀要第4号 (平成22年度)』, 独
立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの
園,1-14
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方
法・実践』新曜社
- 全国社会福祉協議会 (2009) 『社会福祉法人・施
設における人材マネジメント』社会福祉法人
全国社会福祉協議会,19
- 瀧川賢司 (2019) 「犯罪を起こした軽度知的障
がい者の就労の受け入れに関する福祉事業所
の管理者の意向ービニエット法を用いた質問
紙調査の解析ー」『中部社会福祉学研究』
10, 95-105
- 八巻(木村)知香子・寺島 彰・山崎善比古 (2008)
「障害当事者が感じる社会の「まなざし」ー国
立身体障害者リハビリテーションセンターの
入所生への聞き取り」『国立身体障害者リハビ
リテーションセンター研究紀要』24,21-28

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会 (以下、「委員会」と略す) を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
 - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
 - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿3部及びCD-ROMを提出する。
 - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
 - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
 - (5) 1枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
 - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5つ以内）を記す。
 - (7) 3枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年9月末日とし、発行は3月30日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびCD-ROMは返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

2019年5月1日一部改正

「5. 投稿原稿の締め切りは、毎年9月末日とし、発行は3月30日とする。」

査読規程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：研究ノートへの変更、E：不採用の5段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

<査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

<依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

I 項目別評価 (各項目ごとに該当する評価1つに○をおつけください)

	評価基準: a 適切 b 不適切 c 非該当		
1 執筆要領(注・文献も含めて)に適合しているか	a	b	c
2 先行研究を的確に踏まえているか	a	b	c
3 研究目的は明確であるか	a	b	c
4 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b	c
5 研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b	c
6 使用されている概念・用語は適切であるか	a	b	c
7 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b	c
8 論理の展開には一貫性があるか	a	b	c
9 考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b	c
10 表題は内容を適切に表現しているか	a	b	c
11 要旨の内容は適切であるか	a	b	c
12 省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b	c
13 図表の体裁(タイトル・単位・形式)は整っているか	a	b	c
14 図表は本文の説明と適合しているか	a	b	c
15 研究倫理上の問題はないか	a	b	c

II 掲載についての評価 (該当する項目1つに○をおつけください)

評価	A 無修正で掲載可 B 修正後に掲載可 C 修正後に再査読 D 論文から研究ノートに変更して掲載 E 不採用
----	--

査読年月日 年 月 日 査読者署名

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

編集後記

- ・政府は、2020年4月16日新型コロナウイルス感染増加に対応する、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大した。これにより、新たに対象となった地域の知事は、法的根拠のある外出自粛要請が可能となった。
- ・現在、多くの大学では休講中であり、概ね連休明けから遠隔授業の方法でその準備が進められている。いくつかの課題があるが、なかでもネット環境のない学生への支援が急務である。
- ・スーパーやコンビニでは、カウンターの上には飛沫防止のビニールシート付けられ、勘定とつり銭のやりとりはトレーで行う。客も店員もマスク姿であり、客の列(足元)には、適切な距離を取るためのラインが敷かれている。
- ・このような状況のなかで、いつも支援の対象から外れる方々が出てくる。例えば、在宅の医療的ケアを必要とする方々の消毒液不足である。新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けて、それぞれの立場で出来ることを考えさせられる。
- ・今回は藤原正範先生の「再犯防止とソーシャルワーク」記念講演とパネルディスカッションを掲載しました。大変有意義な議論でした。
- ・『中部社会福祉学研究』第11号では、論文5編、書評3編、研究ノート1編が掲載されております。
- ・本誌が若手研究者の研究発展の場として、更に多くの会員の皆様の投稿をお待ちしております。

(佐々木 隆志)

編集委員長 佐々木 隆 志
編集委員 湯 原 悦 子
杉 本 貴代栄
大 藪 元 康
伊 藤 葉 子

中部社会福祉学研究

第11号

2020年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆 志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 山 田 荘志郎

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

(電話) 054-265-0870

(FAX) 054-265-2180

Contents

March 2020

Symposium

Masanori FUJIWARA 1
Kaoru INOUE
Keita SAKURAI
Yoshihiko HIZAWA
Fumito ITO
Etsuko YUHARA
Soushirou YAMADA
Jouji SHIBATA

Original Article

- Related factors for repressive attitudes toward the reception of public assistance : Secondary Analysis of SPSC Survey Data
Soushirou YAMADA 43
- A Study of going on to University for People with Intellectual Disabilities –Suggestions from Practices of the United States–
Kazuyo MIZUNO 55
- The Type of the Conflict in the Principal Organization — Through the Analysis Focusing on the Relationship between Members —
Kazuhiro HIRAMATSU..... 67
- Impact of evaluation investigator's evaluation experience on image for third party evaluation
Yuko KIDO 79
- Elderly Consciousness Change Process through Interaction with Young People in the Community:Focusing on Generativity
EUNHEE CHOI 89

Book Review

Kiyoe SUGIMOTO 101
Tamiko IRI 105
Yachiyo SUDO 113

Notes

- Necessary Local Collaboration for Employment of Persons with Mild Intellectual Disabilities Who Committed Crimes : Consciousness Survey of Managers at Work-Related Welfare Centers and On-Site Support Staff
Kenji TAKIGAWA 119